令和6年長浜市議会定例会

令和7年3月定例月議会

議案書

- 別冊 令和7年度長浜市一般会計予算
- 別冊 令和7年度長浜市国民健康保険特別会計予算
- 別冊 令和7年度長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)予算
- 別冊 令和7年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計予算
- 別冊 令和7年度長浜市介護保険特別会計予算
- 別冊 令和7年度長浜市休日急患診療所特別会計予算
- 別冊 令和7年度長浜市農業集落排水事業特別会計予算
- 別冊 令和7年度長浜市病院事業会計予算
- 別冊 令和7年度長浜市公共下水道事業会計予算
 - 3 令和6年度長浜市一般会計補正予算(第9号)
 - 44 令和6年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
 - 56 令和6年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)
- 64 令和6年度長浜市介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 74 令和6年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 86 令和6年度長浜市病院事業会計補正予算(第3号)
- 90 令和6年度長浜市公共下水道事業会計補正予算(第3号)
- 101 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整理に関する条例の制定について
- 102 長浜市事務分掌条例の一部改正について
- 103 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 106 長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 182 長浜市税条例の一部改正について
- 183 長浜市手数料条例の一部改正について
- 228 長浜市国民健康保険条例の一部改正について
- 229 長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例の一部改正につい で
- 230 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 231 長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について
- 232 長浜市市営住宅条例の一部改正について
- 235 長浜市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

- 237 ふるさと長浜寄附条例の一部改正について
- 238 長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について
- 240 長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 244 長浜市附属機関設置条例の一部改正について
- 245 長浜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について
- 247 長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 248 長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例の一部改正について
- 249 字の区域及び名称の変更について
- 251 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について
- 252 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について
- *253* 財産の譲渡について
- 255 財産の貸付けについて
- 256 損害賠償の額を定めることについて

令和6年度長浜市一般会計補正予算(第9号)

令和6年度長浜市一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ975,077千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,660,665千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位: 千円)

成人 へ			-	(単位:千円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 地方特例交付金		609, 475	23, 602	633, 077
	1 地方特例交付金	609, 475	23, 602	633, 077
10 地方交付税		14, 810, 423	1, 097, 688	15, 908, 111
	1 地方交付税	14, 810, 423	1, 097, 688	15, 908, 111
12 分担金及び負担金		229, 154	△30, 425	198, 729
	1 分担金	22, 294	1, 575	23, 869
	2 負担金	206, 860	△32, 000	174, 860
14 国庫支出金		8, 194, 269	179, 630	8, 373, 899
	1 国庫負担金	5, 955, 119	95, 207	6, 050, 326
	2 国庫補助金	2, 212, 612	84, 423	2, 297, 035
15 県支出金		4, 411, 122	77, 755	4, 488, 877
	1 県負担金	2, 253, 721	34, 797	2, 288, 518
	2 県補助金	1, 776, 020	42, 958	1, 818, 978
16 財産収入		328, 399	11,884	340, 283
	1 財産運用収入	244, 899	11,884	256, 783
17 寄附金		476, 655	110, 000	586, 655
	1 寄附金	476, 655	110, 000	586, 655
18 繰入金		5, 234, 196	△235, 358	4, 998, 838
	1 基金繰入金	5, 175, 891	$\triangle 235,358$	4, 940, 533
20 諸収入		1, 823, 866	△95, 473	1, 728, 393
	4 受託事業収入	39, 643	△9,000	30, 643
	5 雑入	1, 741, 317	△86, 473	1, 654, 844
21 市債		3, 731, 900	△164, 226	3, 567, 674
	1 市債	3, 731, 900	△164, 226	3, 567, 674
歳 入	合 計	61, 685, 588	975, 077	62, 660, 665

歳出 (単位:千円)

				(単位:十円)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		7, 677, 264	281, 132	7, 958, 396
	1 総務管理費	6, 549, 150	276, 757	6, 825, 907
	2 徴税費	570, 510	△2,000	568, 510
	3 戸籍住民基本台帳費	420, 740	6, 375	427, 115
3 民生費		22, 688, 001	56, 660	22, 744, 661
	1 社会福祉費	12, 221, 652	$\triangle 43,455$	12, 178, 197
	2 児童福祉費	8, 718, 414	40, 115	8, 758, 529
	3 生活保護費	1, 747, 935	60,000	1, 807, 935
4 衛生費		5, 533, 344	△16, 862	5, 516, 482
	1 保健衛生費	5, 533, 344	△16, 862	5, 516, 482
5 労働費		17, 865	1,802	19, 667
	1 労働諸費	17, 865	1,802	19, 667
6 農林水産業費		2, 278, 252	157, 817	2, 436, 069
	1農業費	2, 114, 586	165, 817	2, 280, 403
	2 林業費	160, 478	△8, 000	152, 478
7 商工費		1, 090, 685	$\triangle 4,525$	1, 086, 160
	1 商工費	1, 090, 685	$\triangle 4,525$	1, 086, 160
8 土木費		5, 973, 704	290, 521	6, 264, 225
	1 土木管理費	538, 286	8, 081	546, 367
	2 道路橋梁費	1, 834, 932	119, 450	1, 954, 382
	3河川費	252, 427	15, 170	267, 597
	4都市計画費	3, 053, 211	147, 022	3, 200, 233
	5 住宅費	294, 848	798	295, 646
9 消防費		3, 717, 511	△1, 187	3, 716, 324
	1 消防費	3, 717, 511	△1, 187	3, 716, 324
10 教育費		7, 938, 153	209, 719	8, 147, 872
	1 教育総務費	1, 438, 944	4, 629	1, 443, 573
	2 小学校費	1, 505, 600	179, 100	1, 684, 700
	3 中学校費	1, 525, 457	△21, 864	1, 503, 593
	4 幼稚園費	710, 770	△59, 660	651, 110
	5 社会教育費	917, 820	△20, 360	897, 460
	6 保健体育費	1, 839, 562	127, 874	1, 967, 436
歳出	合 計	61, 685, 588	975, 077	62, 660, 665

第2表 繰越明許費補正

追加 (単位:千円)

			(単位・1円)
款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	地域振興政策費	71, 784
6 農林水産業費	1 農業費	農業経営支援事業費	30, 000
		農業用施設等維持管理事業費	26, 982
		土地改良事業費	7, 723
8 土木費	1 土木管理費	地籍調査事業費	23, 112
	2 道路橋梁費	スマートインター整備事業費	75, 451
		補助道路整備事業費	73, 384
		橋梁長寿命化事業費	152, 716
	3 河川費	地域整備事業費	54, 398
	4 都市計画費	都市公園等管理事業費	5, 400
		補助街路整備事業費	103, 885
10 教育費	1 教育総務費	教育委員会事務経費	15, 996
	2 小学校費	小学校校舎等維持管理経費	179, 100
	3 中学校費	中学校校舎等維持管理経費	24, 100
	5 社会教育費	文化財保護普及事業費	1, 400
		指定文化財等保存整備事業費	23, 583
	6 保健体育費	スポーツ施設整備事業費	8, 200
•			

変更

款	項	補 正	前	補正	後
45/	- TA	事 業 名	金額	事 業 名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公有財産管理事 務経費	73, 000	公有財産管理事 務経費	163, 000
2 松坊負	3 戸籍住民基 本台帳費	戸籍住民基本台 帳管理事務経費	3, 784	戸籍住民基本台 帳管理事務経費	10, 159
0 上七弗	2 道路橋梁費	雪寒対策費	98, 300	雪寒対策費	151, 300
8 土木費	5 住宅費	住宅建築改修等 支援事業費	25, 700	住宅建築改修等 支援事業費	48, 700

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
己高庵指定管理料	令和7年度	6, 128千円

第4表 地方債補正

変更

起債の目的		;	補正前			補正後	ξ	
起頂の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等改修事 業	千円 99, 700				千円 72,800			
市民まちづく りセンター整 備事業	311,000				307, 000			
駅関連施設整 備事業	36, 900			政府資金及び滋 賀県市町振興資	31, 500			
農地整備事業	54, 500		6.0%以内 (ただし、政 府資金及び地	金貸付金につい ては、その融資 条件により、銀 行その他の場合	98, 100	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
林業振興事業	6, 700	普通貸借 又 は 証券発行	方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを	には、その債権 者と協定するも のによる。ただ	18, 500			
道路橋梁整備 事業	326, 800	, may 3 92 13	行った後にお いては、当該 見直し後の利	し、市財政の都 合により、据置 期間及び償還期 限を短縮し、又	376, 400			
都市計画施設 整備事業	273, 000		率)	は、繰上償還若 しくは、低利に 借換えすること	257, 500			
学校教育施設 整備事業	821, 500			ができる。	696, 000			
社会教育施設 整備事業	75, 900				58, 900			
臨時財政対策	200, 000				125, 074			

令和6年度長浜市一般会計 補正予算(第9号)説明書

歳入

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 地方特例交付金	609, 475	23, 602	633, 077
≒ +	609, 475	23, 602	633, 077

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1 地方交付税	14, 810, 423	1, 097, 688	15, 908, 111
計	14, 810, 423	1, 097, 688	15, 908, 111

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 1 分担金

目	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費分担金	22, 294	1, 575	23, 869
±±1-1	22, 294	1, 575	23, 869

(款) 12 分担金及び負担金

(項) 2 負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費負担金	206, 790	△32,000	174, 790
≒ +	206, 860	△32,000	174, 860

(款) 14 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費国庫負担金	5, 858, 280	95, 207	5, 953, 487
計	5, 955, 119	95, 207	6, 050, 326

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費国庫補助金	597, 370	△31, 525	565, 845
3 民生費国庫補助金	546, 821	2, 506	549, 327

節			説明	
区 分	金	額	説明	
1 地方特例交付金		23, 602	住宅借入金等特別税額控除減収補填特例交付金	8, 019
			定額減税減収補填特例交付金	15, 583

(単位:千円)

節		説		
区 分	金額	東 尤	97	
1 地方交付税	1, 097, 688	普通交付税		1, 097, 688

(単位:千円)

節			説	明	
区 分	金	額	可儿	1973	
1 農業費分担金		1, 575	経営体育成基盤整備事業分担金		24
			中山間地域整備事業費分担金		1, 551

(単位:千円)

節		説	明	
区 分	金 額	東 允	97	
2 児童福祉費負担金	△32,000	保育所入所児童保護者負担金		△32, 000

(単位:千円)

節			説	明
区 分	金	額	市 儿	97
1 社会福祉費負担金		△3, 472	国民健康保険基盤安定対策費負担金	△3, 472
3 児童福祉費負担金		53, 679	児童手当交付金	△75, 182
			民間保育所運営費負担金	130, 361
			子育てのための施設等利用給付交付金	△1,500
4 生活保護費負担金		45,000	生活保護費等負担金	45, 000

節		説	Ħ	
区分	金	額]	力
1 総務管理費補助金		△31, 525	社会保障・税番号制度システム整備費補助	5 6,375
			物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	≥ △37, 900
3 児童福祉費補助金		2, 506	子ども子育て支援交付金	2, 506

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
8 土木費国庫補助金	626, 931	52, 789	679, 720
10 教育費国庫補助金	363, 744	60, 653	424, 397
3 +	2, 212, 612	84, 423	2, 297, 035

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
3 民生費県負担金	2, 252, 438	34, 797	2, 287, 235
計	2, 253, 721	34, 797	2, 288, 518

(款) 15 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費県補助金	162, 769	9, 068	171, 837
3 民生費県補助金	790, 478	△18, 915	771, 563
6 農林水産業費県補助金	537, 669	△502	537, 167
8 土木費県補助金	88, 027	22, 315	110, 342
10 教育費県補助金	143, 236	30, 992	174, 228
<u> </u>	1, 776, 020	42, 958	1, 818, 978

					\ 1 I— 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
節			説	明	_
区分	金	額	司元	971	
2 道路橋梁費補助金		65, 327	社会資本整備総合交付金		27, 090
			道路局所管補助金		38, 237
3 河川費補助金		3, 958	社会資本整備総合交付金		3, 958
4 都市計画費補助金		△8, 169	社会資本整備総合交付金		△8, 169
5 住宅費補助金		△8, 327	社会資本整備総合交付金		△5, 634
			空き家対策総合支援事業補助金		△2, 693
1 小学校費補助金		44,640	学校施設整備費補助金		44, 640
2 中学校費補助金		16, 013	学校施設整備費補助金		16, 013

(単位:千円)

節				明	
区分	金	額	市 九	971	
1 社会福祉費負担金		7,884	国民健康保険基盤安定対策費負担金		7, 884
3 児童福祉費負担金		26, 913	児童手当負担金		△12, 407
			民間保育所運営費負担金		39, 320

節		\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	7 . 1 1 1)
区分	 金 額	説明	
1 総務管理費補助金		 子ども・子育て施策推進交付金	9, 068
3 老人福祉費補助金		介護施設等開設準備経費補助金	△15, 300
4 児童福祉費補助金	△3, 615	地域子育て支援事業費補助金	2, 506
		保育対策総合支援事業費補助金	△11, 501
		子ども・子育て支援事業費補助金	2, 200
		保育所等食料品価格高騰対策事業費補助金	3, 180
2 農業振興費補助金	$\triangle 10,457$	産地競争力の強化対策事業費補助金	3, 528
		環境保全型農業直接支払交付金	$\triangle 3,749$
		担い手農地集積促進事業費補助金	$\triangle 2,736$
		新規就農者育成総合対策事業費補助金	$\triangle 7,500$
3 農地費補助金	9, 955	小規模土地改良事業費補助金	1,500
		農業水路等長寿命化事業費補助金	5,000
		農業水利施設省エネルギー化推進事業費補助金	3, 455
1 土木管理費補助金	22, 315	地籍調査事業費補助金	10, 101
		丹生水源地域整備事業特別交付金	12, 214
3 保健体育費補助金	30, 992	わたSHIGA輝く国スポ競技別リハーサル大会運営費補	
		助金	△9, 008
		わたSHIGA輝く国スポ・障スポ市町競技施設整備費補	
		助金	40, 000

(款) 16 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
2 利子及び配当金	199, 977	11, 884	211, 861
計	244, 899	11, 884	256, 783

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2 総務費寄附金	476, 655	110, 000	586, 655
計	476, 655	110, 000	586, 655

(款) 18 繰入金

(項) 1 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2 減債基金繰入金	3, 009, 568	△232, 544	2, 777, 024
4 地域福祉基金繰入金	207, 163	2, 891	210, 054
5 教育施設整備基金繰入金	399, 067	△46, 409	352, 658
9 丹生ダム対策基金繰入金	13, 715	△9, 172	4, 543
10 まち・ひと・しごと創生総合戦略推	101, 871	△12, 511	89, 360
進基金繰入金			
13 デジタル化推進基金繰入金	335, 409	△36, 632	298, 777
14 公共施設等総合管理基金繰入金	746, 279	101, 019	847, 298
15 環境と社会経済の好循環創造基金繰	39, 723	△2,000	37, 723
入金			
計	5, 175, 891	△235, 358	4, 940, 533

節			説明	
区分	金	額]	
1 基金利子		11,884	財政調整基金利子	2, 194
			減債基金利子	$\triangle 226$
			地域福祉基金利子	2, 926
			教育施設整備基金利子	626
			文化芸術振興基金利子	10
			職員退職手当基金利子	603
			協働でつくる長浜まちづくり基金利子	$\triangle 1,237$
			丹生ダム対策基金利子	45
			電源立地地域対策交付金等事業基金利子	3
			まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金利子	1, 919
			保育士等確保緊急対策基金利子	15
			子ども未来教育基金利子	1, 514
			デジタル化推進基金利子	239
			公共施設等総合管理基金利子	3, 447
			環境と社会経済の好循環創造基金利子	△194

(単位:千円)

節			説		明	
区分	金	額	Ē	近	99	
1 総務管理費寄附金		110,000	総務管理寄附金			110, 000

節		
区分	金 額	が、一切
1 減債基金繰入金	△232, 544	4
1 地域福祉基金繰入金	2, 891	1
1 教育施設整備基金繰入金	△46, 409	9
1 丹生ダム対策基金繰入金	△9, 172	2
1 まち・ひと・しごと創生総	△12, 511	1
合戦略推進基金繰入金		
1 デジタル化推進基金繰入金	△36, 632	2
1 公共施設等総合管理基金繰	101, 019	9
入金		
1 環境と社会経済の好循環創	△2,000	0
造基金繰入金		
_		

(款) 20 諸収入

(項) 4 受託事業収入

目	補正前の額	補正額	計
10 教育費受託事業収入	15, 000	△9,000	6,000
計	39, 643	△9,000	30, 643

(款) 20 諸収入

(項) 5 雑入

目	補正前の額	補正額	計
5 雑入	1, 741, 294	△86, 473	1, 654, 821
計	1, 741, 317	△86, 473	1, 654, 844

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
2 総務債	485, 300	△36, 300	449, 000
6 農林水産業債	61, 200	55, 400	116, 600
8 土木債	636, 000	34, 100	670, 100
10 教育債	942, 300	△142, 500	799, 800
13 臨時財政対策債	200, 000	△74, 926	125, 074
計	3, 731, 900	△164, 226	3, 567, 674

節				明	
区 分	金	額	武化	971	
1 社会教育費受託事業収入		△9,000	埋蔵文化財発掘調査受託事業収入		△9, 000
				•	

(単位:千円)

節		説	明	
区分	金 額	元	97	
2 総務費雑入	10, 264	その他雑入		10, 264
3 民生費雑入	△5, 000	一時保育サービス利用料		△3, 000
		保育所給食費等負担金		△2, 000
4 衛生費雑入	△94, 097	新型コロナ定期接種ワクチン助成金		△94, 097
8 土木費雑入	2, 360	(仮称) 神田SIC整備事業負担金		△5, 810
		水資源機構市道使用負担金		8, 170
			•	

節		. 説	明	
区分	金 額	市 光	99	
3 庁舎等改修事業債	△26, 900			
6 市民まちづくりセンター整	△4,000			
備事業債				
7 駅関連施設整備事業債	△5, 400			
1 農地整備事業債	43, 600	農業用施設整備事業債		△11,800
		土地改良施設整備事業債		55, 400
2 林業振興事業債	11,800	林道治山整備事業債		11,800
1 道路橋梁整備事業債	49, 600	地方道路整備事業債		49, 600
3 都市計画施設整備事業債	△15, 500	田村駅周辺整備事業債		△15, 500
1 学校教育施設整備事業債	△125, 500	小学校整備事業債		24, 400
		中学校整備事業債		△149, 900
3 社会教育施設整備事業債	△17, 000	生涯学習施設整備事業債		△17, 000
1 臨時財政対策債	△74, 926			

歳出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1一般管理費	2, 244, 883	106, 625	2, 351, 508				106, 625
a II-l-V/r //r +III +III	1 550 504	100.045	1 510 051		A 0.0 0.00	100.050	00. 500
6財務管理費	1, 558, 584	182, 067	1,740,651		∆26, 900	120, 379	88, 588
8 企画費	553, 053	△19, 498	533, 555		△5, 400	△10,000	△4, 098
9 地域振興費	183, 629	40, 073	223, 702			45, 622	△5, 549

節			(単位:十円)
区分	金 額	説	明
1 報酬		□職員給与費(144人)	140, 125
2 給料	△2, 000		140, 125
3 職員手当等	·	□人事管理事務経費	△33, 500
4 共済費	△13, 000		△11, 000
		給料	$\triangle 2,000$
		職員手当等	△7, 500
	60,000	共済費	△13, 000
21 補償、補填及	1, 688	□公有財産管理事務経費 賠償金	212, 067
び賠償金	1,000	財政調整基金積立金	1, 688
24 積立金	120, 379	* * *	2, 194 △226
24 惧立立	120, 379	職員退職手当基金積立金	603
		地域福祉基金積立金	13, 258
		教育施設整備基金積立金	13, 238 626
		文化芸術振興基金積立金	9, 300
		協働でつくる長浜まちづくり基金積立金	55, 791
		電源立地地域対策交付金等事業基金積立金	33, 731
		用	45
		まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金積立金	1, 919
		保育士等確保緊急対策基金積立金	1, 313
		子ども未来教育基金積立金	10, 771
		デジタル化推進基金積立金	239
		公共施設等総合管理基金積立金	3, 447
		環境と社会経済の好循環創造基金積立金	22, 394
		整備事業費	90, 000
		□北部合同庁舎管理経費	△30, 000
		整備事業費	△30, 000
11 役務費	△5, 000	□企画管理経費	△3, 498
12 委託料	△3, 498	人口ビジョン策定業務委託料	$\triangle 3,498$
14 工事請負費	△6, 000	□地域脱炭素推進事業費	△10, 000
18 負担金、補助	△5, 000	手数料	△5, 000
及び交付金		長浜市地域脱炭素モデル事業補助金	△5, 000
		□駅関連施設維持管理事業費	△6, 000
		整備事業費	△6, 000
7 報償費	△3, 733	□地域振興政策費	45, 571
12 委託料	$\triangle 1,765$		45, 571
14 工事請負費	45, 571	□地域活性化施設管理運営事業費	1, 505
		指定管理委託料	1, 505
		□移住・定住対策事業費	$\triangle 7,003$
		報償費	$\triangle 3,733$
		地域おこし協力隊活動事業委託料	△3, 270
		□イベント開催事業費	
		財源更正	

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一
10 デジタル推進費	722, 907	△36, 632	686, 275			△36, 632	
17 市民協働推進費	57, 278	0	57, 278			807	△807
18 市民まちづくりセ	627, 462	4, 122	631, 584		△4, 000		8, 122
ンター費							
計	6, 549, 150	276, 757	6, 825, 907		△36, 300	120, 176	192, 881

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

						補	正	額		の	財	•	源	内	訳
I	補正前の額	補	正	額	計	4	寺	定		財		源		<u> </u>	財源
						国県	支出金	地	方	債	そ	の	他	一	.別 (駅
1 税務総務費	419, 661		$\triangle 2$,	000	417, 661									Δ	2,000
計	570, 510		$\triangle 2$,	000	568, 510									_	2,000

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一放灯你
1戸籍住民基本台帳	420, 740	6, 375	427, 115	6, 375			
費							
計	420, 740	6, 375	427, 115	6, 375			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

						補	正	額		の	財		源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	华	寺	定		財		源		ந்ரு	財源
						国県支	支出金	地	方	債	そ	\mathcal{O}	他	- 万又	別你
1 社会福祉総務費	4, 078, 946		△73,	541	4, 005, 405	$\triangle 3$	33, 488					2,	926	\triangle 4	12, 979

				(単位・1円)
節				
区分	金額	説	明	
		□地域振興事業費		
		財源更正		
12 委託料	△36, 632	□情報システム運用管理事業費		△36, 632
		情報システム委託料		△36, 632
		□市民協働推進事業費		
		財源更正		
12 委託料	8, 522	□市民まちづくりセンター管理運営事業費		8, 522
14 工事請負費	△4, 400	指定管理委託料		8, 522
		□市民まちづくりセンター整備事業費		△4, 400
		整備事業費		△4, 400

(単位:千円)

節				
区分	金額	說	明	
1 報酬	△2,000	□税務管理事務経費		△2,000
		報酬		△2,000

(単位:千円)

節					
区分	金	額	説	明	
11 役務費		6, 375	□戸籍住民基本台帳管理事務経費		6, 375
			通信運搬費		6, 375

節				
区分	金額	説	明	
1 報酬	△1,000	□社会福祉協議会活動推進事業費		
18 負担金、補助	△53, 333	財源更正		
及び交付金		□国民健康保険特別会計繰出金	_	∆19, 208
27 繰出金	△19, 208	□後期高齢者医療広域連合負担金	Δ	∆15 , 433
		(医療費)後期高齢者医療広域連合負担金	Δ	∆15 , 433
		□社会福祉事業施行事務経費		△1,000
		報酬		△1,000
		□低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業費	Δ	∖37, 900

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

						補	正	額	(の	財		源	内	訳
目	補正前の額	補	正	湏	計	特	ŕ	定		財		源		ήЛ	日子沙丘
						国県支	出金	地	方	債	そ	\mathcal{O}	他	一叔	財源
3 しょうがい福祉費	4, 703, 835		△9,0	00	4, 694, 835									Δ	29,000
4 老人福祉費	2, 182, 722		34, 2	50	2, 216, 972	$\triangle 1$	5, 300							4	49, 550
6 社会福祉施設費	172, 083		4, 8	36	176, 919										4,836
計	12, 221, 652		∆43, 4	55	12, 178, 197	$\triangle 4$	8, 788			·		2,	926		2, 407

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

	<u></u>			補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	
		,,,,		国県支出金	地方債		一般財源
1児童福祉総務費	3, 146, 513	△96, 327	3, 050, 186	△80, 127		2, 891	△19, 091
		,				,	ŕ
4保育所費	1, 346, 236	35, 402	1, 381, 638	58, 119		△19, 923	$\triangle 2,794$
5 認定こども園費	3, 848, 801	101, 040	3, 949, 841	109, 609		△17, 062	8, 493

			(一)立・114/
節			
区分	金額	説	明
		定額減税補足給付金	△37, 900
1 報酬	△4, 000	□しょうがい福祉事務経費	△9, 000
3 職員手当等	△5, 000	幸長酉州	△4, 000
		職員手当等	△5, 000
18 負担金、補助	△15, 300	□地域介護・福祉空間整備事業費	△15, 300
及び交付金		介護施設等開設準備経費補助金	△15, 300
27 繰出金	49, 550	□介護保険特別会計繰出金	49, 550
12 委託料	4, 836	□高齢者福祉施設管理運営事業費	4, 836
		指定管理委託料	4, 836

te te			(単位:十円)
節			
区分	金額	説	明
	3E 1K		
1 報酬	△1,000	□子ども・子育て支援事業費	5, 673
3 職員手当等	△1,000	病児保育事業補助金	8, 673
18 負担金、補助	8,673	扶助費	△3, 000
及び交付金		□児童手当支給事業費	△100, 000
19 扶助費	△103, 000	扶助費	△100, 000
		□児童福祉事務経費	△2,000
		報酬	$\triangle 1,000$
		職員手当等	△1,000
2 給料	△8, 767	□職員給与費(48人)	△7, 000
3 職員手当等	△8, 035	給料	△4, 000
4 共済費	△2, 983	職員手当等	$\triangle 2,834$
8 旅費	△59	共済費	△166
12 委託料	52, 552	□保育所運営支援事業費	52, 552
18 負担金、補助	△2, 178	保育所運営委託料	52, 552
及び交付金		□保育所管理運営事業費	\triangle 7, 972
19 扶助費	4,872	給料	$\triangle 4,767$
		職員手当等	\triangle 5, 201
		共済費	$\triangle 2,817$
		旅費	$\triangle 59$
		扶助費	4, 872
		□認可外保育施設支援事業費	△2, 178
		子育て支援事業補助金	△2, 178
		□就学前教育推進事業費	
		財源更正	
2 給料	△8, 068	□職員給与費(182人)	△17, 000
3 職員手当等	△18, 544	給料	$\triangle 4,550$
4 共済費	△5, 919	職員手当等	\triangle 10, 494

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

					補 正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補正	額	計	特	定	財	ì	原	ńл	日子沙丘
					国県支出金	地力	5 債	そ(の他	一般	則你
計	8, 718, 414	40), 115	8, 758, 529	87, 601			Δ	34, 094	$\triangle 1$	13, 392

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

Γ							補	正	額		の	財		源	内	訳
l	目	補正前の額	補	正	額	計	4	寺	定		財		源		ήЛ	日子沙丘
							国県	支出金	地	方	債	そ	\mathcal{O}	他	一叔	財源
Γ	2 扶助費	1, 575, 902		60,	000	1, 635, 902		45,000								15, 000
İ																
	計	1, 747, 935		60,	000	1, 807, 935	4	45,000								15,000

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	. 6几日子沙百
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1保健衛生総務費	3, 960, 965	133, 138	4, 094, 103				133, 138
2 予防接種費	695, 158	△150, 000	545, 158			△94, 097	△55, 903
11 環境保全費	50, 201	0	50, 201			△194	194
計	5, 533, 344	△16, 862	5, 516, 482			△94, 291	77, 429

				上 匹・111/
節				
区分	金額	説	明	
8 旅費	△388	共済費		$\triangle 1,956$
10 需用費	△4,800	□認定こども園管理費		△19, 896
18 負担金、補助	△12, 018	給料		$\triangle 3$, 518
及び交付金		職員手当等		△8, 050
19 扶助費	150, 777	共済費		△3, 963
		旅費		△388
		燃料費		△1,800
		光熱水費		△3, 000
		扶助費		823
		□認定こども園運営支援事業費		137, 936
		低年齡児保育事業補助金		$\triangle 2,500$
		一時預かり事業補助金		△2,000
		医療的ケア児保育支援事業費補助金		$\triangle 7,518$
		扶助費		149, 954

(単位:千円)

節					
区分	金	額	説	明	
19 扶助費		60,000	□生活保護費給付事業費		60, 000
			扶助費		60, 000

節				
区分	金額	説	明	
18 負担金、補助	133, 679	□病院事業会計負担金		133, 138
及び交付金		負担金		133, 679
23 投資及び出資	△541	出資金		△541
金				
12 委託料	△150, 000	□新型コロナウイルスワクチン接種推進事業費		△150, 000
		予防接種委託料		△150, 000
		□環境保全対策事業費		
		財源更正		

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

Γ							補	正	額	Ø,)	財		源	内	訳
l		補正前の額	補	正	額	計	4	寺	定		財		源		ńЛ	1147年
							国県	支出金	地	方	債	そ	の	他	一叔	財源
Г	1 労働諸費	17, 865		1,	802	19, 667										1,802
İ											İ					
	計	17, 865		1,	802	19, 667										1,802

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源	,你几日子沉西
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 農業総務費	305, 195	△6, 00	299, 195				△6, 000
3農業振興費	337, 280	$\triangle 10, 17$	7 327, 103	$\triangle 10,457$			280
 5 農地費	1, 420, 419	181, 99	1,602,413	9, 955	43,600	275	128, 164
1 0 辰地負	1, 420, 419	101, 99	1,002,413	9, 955	43,000	213	120, 104
計	2, 114, 586	165, 81	7 2, 280, 403	△502	43, 600	275	122, 444

(款) 6 農林水産業費

(項) 2 林業費

						補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	#	寺	定	財		源	, фл	1日子/江口
						国県	支出金	地	方 債	そ	の他	一万又	対源
1 林業振興費	154, 543		△8,	000	146, 543				11,800		∆19, 800		
計	160, 478		△8,	000	152, 478				11,800	Δ	∆19, 800		

		節					
区		分	金	額	説	明	
12 委託料	斗			1,802	□勤労者福祉対策事業費		1, 802
					指定管理委託料		1,802
·							

(単位:千円)

節			
区分	金 額	說	明
2 給料	$\triangle 2,772$	□職員給与費 (38人)	△6, 000
3 職員手当等	△2, 559	給料	$\triangle 2,772$
4 共済費	△669	職員手当等	$\triangle 2,559$
		共済費	△669
12 委託料	1, 531	□農産物振興事業費	△5, 000
18 負担金、補助	△11, 708	環境保全型農業直接支払交付金	△5, 000
及び交付金		□農業経営支援事業費	△6, 708
		農地利用効率化等支援補助金	△26, 472
		経営発展支援事業補助金	△7, 500
		担い手確保・経営強化支援事業補助金	30, 000
		農地集積協力事業交付金	△2, 736
		□農業農村振興事業費	1, 531
		指定管理委託料	1, 531
12 委託料	△3, 722	□農業用施設等維持管理事業費	6, 000
14 工事請負費	13, 723	整備事業費	6, 000
18 負担金、補助	69, 281	□農業用施設整備等助成事業費	3, 455
及び交付金		農業水利施設省エネルギー化推進事業助成金	3, 455
27 繰出金	102, 712	□土地改良事業費	69, 827
		県営かんがい排水事業負担金	63, 378
		県営経営体育成基盤整備事業負担金	$\triangle 656$
		県営中山間地域総合整備事業負担金	3, 104
		整備事業費	4,001
		□農業集落排水事業特別会計繰出金	102, 712

節				
区分	金額	説	明	
14 工事請負費	△8, 000	□林道治山整備事業費	△8,	000
		整備事業費	△8,	000
_				

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

				補 正	額	の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	,你几日去沙西
				国県支出金	地方	債	その他	一般財源
2 商工業振興費	559, 988	8, 675	568, 663				△2,000	10, 675
3 観光費	221, 461	$\triangle 13,200$	208, 261				$\triangle 2,095$	△11, 105
計	1, 090, 685	$\triangle 4$, 525	1, 086, 160				△4, 095	△430

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源	加州大河
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 建築総務費	42, 092	△5, 387	36, 705	△2, 693		△2, 511	△183
3 地籍調査費	35, 341	13, 468	48, 809	10, 101			3, 367
計	538, 286	8, 081	546, 367	7, 408		$\triangle 2,511$	3, 184

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2 道路維持費	842, 285	53, 000	895, 285	27, 090	18, 000		7, 910
4 道路新設改良費	659, 807	66, 450	726, 257	38, 237	31,600	△11, 750	8, 363

			(単位・1円)
節			
区分	金額	説 明	
12 委託料	45, 00	0 □地域経済活性化対策事業費	△1,730
14 工事請負費	△10, 00	ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業補助金	△2,000
18 負担金、補助	△26, 32	事業所用太陽光発電設備等導入促進補助金	270
及び交付金		□バイオ産業推進事業費	△10, 000
		整備事業費	△10,000
		□企業立地等推進事業費	△24, 595
		企業立地促進補助金	△24, 595
		□商工振興事務経費	45, 000
		ふるさと寄附事務業務委託料	45, 000
14 工事請負費	△13, 20	0 □観光イベント開催事業費	
		財源更正	
		□己高庵管理運営事業費	△13, 200
		整備事業費	△13, 200

(単位:千円)

節				
区 分	金 額	說	明	
12 委託料	△5, 387	□空き家対策事業費		△5, 387
		相続人調査業務委託料		$\triangle 165$
		空家等実態調査業務委託料		△5, 022
		空き家バンク登録前物件調査業務委託料		△200
7 報償費	106	□地籍調査事業費		13, 468
12 委託料	11, 404	報償費		106
13 使用料及び賃	1, 958	地籍測量等業務委託料		11, 404
借料		使用料及び賃借料		1, 958

節			
I)	1		
区 分	金額	説	明
14 工事請負費	53, 000	□雪寒対策費	53, 000
		整備事業費	53, 000
14 工事請負費	66, 450	□スマートインター整備事業費	
		財源更正	
		□補助道路整備事業費	9, 000
		整備事業費	9, 000
		□橋梁長寿命化事業費	57, 450
		整備事業費	57, 450

(款) 8 土木費

(項) 2 道路橋梁費

						補	正	額		の	財	•	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	4	寺	定		財		源		ńЛ	日本沙丘
						国県	支出金	地	方	債	そ	の	他	一叔	対源
計	1, 834, 932		119,	450	1, 954, 382	(65, 327		49,	600	2	△11,	750		16, 273

(款) 8 土木費

(項) 3 河川費

							補	正	額		の	財		源	内	訳
	目	補正前の額	補	正	額	計	!	持	定		財		源		· fi兀	財源
							国県	支出金	地	方	債	そ	\mathcal{O}	他	- 川又	別你
5	5 丹生ダム対策費	92, 963		15,	170	108, 133		16, 172					$\triangle 1$,	002		
1																
İ																
	計	252, 427		15,	170	267, 597		16, 172					$\triangle 1$,	002		

(款) 8 土木費

(項) 4都市計画費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	,你几日子沉西
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1都市計画総務費	2, 506, 593	149, 204	2, 655, 797	△8, 169	△15, 500	△5,000	177, 873
4 公園管理費	84, 869	5, 400	90, 269				5, 400
5 土地区画整理費	42, 555	△7, 582	34, 973				△7, 582
計	3, 053, 211	147, 022	3, 200, 233	△8, 169	△15, 500	△5,000	175, 691

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

					補	正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補正	額	計	华	寺	定	財		源	, фл	· 日子/泊
					国県支	支出金	地	方 債	そ	の他	一万又	対源
1 住宅管理費	252, 178	△41	, 702	210, 476		5, 634				△6,800	Δ	29, 268

節					
区分	金	額	說	明	

(単位:千円)

節	節				
区分	金	額	説	明	
14 工事請負費		7,000	□丹生ダム対策事業費		8, 170
24 積立金		8, 170	丹生ダム対策基金積立金		8, 170
			□地域整備事業費		7, 000
			整備事業費		7, 000
		·			

(単位:千円)

節			
区分	金額	説	明
14 工事請負費	△28, 000	□田村駅周辺整備事業費	△24, 500
18 負担金、補助	178, 709	整備事業費	△24, 500
及び交付金		□長浜駅自由通路管理費	△5, 000
21 補償、補填及	△1,500	整備事業費	△5, 000
び賠償金		□公共下水道事業会計負担金	178, 704
23 投資及び出資	△5	負担金	16, 856
金		補助金	161, 853
		出資金	△5
14 工事請負費	5, 400	□都市公園等管理事業費	5, 400
		整備事業費	5, 400
18 負担金、補助	△7, 582	□土地区画整理事業費	△7, 582
及び交付金		土地区画整理事業負担金	△7, 582

			(1 国 : 113)
節			
区分	金額	説	明
10 需用費	△7, 000	□市営住宅整備事業費	△8, 572
11 役務費	△1,000	P F I 等導入可能性調査委託料	△5, 417
12 委託料	△12, 547	整備事業費	△3, 155
14 工事請負費	△11, 155	□改良住宅譲渡事業費	△33, 130
18 負担金、補助	△600	修繕料	△7, 000
及び交付金		手数料	$\triangle 1,000$

(款) 8 土木費

(項) 5 住宅費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	fic. 日子沙西
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 住環境対策費	42, 670	42, 500	85, 170				42, 500
計	294, 848	798	295, 646	△5, 634		△6,800	13, 232

(款) 9消防費

(項) 1 消防費

						補	正	額	の	則	†	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	牛	寺	定	則	•	源		. ģ 几	財源
						国県	支出金	地	方 債	そ	の	他	一月又	別似
5 災害対策費	103, 384		$\triangle 1$,	187	102, 197								Δ	1, 187
計	3, 717, 511		$\triangle 1$,	187	3, 716, 324								Δ	1, 187

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地 方 債	その他	一
2事務局費	984, 020	12, 949	996, 969			12, 949	
3 教育振興費	374, 856	△2, 200	372, 656				△2, 200
4 教育センター費	76, 524	△6, 120	70, 404				△6, 120
計	1, 438, 944	4, 629	1, 443, 573			12, 949	△8, 320

			(112.114)
節			
区分	金額	説	明
20 貸付金	△9, 400	維持管理委託料	△330
		登記等委託料	$\triangle 400$
		改良住宅譲渡費用負担金	△600
		貸付金	△9, 400
		整備事業費	△14 , 400
18 負担金、補助	42, 500	□住宅建築改修等支援事業費	42, 500
及び交付金		こども若者次世代住宅新築補助金	42, 500

(単位:千円)

節				
区 分	金額	説	明	
10 需用費	△4, 000	□自主防災体制づくり事業費	△1, 187	
12 委託料	△3, 200	消耗品費	△4, 000	
17 備品購入費	6, 013	地域防災計画策定業務委託料	△1, 600	
		防災行政無線保守委託料	△1, 600	
		備品購入費		

4.4.			
節			
区 分	金額	説	明
14 工事請負費	12, 949	□教育委員会事務経費	12, 949
		整備事業費	12, 949
3 職員手当等	△600	□学校支援事業費	△2, 200
4 共済費	△900	職員手当等	△600
8 旅費	△700	共済費	$\triangle 900$
		旅費	△700
1 報酬	△820	□外国人児童生徒教育サポート事業費	△3, 300
3 職員手当等	△5,000	職員手当等	△3, 000
8 旅費	△300	旅費	$\triangle 300$
		□教育相談事業費	△2, 820
		報酬	△820
		職員手当等	△2, 000

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

ſ							補	正	額	(カ	財		源	内	訳	
ı	目	補正前の額	補	正	額	計	4	寺	定		財		源		. фД	1日十2年	
L							国県	支出金	地	方	債	そ	Ŋ	他	一叔	一般財源	
ſ	1 小学校管理費	1, 076, 013		179,	100	1, 255, 113		44, 640		24,	400				1	10, 060	
١																	
	計	1, 505, 600		179,	100	1, 684, 700		44, 640		24,	400				1	10,060	

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一
1 中学校管理費	1, 407, 404	△21,864	1, 385, 540	16, 013	△149, 900	△46, 409	158, 432
計	1, 525, 457	△21, 864	1, 503, 593	16, 013	△149, 900	△46, 409	158, 432

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一
1 幼稚園管理費	710, 770	△59, 660	651, 110	950		△15	△60, 595
計	710, 770	△59, 660	651, 110	950		△15	$\triangle 60,595$

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

				補 正	額	į の	財	源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	Ţ	源	6几日本7万
				国県支出会	き 地	方 債	そ	の他	一般財源
2 生涯学習費	184, 368	13, 835	198, 203					10	13, 825
5 文化財保護費	103, 940	1, 400	105, 340						1, 400
6 文化施設費	257, 705	2, 350	260, 055						2, 350
7 埋蔵文化財調査受	15, 000	△9,000	6,000					∆9,000	
託事業費									

節					
区分	金	額	説	明	
14 工事請負費	1'	79, 100	□小学校校舎等維持管理経費		179, 100
			整備事業費		179, 100

(単位:千円)

節				
区分	金 額	説	明	
12 委託料	△7, 464	□中学校校舎等維持管理経費		△21, 864
14 工事請負費	△14, 400	整備事業費		△21, 864

(単位:千円)

節			
区分	金額	説	明
1 報酬	△18, 878	□幼稚園管理費	△59, 660
2 給料	△15, 637	報酬	△18, 878
3 職員手当等	△14, 864	給料	△15, 637
4 共済費	△9, 471	職員手当等	△14 , 864
8 旅費	△810	共済費	$\triangle 9,471$
		旅費	△810

節			
区分	金額	説	明
12 委託料	13, 835	□文化芸術活動振興事業費	
		財源更正	
		□市民文化ホール管理運営事業費	13, 835
		指定管理委託料	13, 835
14 工事請負費	1, 400	□文化財保護普及事業費	1, 400
		整備事業費	1, 400
12 委託料	2, 350	□文化施設管理運営費	2, 350
		指定管理委託料	2, 350
2 給料	△4, 498	□埋蔵文化財調査受託事業費	△9, 000
7 報償費	△40	給料	△4, 498
8 旅費	△38	報償費	$\triangle 40$
10 需用費	△816	旅費	△38

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計 [特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一
8 図書館費	314, 202	△28, 945	285, 257		△17, 000	△1, 906	△10, 039
計	917, 820	△20, 360	897, 460		△17, 000	△10, 896	7, 536

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

						補	正	額		の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特		定 財		源			般財源	
						国県支	出金	地	方	債	そ	の他	,	1文月///
2 体育振興費	330, 797	$330,797$ $\triangle 9,008$ $321,789$		$\triangle 6$	9, 008									
3 体育施設費	380, 116	116 136, 882 516, 998		40	000,					83, 248	5	13, 637		
計	1, 839, 562		127,	874	1, 967, 436	30), 992					83, 248	5	13,637

			(平匹・111)
節			
区分	金額	説	明
11 役務費	△50	消耗品費	△334
12 委託料	△2,898	燃料費	△80
13 使用料及び賃	△500	印刷製本費	$\triangle 232$
借料		光熱水費	$\triangle 70$
14 工事請負費	△150	修繕料	△100
15 原材料費	△10	通信運搬費	$\triangle 30$
		手数料	△20
		埋蔵文化財調査委託料	△2,898
		使用料及び賃借料	△500
		原材料費	△10
		整備事業費	△150
3 職員手当等	△5, 358	□図書館管理運営費	△28 , 945
4 共済費	△4, 681	職員手当等	△ 5, 358
14 工事請負費	△18, 906	共済費	△4, 681
		整備事業費	△18, 906

節			
区分	金額	説	明
18 負担金、補助	△9, 008	□国スポ障スポ開催対策事業費	△9, 008
及び交付金		長浜市実行委員会負担金	△9, 008
12 委託料	5, 437	□スポーツ施設管理運営事業費	5, 437
14 工事請負費	131, 445	指定管理委託料	5, 437
		□スポーツ施設整備事業費	131, 445
		整備事業費	131, 445

1 特別職

		職員数				給与費						
	区分		報酬	給料	期末 手当	支給率	地域 手当	その他 の手当	計	共済費	合計	備考
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(月分)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	長 等	4		34,950	11,304	3.45		357	46,611	9,157	55,768	
補正後	議員	21	94,684		32,665	3.45			127,349	27,606	154,955	
/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	その他の特別職	1,870	77,121						77,121		77,121	
	計	1,895	171,805	34,950	43,969			357	251,081	36,763	287,844	
	長 等	4		34,950	11,304	3.45		357	46,611	9,157	55,768	
補正前	議員	21	94,684		32,665	3.45			127,349	27,606	154,955	
11111111111111111111111111111111111111	その他の特別職	1,870	77,121						77,121		77,121	
	計	1,895	171,805	34,950	43,969			357	251,081	36,763	287,844	
	長 等											
比較	議員											
	その他の特別職		_		_		_	_		_		
	計		_		_		_	_		_		

2一般職

(1)総括

(単位:千円)

<u> </u>								
区分 職員数			給	与費		共済費	合計	備考
区为	(人)	報酬	給料	職員手当	計	六仍复	□ р1	加力
補正後	1,156 (1,184)	1,518,430	4,393,840	3,909,742	9,822,012	1,691,714	11,513,726	
補正前	1,156 (1,184)	1,557,128	4,435,582	3,838,077	9,830,787	1,729,337	11,560,124	
比 較		-38,698	-41,742	71,665	-8,775	-37,623	-46,398	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日勤務 手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	99,818	73,032	39,973	211,556	624	404,479	1,619	1,544,640	726,941	129,400		24,289	653,371
補正前	99,818	73,032	40,063	211,556	624	412,194	1,619	1,596,177	735,749	129,710		24,289	513,246
比 較			-90			-7,715		-51,537	-8,808	-310			140,125

- ※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
- ※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:千円)

	AH 1 & E/4 1997										
区分職員数			給	与費		共済費	合計	備考			
区为	(人)	報酬	給料	職員手当	計	六併負	П в Ι	加力			
補正後	981 (7)		3,787,541	3,196,229	6,983,770	1,259,763	8,243,533				
補正前	981 (7)		3,798,863	3,071,991	6,870,854	1,262,554	8,133,408				
比 較			-11,322	124,238	112,916	-2,791	110,125				

(手当の内訳)

(1 -1.													
区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日 勤務手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後	99,818	58,046	39,973	211,556	624	384,895	1,617	892,160	726,941	116,448		24,026	640,125
補正前	99,818	58,046	40,063	211,556	624	384,895	1,617	898,839	735,749	116,758		24,026	500,000
比 較			-90					-6,679	-8,808	-310			140,125

- ※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。
- ※()内は、再任用短時間職員を外書。
- ※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

イ 会計年度任用職員

(単位:千円)

		•					\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1 1 4/
区分職員数			給	与費		共済費	合計	備考
四刀	(人)	報酬	給料	職員手当	新 共消貨		П п Ι	加力
補正後	175 (1,177)	1,518,430	606,299	713,513	2,838,242	431,951	3,270,193	
補正前	175 (1,177)	1,557,128	636,719	766,086	2,959,933	466,783	3,426,716	
比 較		-38,698	-30,420	-52,573	-121,691	-34,832	-156,523	

(手当の内訳)

区分	扶養手当	通勤手当	住居手当	管理職 手当	管理職 特別勤務 手当	時間外、 休日 勤務手当	特殊勤務 手当	期末手当	勤勉手当	地域手当	初任給調 整手当	その他 手当	退職手当
補正後		14,986	\setminus	\setminus	\setminus	19,584	2	652,480	\setminus	12,952	\setminus	263	13,246
補正前		14,986	\setminus	\setminus	\setminus	27,299	2	697,338	\setminus	12,952	\setminus	263	13,246
比 較						-7,715		-44,858					

- ※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。
- ※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
- ※職員手当には児童手当を含まない。その他手当は単身赴任手当、宿日直手当、選挙手当、除雪手当及び統計手当をいう。

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

(単位:千円)

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	備考
給料	-41,742	1.給与改定に伴う増減分			
		2.昇給に伴う増加分			
		3.その他の増減分	-41,742		
職員手当	71,665	1.制度改正に伴う増減分			
		2.その他の増減分	71,665		

(3)給料及び職員手当の状況

ア職員1人当たり給与

(単位:円)

区分		行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	再任用
A 1-25	平均給料月額	330,020	391,686	302,950	296,950				246,330
令和7年 1月1日 現在	平均給与月額	406,994	499,041	350,814	354,229				274,174
	平均年齢(歳)	43歳5月	45歳5月	38歳2月	52歳5月				63歳1月

イ初任給 (単位:円)

区分	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)
高校卒(初級)	194,500	-	194,500		-
短大卒(中級)	207,400	218,500	-	224,900	257,100
大学卒(上級)	225,600	229,800	_	232,500	260,500

区分		国の制度							
△ 万	行政職	幼児教育職	技能労務職	医療職(2)	医療職(3)				
高校卒(初級)	188,000	-	185,700		_				
短大卒(中級)	_	-	-	220,500	249,400				
大学卒(上級)	総合職 230,000 一般職 220,000	-	-	227,400	255,400				

ウ級別職員数														
		行政職			教育職			Ý.	幼児教育職	哉		技能	2労務職	哉
区分	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)		成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級		貴数 (人)	構成比 (%)
	1	55	8.5	1				1	35	13.0	1		3	16.7
	2	69	10.7	2	19	6	57.9	2	71	26.3	2		5	27.7
	3	121	18.8	3	6	2	21.4	3	60	22.1	3		1	5.6
令和7年1月1日	4	153	23.7	4	3	1	10.7	4	58	21.5	4		9	50.0
現在	5	155	24.0					5	25	9.3				
	6	54	8.4					6	21	7.8				
	7	38	5.9	⇒ 1	00	<u> </u>	100	7	070	100	⇒ı	-	10	100
	計	645	100	計	28		100	計	270	100	計		18	100
		医療職(1))		医療職(2))			医療職(3)			再	任用	
区分	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)		成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比(%)	級		貴数 (人)	構成比 (%)
	1			1				1			1		1	4.4
	2			2				2			2		9	39.1
<u> </u>	3			3				3			3		5	21.7
令和7年1月1日	4			4				4			4		5	21.7
現在				5				5			5	_	3	13.1
				6		-		6			6	-		
	÷1			7				⇒ı			7		00	100
	計	[一]		計				計			計		23	100
区分	_	1級	2級	<i>b</i>	3級			4級	5級	5	6級		,	7級
			2/1/2		0///									
行政職		主事	主事	=	主査			系長 È幹	課長代 副参		課長 参事			部長 欠長
教育職	144	教諭	係 主 草		課長 参事 課長代理 副参事	H		果長 長待遇)						
幼児教育職	· 保 幼稚	主事 只育士 生園教諭 育教諭	主事 保育 幼稚園 保育	士 教諭	主査 保育士 幼稚園教 保育教爺		三 主幹 主草	系長 主幹 保育士 幹教諭 ^呆 育教諭	課長代 副参 副園	事	課長 参事 園長		Z	部長 欠長 園長
技能労務職		定能職 分務職	技能 労務		技能職		技	能職						
医療職(1)		所で医療 を行う医師	診療所で 高度の知 経験に基 困難な医 務を行う!	識、 づき 療業	診療所で高が の知識、経験 基づき困難が 医療業務を行 医師	食に な	めて高 識、経 づき困	fできわ j度の知 験に基 難な医 ぎを行う医						
医療職(2)	-	技師	薬剤師、 高度な第 行う技	美務を	主査、相当高度な業務を行 薬剤師、高月 業務を行う技	テう 复な		系長 注幹	課長代 副参		課長 参事		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	邻長 欠長
医療職(3)	准	看護師	看護	師	主査、相当 度な業務を う看護師	行		系長 注幹	課長 参事 課長代 副参	¥	部長次長		/	

工期末手当•勤勉手当

区分	支給期別支給率 6月(月分) 12月(月分)		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考		
	0)1 ()1)1)	12/1 (/1//1/	(71.71)	次 (1 (0 8 8 7 7 7 7 1 1 匝			
令和6年度	令和6年度 2.250 2.350		4.600	有			
国の制度	2.250	2.350	4.600	有			

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和7年1月1日現在)

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	
国の制度 (支給率等)	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 2%~45%加算	

カ 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

				什	式表的な職権	重		
区分	全職種	行政職	教育職	幼児 教育職	技能 労務職	医療職 (1)	医療職(2)	医療職 (3)
給料総額に対する比率(%)	0.04	0.06	1	1	0.06	1	1	-
支給対象職員の比率(%) (令和7年1月1日現在)	7.01	10.39	-	1	11.11	-	-	-
代表的な 特殊勤務手当の名称	工事	工事現場監督等従事手当、福祉事務従事手当、市税等滞納処分従事手当						

クその他の手当

技養毛当 住民毛当 通勤毛当	国の制度との異同
扶養手当、住居手当、通勤手当	国に同じ

債務負担行為で令和7年度以降にわたるものについての令和5年度末までの支出額 又は支出額の見込み、及び令和6年度以降の支出予定額等に関する調書

		令和5年度	末までの	令和6年度	以降の		左の財	源内訳	
事項	限度額	支 出 (見	. 込)額	支 出 予	定 額	华	寺 定 財 源		
		期間	金額	期間	金 額	国県支出金	地方債	その他	一般財源
己高庵指定管理料									
	6, 128			令和7年度	6, 128				6, 128

令和6年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

令和6年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ71,871千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ11,080,698千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 国庫支出金		3, 556	7, 424	10, 980
	2 国庫補助金	3, 556	7, 424	10, 980
7 県支出金		7, 928, 617	64, 829	7, 993, 446
	2 県補助金	7, 928, 617	64, 829	7, 993, 446
9 財産収入		1, 122	401	1, 523
	1 財産運用収入	1, 122	401	1, 523
10 繰入金		986, 231	△16, 436	969, 795
	1 他会計繰入金	916, 231	△19, 208	897, 023
	2 基金繰入金	70,000	2,772	72, 772
11 繰越金		15, 102	15, 653	30, 755
	1 繰越金	15, 102	15, 653	30, 755
歳 入	合 計	11, 008, 827	71, 871	11, 080, 698

歳出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1総務費		149, 445	0	149, 445
	1総務管理費	134, 087	0	134, 087
2 保険給付費		7, 696, 382	89, 155	7, 785, 537
	1療養諸費	6, 663, 698	32, 502	6, 696, 200
	2高額療養費	999, 473	56, 853	1, 056, 326
	4 諸給付費	33, 211	△200	33, 011
4 保健事業費		127, 711	△17,000	110, 711
	1保健事業費	127, 711	△17,000	110, 711
5 諸支出金		146, 831	△284	146, 547
	1基金費	1, 122	401	1, 523
	3繰出金	47, 123	△685	46, 438
6 国民健康保険事業費		2, 878, 457	0	2, 878, 457
納付金	1 医療給付費	1, 941, 282	0	1, 941, 282
歳出	合 計	11, 008, 827	71, 871	11, 080, 698

令和6年度長浜市国民健康保険特別会計 補正予算(第3号)説明書

歳入

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
7 社会保障・税番号制度システム整備 費等補助金	3, 556	7, 424	10, 980
計	3, 556	7, 424	10, 980

(款) 7 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
3 保険給付費等交付金	7, 911, 569	64, 829	7, 976, 398
計	7, 928, 617	64, 829	7, 993, 446

(款) 9 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1 利子及び配当金	1, 122	401	1, 523
計	1, 122	401	1, 523

(款) 10 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	916, 231	△19, 208	897, 023
計	916, 231	△19, 208	897, 023

(款) 10 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険財政調整基金繰入金	70,000	2, 772	72, 772
計	70,000	2,772	72, 772

節			
区 分	金	額	就 97
1 社会保障・税番号制度シス		7, 424	
テム整備費等補助金			

(単位:千円)

節		説	明	
区分	金額		99	
1 保険給付費等交付金(普通	89, 355			
交付金)				
2 保険給付費等交付金(特別	△24, 526	保険者努力支援分		759
交付金)		特別調整交付金分(市町村分)		$\triangle 8,285$
		都道府県繰入金(2号分)		\triangle 16, 512
		特定健康診査等負担金		△488

(単位:千円)

節		⊒K	明
区 分	金 額	説	97
1 基金利子	401		

(単位:千円)

節		説明
区分	金 額	成九 · 均1
1 保険基盤安定繰入金	8, 525	
3 職員給与費等繰入金	△906	
4 財政安定化支援事業繰入金	22, 659	
5 その他一般会計繰入金	△49, 486	

節		≓Υ	明
区分	金 額	説	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1 国民健康保険財政調整基金	2,772		
繰入金			

(款) 11 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1 繰越金	15, 102	15, 653	30, 755
計	15, 102	15, 653	30, 755

節			説明
区分	金	額	77. 197.
1 前年度繰越金		15, 653	

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

						補	正	額		の	財		源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特	Ê	定		財		源		ήЛ	1日十/1元
						国県支	出金	地	方	債	そ	\mathcal{O}	他	一叔	対源
1一般管理費	125, 445			0	125, 445		$\triangle 5$								5
2 連合会負担金	8, 381			0	8, 381		△8								8
計	134, 087			0	134, 087		△13							•	13

(款) 2 保険給付費

(項) 1 療養諸費

						補	正	額		の	財		源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	牛	寺	定		財		源		. ńљ	財源
		国県	支出金	地	方	債	そ	\mathcal{O}	他	一加又	則你				
1一般被保険者療養	6, 589, 898		32,	502	6, 622, 400	;	32, 502								
給付費															
計	6, 663, 698		32,	502	6, 696, 200	;	32, 502								

(款) 2 保険給付費

(項) 2 高額療養費

						補	正	額		の	財		源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	特		定		財	源			一般財源	
						国県ラ	支出金	地	方	債	そ	\mathcal{O}	他	—	別 (
1一般被保険者高額	997, 093		56,	853	1, 053, 946		56, 853								
療養費															
計	999, 473		56,	853	1, 056, 326	!	56, 853								

(款) 2 保険給付費

(項) 4 諸給付費

				補 正	額の	財 源	内 訳
I	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一放灯像
3 傷病手当金	200	△200	0	△200			
計	33, 211	△200	33, 011	△200			

(款) 4 保健事業費

(項) 1 保健事業費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	,你几日子勿否
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
2 特定健康診査等事	108, 564	△17, 000	91, 564	△17, 000			
業費							
計	127, 711	△17, 000	110, 711	△17,000			

節			(
区分	金額	_ 説	明
		□国保事業一般管理事務経費 財源更正	
		□国保連合会負担金 財源更正	

(単位:千円)

節				
区分	金額	説	明	
18 負担金、補助	32, 502	□一般被保険者療養給付費		32, 502
及び交付金				

(単位:千円)

節				
区分	金額	説	明	
18 負担金、補助 及び交付金	56, 853	□一般被保険者高額療養費		56, 853

(単位:千円)

節					
区分	金	額	説	明	
18 負担金、補助 及び交付金		△200	□傷病手当金	,	$\triangle 200$
及び交付金					

L		節					
	区	分	金	額	説	明	
	12 委託料	+	Δ	∆17 , 000	□特定健康診査等事業費		△17, 000
					健診等委託料		△17, 000
	·						

(款) 5 諸支出金

(項) 1 基金費

					補 正	額	の	財	源	内	訳
目	補正前の額	補正	補 正 額 計 特 定 財		財		源	. 拘几	一般財源		
					国県支出金	地	方 債	そ	の他	一版	則你
1基金費	1, 122		401	1, 523					401		
計	1, 122		401	1, 523					401		

(款) 5 諸支出金

(項) 3 繰出金

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定具	炉 源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一
1 他会計繰出金	47, 123	△685	46, 438	△685			
計	47, 123	△685	46, 438	△685			

(款) 6 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費

_		• / \													
Г							補	正	額	の	財	ž	原	内	訳
	目	補正前の額	補	正	額	計	特		定	財		源		一般財源	
							国県支	を出金	地	方 債	そ	の	他	一叔	則你
Γ	1一般被保険者医療	1, 941, 282			0	1, 941, 282		796							△796
	給付費														
	計	1, 941, 282			0	1, 941, 282		796							△796

ſ		節						
	区	分		金	額	説	明	
	24 積立台	定			401	□国民健康保険財政調整基金積立金		401

(単位:千円)

-					
節					
区分	金	額	説	明	
18 負担金、補助		△685	□湖北病院負担金		△685
及び交付金			負担金		$\triangle 685$

1	節				
区分	金	額	説	明	
			□一般被保険者医療給付費 財源更正		

令和6年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)

令和6年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ41,000千円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ1,750,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

_								(+
	款		項	補正前の額	補	正	額	計
ſ	1後期高齢者医療保険	i l		1, 343, 227		41	, 000	1, 384, 227
	料	1後期高	所齢者医療保険	1, 343, 227		41	, 000	1, 384, 227
		料						
	歳 入	合	計	1, 709, 000		41	, 000	1, 750, 000

歳出 (単位:千円)

款			項	補正前の額	補	正	額	計
2後期高齢者医	療広域			1, 688, 457		41,	000	1, 729, 457
連合納付金		1後期高	齢者医療広域 付金	1, 688, 457		41,	000	1, 729, 457
歳	出	合	計	1, 709, 000		41,	000	1, 750, 000

令和6年度長浜市後期高齢者医療保険 特別会計補正予算(第1号)説明書

歳入

(款) 1 後期高齢者医療保険料

(項) 1 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
1 特別徴収保険料	982, 942	△15, 758	967, 184
2 普通徵収保険料	360, 285	56, 758	417, 043
計	1, 343, 227	41,000	1, 384, 227

節		説明
区 分	金 額	就 均
1 現年度分	△15, 758	
1 現年度分	56, 758	

歳出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

						補	正	額	0	り	財	į	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	牛	寺	定		財		源		. ńл	H 小 派
						国県	支出金	地	方	債	そ	\mathcal{O}	他	一叔	財源
1後期高齢者医療広	1, 688, 457		41,	000	1, 729, 457							41,	000		
域連合納付金															
計	1, 688, 457		41,	000	1, 729, 457							41,	000		

		節					
	区	分	金	額	説	明	
18	負担金	金、補助		41,000	□後期高齢者医療広域連合納付金		41,000
	及びる	交付金					

令和6年度長浜市介護保険特別会計補正予算(第3号)

令和6年度長浜市介護保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ396,928千円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,852,256千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位: 千円)

				<u>(単位:十円)</u>
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険料		2, 570, 859	49, 272	2, 620, 131
	1介護保険料	2, 570, 859	49, 272	2, 620, 131
4 国庫支出金		2, 783, 316	△30, 761	2, 752, 555
	1国庫負担金	2, 076, 045	69, 915	2, 145, 960
	2 国庫補助金	707, 271	△100, 676	606, 595
5 支払基金交付金		3, 171, 457	107, 033	3, 278, 490
	1 支払基金交付金	3, 171, 457	107, 033	3, 278, 490
6 県支出金		1, 679, 375	58, 923	1, 738, 298
	1 県負担金	1, 624, 231	58, 923	1, 683, 154
7 財産収入		5, 709	507	6, 216
	1 財産運用収入	5, 709	507	6, 216
8 繰入金		1, 876, 189	211, 954	2, 088, 143
	1 他会計繰入金	1, 780, 100	49, 550	1, 829, 650
	2 基金繰入金	96, 089	162, 404	258, 493
歳 入	合 計	12, 455, 328	396, 928	12, 852, 256

歳出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 保険給付費		11, 385, 471	396, 421	11, 781, 892
	1介護サービス等諸費	10, 566, 386	365, 869	10, 932, 255
	2介護予防サービス等	259, 028	16, 405	275, 433
	諸費			
	4高額介護サービス等	244, 081	14, 147	258, 228
	諸費			
6 諸支出金		435, 727	507	436, 234
	1基金費	158, 757	507	159, 264
歳出	合 計	12, 455, 328	396, 928	12, 852, 256

令和6年度長浜市介護保険特別会計 補正予算(第3号)説明書

歳入

(款) 2 保険料

(項) 1 介護保険料

目	補正前の額	補正額	計
1 第1号被保険者保険料	2, 570, 859	49, 272	2, 620, 131
計	2, 570, 859	49, 272	2, 620, 131

(款) 4 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 介護給付費負担金	2, 076, 045	69, 915	2, 145, 960
計	2, 076, 045	69, 915	2, 145, 960

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	<u></u>
1 調整交付金	565, 857	△100, 676	465, 181
計	707, 271	△100, 676	606, 595

(款) 5 支払基金交付金

(項) 1 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計
1 介護給付費交付金	3, 077, 233	107, 033	3, 184, 266
11	3, 171, 457	107, 033	3, 278, 490

(款) 6 県支出金

(項) 1 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
1 介護給付費負担金	1, 624, 231	58, 923	1, 683, 154
計	1, 624, 231	58, 923	1, 683, 154

(款) 7 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1 利子及び配当金	5, 709	507	6, 216
1	5, 709	507	6, 216

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	1, 780, 100	49, 550	1, 829, 650

節		説明
区 分	金 額	7
1 現年度分特別徴収保険料	31, 241	
2 現年度分普通徴収保険料	18, 031	

(単位:千円)

節		説	明
区分	金 額	元	97
1 現年度分	69, 915		

(単位:千円)

節		∃H	 明
区分	金 額	説	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
1 現年度分	△100, 676		

(単位:千円)

節		説	眀
区分	金 額	前 九	97
1 現年度分	107, 033		

(単位:千円)

節		説明
区分	金 額	前光 均
1 現年度分	58, 923	

(単位:千円)

節		説	BB
区 分	金額	司	91
1 基金利子	507		

節		=H	HH.
区 分	金 額	武	99
1 介護給付費繰入金	49, 55	50	

(款) 8 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計		
計	1, 780, 100	49, 550	1, 829, 650		

(款) 8 繰入金

(項) 2 基金繰入金

Ħ	補正前の額	補正額	計
1 基金繰入金	96, 089	162, 404	258, 493
計	96, 089	162, 404	258, 493

節		計	RB
区 分	金 額	一 	9 9

節		説	明
区 分	金 額	元	97
1 基金繰入金	162, 404		

歳出

(款) 2 保険給付費

(項) 1 介護サービス等諸費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	的几日十分五
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
1居宅介護サービス	4, 603, 004	159, 569	4, 762, 573	11, 335		222, 598	△74, 364
給付費							
5 施設介護サービス	3, 687, 934	183, 739	3, 871, 673	13, 055		75, 412	95, 272
給付費							
7居宅介護福祉用具	17, 587	999	18, 586	70		395	534
購入費							
9 居宅介護サービス	585, 782	21, 562	607, 344	1,530		8, 517	11, 515
計画給付費							
計	10, 566, 386	365, 869	10, 932, 255	25, 990		306, 922	32, 957

(款) 2 保険給付費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地 方 債	その他	一放兒你
1介護予防サービス	168, 428	12, 061	180, 489	860		4, 763	6, 438
給付費							
5 介護予防福祉用具	5, 629	507	6, 136	36		200	271
購入費							
7 介護予防サービス	48, 917	3, 837	52, 754	271		1, 515	2, 051
計画給付費							
計	259, 028	16, 405	275, 433	1, 167		6, 478	8, 760

(款) 2 保険給付費

(項) 4 高額介護サービス等諸費

						補	正	額		の	財		源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	4	寺	定		財		源		ήЛ	日子沙丘
						国県	支出金	地	方	債	そ	の	他	一分又	'財源
1高額介護サービス	243, 950		14,	147	258, 097		1,005					5,	587		7, 555
費															
計	244, 081		14,	147	258, 228		1,005					5,	587		7, 555

(款) 6 諸支出金

(項) 1 基金費

						補	正	額	の	ļ	け	源	内	訳
目	補正前の額	補	正	額	計	4	寺	定	貝	t	源		. ńл.	子出
						国県	支出金	地	方值	i Z	の	他	一般財源	
1 基金費	158, 757			507	159, 264							507		
計	158, 757			507	159, 264							507		

(単位:千円)

hoha			(112.114)
節			
区 分	金 額	説	明
18 負担金、補助 及び交付金	159, 569	□居宅介護サービス給付費	159, 569
18 負担金、補助 及び交付金	183, 739	□施設介護サービス給付費	183, 739
18 負担金、補助 及び交付金	999	□居宅介護福祉用具購入費	999
18 負担金、補助 及び交付金	21, 562	□居宅介護サービス計画給付費	21, 562

(単位:千円)

節					
区分	金	額	説	明	
18 負担金、補助	12	2,061	□介護予防サービス給付費		12, 061
及び交付金					
18 負担金、補助		507	□介護予防福祉用具購入費		507
及び交付金					
18 負担金、補助	;	3, 837	□介護予防サービス計画給付費		3, 837
及び交付金					

(単位:千円)

節				
区分	金額	説	明	
18 負担金、補助 及び交付金	14, 147	□高額介護サービス費		14, 147
及U文刊业				

		節					
X	分		金	額	説	明	
24 積立台	È			507	□介護保険財政調整基金積立金		507

令和6年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

令和6年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ123,720千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,190,924千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

				(平匹・111)
款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 使用料及び手数料		245, 624	△10, 138	235, 486
	1 使用料	245, 542	△10, 108	235, 434
	2 手数料	82	△30	52
4 県支出金		10,000	△5, 250	4, 750
	1 県補助金	10,000	△5, 250	4, 750
5 財産収入		228	△8	220
	1 財産運用収入	228	△8	220
6 繰入金		837, 828	102, 712	940, 540
	1 他会計繰入金	837, 828	102, 712	940, 540
8諸収入		5, 164	△1, 436	3, 728
	1雑入	5,000	△1, 340	3, 660
	3 延滞金、加算金及び	164	△96	68
	過料			
9 市債		215, 700	△209, 600	6, 100
	1 市債	215, 700	△209, 600	6, 100
歳 入	合 計	1, 314, 644	△123, 720	1, 190, 924

歳出 (単位:千円)

款			項	補正前の額	補	正	額	計
2 農業集落排水事業費				806, 713	Δ	123,	720	682, 993
		1農業集	落排水事業費	806, 713	Δ	123,	720	682, 993
歳	出	合	計	1, 314, 644	_	123,	720	1, 190, 924

第2表 地方債補正

変更

担害の目的		;	補正前			補正後	É	
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 215, 700	普通貸借 又は	府資金及び地金 融機では金 で見ったしていては、 がは、 では、 では、 の見ったは、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のには、 のにいては、 のにいては、 のにいては、 のにいては、 のにいては、 のにいていては、 のにいていていていていていていていていていていていていていていていていていていて	政賀金て条行に者のし合期限はし借が所県貸は件そはとに、に間を、く換で資市付、にの、協よ市よ及短繰はえき金町金そよ他そ定る財りび縮上、する及振にのりののす。政、償し償低る。び興つ融、場債るたの据還、還利こ滋資い資銀合権もだ都置期又若にと	千円	補正前 じ	補正前 じ	補正前 に

令和6年度長浜市農業集落排水事業 特別会計補正予算(第2号)説明書

歳入

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

目	補正前の額	補正額	# 	
1 農業集落排水施設使用料	245, 542	△10, 108	235, 434	
計	245, 542	△10, 108	235, 434	

(款) 2 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

目	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水施設手数料	82	△30	52
計	82	△30	52

(款) 4 県支出金

(項) 1 県補助金

目	補正前の額	補正額	<u>#</u>
1 農業集落排水事業費補助金	10,000	△5, 250	4, 750
計	10,000	$\triangle 5,250$	4, 750

(款) 5 財産収入

(項) 1 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
1 利子及び配当金	228	△8	220
11-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	228	△8	220

(款) 6 繰入金

(項) 1 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 一般会計繰入金	837, 828	102, 712	940, 540
計	837, 828	102, 712	940, 540

(款) 8 諸収入

(項) 1 雑入

目	補正前の額	補正額	計
1 雑入	5,000	△1, 340	3, 660
計	5,000	△1, 340	3, 660

(単位:千円)

節		説明
区分	金 額	司 一
1 現年度分	△10,000	
2 滞納繰越分	△108	

(単位:千円)

節		説	眀
区 分	金額	南 <i>九</i>	97
1 督促手数料	△30		

(単位:千円)

節		説	眀
区 分	金 額	元 九	97
1 農業集落排水事業費補助金	△5, 250		

(単位:千円)

節		 説 明
区 分	金 額	就
1 基金利子	△8	

(単位:千円)

節		
区 分	金額	7 就 97
1 一般会計繰入金	102, 712	/

	節			≒ K	眀
	区 分	金	額	説	97
ſ	1 農業集落排水事業費雑入		△1, 340	工事負担金	$\triangle 1,400$
				その他雑入	60
ſ					

(款) 8 諸収入

(項) 3 延滞金、加算金及び過料

目	補正前の額	補正額	計
1 延滞金	164	△96	68
計	164	△96	68

(款) 9 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業債	215, 700	△209, 600	6, 100
計	215, 700	△209, 600	6, 100

(単位:千円)

節		∃ 7 .	明
区 分	金 額	説	97
1 延滞金	△96		

節			—————————————————————————————————————
区 分	金 額	武儿	97
1 農業集落排水事業債	△209, 600	農業集落排水事業債	△29, 700
		公営企業施設等整理債	△179, 900

歳出

(款) 2 農業集落排水事業費

(項) 1 農業集落排水事業費

				補 正	額の	財 源	内 訳
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源	一般財源
				国県支出金	地方債	その他	一放射像
1 施設管理費	718, 366	△88, 500	629, 866		△179, 900	60	91, 340
2 施設整備費	88, 347	△35 , 220	53, 127	$\triangle 5,250$	△29, 700	△1, 400	1, 130
計	806, 713	△123, 720	682, 993	△5, 250	△209, 600	△1, 340	92, 470

節			
区分	金額	説	明
10 需用費	△29, 000	□処理施設管理経費	△88, 500
12 委託料	△59, 500	光熱水費	△3, 000
		修繕料	△23, 000
		医薬材料費	△3, 000
		処理施設維持管理委託料	△ 59, 500
14 工事請負費	△35, 220	□農業集落排水施設整備費	△35, 220
		整備事業費	△35, 220

令和6年度長浜市病院事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和6年度長浜市病院事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和6年度長浜市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益 的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(和	目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	L	入	
第1款	長浜病院事業収益	17, 149, 956 千円	0 千円	17, 149, 956 千円
第1項	頁 医業収益	16,301,336 千円	△62,918 千円	16, 238, 418 千円
第2項	頁 医業外収益	848,620 千円	62,918 千円	911,538 千円
第2款	湖北病院事業収益	3,927,600 千円	29, 135 千円	3,956,735 千円
第2項	頁 医業外収益	762, 484 千円	29, 135 千円	791,619 千円
	支	•	出	
第2款	湖北病院事業費用	3,927,600 千円	29, 135 千円	3,956,735 千円
第1項	頁 医業費用	3,217,483 千円	29, 135 千円	3,246,618 千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「906,562千円」を「907,103千円」に改め、 資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(禾	斗 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収		入	
第1款	長浜病院資本的収入	1,076,662 千円	△541 千円	1,076,121 千円
第2月	頁 出資金	527,417 千円	△541 千円	526,876 千円

(他会計からの負担金等の補正)

第4条 予算第10条中「587,966千円」を「691,825千円」に、「527,417千円」を「526,876千円」に、「563,114千円」を「592,249千円」に改める。

(たな卸資産の購入限度額)

第5条 予算第11条中「490,000千円」を「519,135千円」に改める。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和6年度長浜市病院事業会計補正予算(第3号)説明書

令和6年度 長浜市病院事業会計補正予算(第3号)実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

_			•				(手匹:111)
	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1.				17,149,956	0	17,149,956	
	事業収益	1. 医業収益		16,301,336	△ 62,918	16,238,418	
			1. 入院収益	10,691,708	△ 103,859	10,587,849	
			3. その他医業収益	305,370	40,941	346,311	その他医業収益
		2. 医業外収益		848,620	62,918	911,538	
			3.負担金交付金	587,966	62,918	650,884	
2.	湖北病院			3,927,600	29,135	3,956,735	
	事業収益	2.医業外収益		762,484	29,135	791,619	
			3.負担金交付金	561,373	29,135	590,508	

支 出

(単位:千円)

	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
2.	湖北病院			3,927,600	29,135	3,956,735	
	事業費用	1.医業費用		3,217,483	29,135	3,246,618	
			2.材料費	392,758	29,135	421,893	薬品費 診療材料費

資本的収入及び支出

収 入

						(112:111)
款	項	目	既決予定額	補正予定額	丰	備考
1. 長浜病院			1,076,662	△ 541	1,076,121	
資本的収入	2.出資金		527,417	△ 541	526,876	
		1.出資金	527,417	△ 541	526,876	

令和6年度長浜市公共下水道事業会計補正予算(第3号)

(総則)

第1条 令和6年度長浜市公共下水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 令和6年度長浜市公共下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 下水道事業収益	4,524,196千円	167,086 千円	4,691,282千円
第1項 営業収益	1,957,897千円	△18,304千円	1,939,593 千円
第2項 営業外収益	2,566,299千円	179,944千円	2,746,243 千円
第3項 特別利益	0千円	5,446千円	5,446千円
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(科 目)	(既決予定額) 支	(補正予定額) 出	(計)
(科 目)第1款 下水道事業費用			(計) 3,775,774千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	支 3,750,330千円	出 25,444千円	3,775,774千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文中括弧書「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,189,908 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額111,174 千円、減債積立金786,160 千円、過年度分損益勘定留保資金944,880 千円、当年度分損益勘定留保資金347,694 千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,177,884 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額111,174 千円、減債積立金786,160 千円、過年度分損益勘定留保資金944,880 千円、当年度分損益勘定留保資金335,670 千円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,723,679 千円	△27,839 千円	2,695,840千円
第1項 企業債	1,809,200千円	△39,300 千円	1,769,900千円
第2項 出資金	295,880千円	$\triangle 5$ 千円	295,875 千円
第4項 負担金	11,854千円	11,466千円	23,320千円
	支	出	
第1款 資本的支出	4,913,587千円	△39,863 千円	4,873,724千円
第1項 建設改良費	1,925,060千円	△39,863 千円	1,885,197千円

(企業債の補正)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のとおり補正する。

変更

変史			補正前			補正後		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円	普通貸借 又 は 証券発行	6.0%以内 (たでし、 でし、 でし、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 でのでいる。 でのでのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでのでのでのでのでい。 でのでのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでいる。 でのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでのでの	政質金では、大学のは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	千円	補正前と同じ	補正前じ	補正前と同じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)

(既決予定額) (補正予定額)

(計)

(1) 職員給与費 161,721 千円

528 千円 162, 249 千円

(他会計からの補助金の補正)

第6条 予算第10条中「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,050,260 千円である。」を「一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,228,964 千円である。」に改める。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

令和6年度長浜市公共下水道事業会計補正予算(第3号)説明書

令和6年度長浜市公共下水道事業会計補正予算(第3号)実施計画 収益的収入及び支出

収 入

	款		項		目		既決予定額	補正予定額	計	備考
1	下水道事業						4, 524, 196	167, 086	4, 691, 282	
	収 益	1	営業収益				1, 957, 897	△ 18, 304	1, 939, 593	
				1 公	共下7	水道	1, 918, 317	△ 18,000	1, 900, 317	公共下水道使用料
				使	用	料				△ 18,000
				2 雨	水処	埋理	38, 450	△ 304	38, 146	雨水処理負担金
				負	担	金				△ 304
		2	営業外収益				2, 566, 299	179, 944	2, 746, 243	
				2 負	担	金	232, 450	17, 160	249, 610	他会計負担金
										17, 160
				3 補	助	金	1, 489, 635	161, 853	1, 651, 488	他会計補助金
										161, 853
					期前き		843, 298	378	843, 676	
				戻		入				288
										県補助金
										21
										負担金
				- +//.		27.	0.1.0			69
				7 雑	収	益	916	553	1, 469	延滞金
										551
										その他雑収益
		2	性叫扒米				0	T 44C	F 44C	2
		3	特別利益		左 庄 ‡	₽₩	0	5, 446	5, 446	
					年度技 正		0	14	14	過年度損益修正益
				修 4 そ	<u>止</u> の他年	益	0	5, 432	5 422	2の仏歴別刊光
				4 て	マノ 1世 1	サか 益	U	0, 432	5, 432	その他特別利益 5,432
L				平 月		Ш.				5, 454

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業			3, 750, 330	25, 444	3, 775, 774	
費用	1 営業費用		3, 413, 000	△ 856	3, 412, 144	
		3 総 係 費	126, 165	391	126, 556	賞与引当金繰入額
						277
						法定福利費
						引当金繰入額
						114
		4 減価償却費	2, 271, 229	\triangle 1, 250	2, 269, 979	構築物
						△ 150
						機械及び装置
						1, 121
						施設利用権
						△ 2, 221
		8 その他営業	0	3	3	雑支出
		費用				3
	2 営業外費用		331, 630	26, 000	357, 630	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	2 消費税及び	16, 000	26, 000	42,000	消費税及び
		地方消費税		·	·	地方消費税
						26, 000
	3 特別損失		700	300	1,000	
		2 貸 倒 損 失	0	300	300	貸倒損失
						300

資本的収入及び支出

収 入

(単位:千円)

											(
款			項			I		既決予定額	補正予定額	計	備考
資本的収入								2, 723, 679	△ 27,839	2, 695, 840	
	1	企	業	債				1, 809, 200	△ 39, 300	1, 769, 900	
					1 企	業	債	1, 809, 200	△ 39, 300	1, 769, 900	建設改良企業債
											△ 39, 300
	2	出	資	金				295, 880	△ 5	295, 875	
					1 出	資	金	295, 880	△ 5	295, 875	他会計出資金
											\triangle 5
	4	負	担	金				11,854	11, 466	23, 320	
					1 負	担	金	11,854	11, 466	23, 320	工事負担金
											11, 466

支 出

							(1 1
	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1	1 資本的支出			4, 913, 587	△ 39, 863	4, 873, 724	
		1 建設改良費		1, 925, 060	△ 39,863	1, 885, 197	
			1 管渠築造費	1, 541, 676	137	1, 541, 813	賞与引当金繰入額
							109
							法定福利費
							引当金繰入額
							28
			2 流域下水道	383, 384	△ 40,000	343, 384	流域下水道
			整備負担金				整備負担金
							\triangle 40,000

1. 総括

稍		職員	数	給	<u>. I</u>	声	費	法 定	Δ ∌I.
区 分	特別職	(人)	一般職	報酬	給 料	手 当	計	福利費	合 計
	長	その他	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	0	6	18 (3)	5, 502	77, 102	52, 223	134, 827	26, 930	161, 757
補正前	0	6	18 (3)	5, 502	77, 102	51, 837	134, 441	26, 788	161, 229
比 較	0	0	0 (0)	0	0	386	386	142	528

				扶	養	通	勤	住	居	管	理	職	時	間	外	休日	勤務	宿	日	直	特殊勤務
	区		分	手	当	手	当	手	当	手		当	手		当	手	当	手		当	手 当
				(∃	千円)	(Ŧ	-円)	(=	千円)	(=	千円)	(=	千円)	(千	円)	(=	千円)	(千円)
手当の	補	正	後		2, 910	1	1, 106		336		5, 6	20		4, 04	15		0			0	103
ナヨツ	補	正	前		2, 910]	1, 106		336		5, 6	20		4, 04	15		0			0	103
	比		較		0		0		0			0			0		0			0	0
				期	末	勤	勉	地	域	初色	£給訓	整	単:	身赴	任	管理職物	特別勤務	退		職	賞与引当金
内訳	区		分	手	当	手	当	手	当	手		当	手		当	手	当	手		当	繰入額
				(∃	戶円)	(Ŧ	-円)	(=	斤円)	(=	千円)	(-	千円)	(千	円)	(=	千円)	(千円)
	補	正	後	13	3, 533	11	, 021		2, 399			0			0		24			0	11, 126
	補	正	前	13	3, 533	11	, 021		2, 399			0			0		24			0	10, 740
	比		較		0		0		0			0			0		0			0	386

※()内は、再任用短時間職員及び週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。 ※職員手当には児童手当を含まない。

ア 会計年度任用職員以外の職員

	職員		数	給	<u> </u>	〕	費	法 定	Λ ∌l.
区 分	特別職	(人)	一般職	報酬	給 料	手 当	計	福利費	合 計
	長	その他	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	0	6	18 (0)	128	77, 102	50, 325	127, 555	25, 742	153, 297
補正前	0	6	18 (0)	128	77, 102	49, 939	127, 169	25,600	152, 769
比 較	0	0	0 (0)	0	0	386	386	142	528

				扶	養	通	勤	住	居	管	理	職	時	間	外	休日	勤務	宿	日	直	特殊勤	務
	区		分	手	当	手	当	手	当	手		当	手		当	手	当	手		当	手	当
				(Ŧ	-円)	(=	千円)	(千	円)	(=	千円)	(=	F円)	(千	円)	(=	千円)	(千円))
	補	正	後	4	2, 910		1, 106		336		5, 6	20		4, 04	15		0			0	10	03
手当の	補	正	前	4	2, 910		1, 106		336		5, 6	20		4, 04	15		0			0	10	03
	比		較		0		0		0			0			0		0			0		0
				期	末	勤	勉	地	域	初色	£給調	整	単身	計赴	任	管理職物	寺別勤務	退		職	賞与引当	金
内訳	区		分	手	当	手	当	手	当	手		当	手		当	手	当	手		当	繰入:	額
				(Ŧ	-円)	(=	千円)	(千	円)	(=	千円)	(=	千円)	(千	円)	(=	千円)	(千円))
	補	正	後	12	2, 502	1	0, 154	2	, 399			0			0		24			0	11, 12	6
	補	正	前	12	2, 502	1	0, 154	2	, 399			0			0		24			0	10, 74	0
	比		較		0		0		0			0			0	•	0			0	38	86

- ※この表は、給料をもって支弁される会計年度任用職員以外の一般職の職員について記載。
- ※()内は、再任用短時間職員を外書。
- ※職員手当には児童手当を含まない。

イ 会計年度任用職員

		職員	数	給	<u>. </u>	〕	費	法 定	Λ ∌l.
区分	特別職	(人)	一般職	報 酬	給 料	手 当	計	福利費	合 計
	長	その他	(人)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	0	0	0 (3)	5, 374	0	1,898	7, 272	1, 188	8, 460
補正前	0	0	0 (3)	5, 374	0	1,898	7, 272	1, 188	8, 460
比 較	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0

				扶	養	通 勤	住 居	管 理 職	時間外	休日勤務	宿日直	特殊勤務
	区		分	手	当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当
				(千	円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補	正	後			0			0	0	0	0
手当の	補	正	前			0			0	0	0	0
	比		較		0	0	0	0	0	0	0	0
				期	末	勤 勉	地 域	初任給調整	単身赴任	管理職特別勤務	退 職	賞与引当金
内訳	区		分	手	当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	手 当	繰入額
				(千	円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補	正	後	1	, 031	867	0	0	0	0	0	0
	補	正	前	1	, 031	867	0	0	0	0	0	0
	比		較		0	0	0	0	0	0	0	0

- ※この表は、報酬又は給料をもって支弁される会計年度任用職員について記載。 ※()内は、週の所定労働時間が38時間45分未満の会計年度任用職員を外書。
- ※職員手当には児童手当を含まない。

2. 給料及び手当の増減額の明細

区	分	増 (*	減 千円)	額)	増減事由別内訳 (千円)		兑				明	備	考
給	料			0	給与改定に伴う増減分								
					普通昇給に伴う増加分								
					昇給期間短縮に伴う増加分								
					その他の増減分	職員	数の	異動状	況				
								(現に在職職員数)	する	(その他	1)(計)		
									人	,	人		
						補	正 後	18		3	21		
						補	正 前	j 18		3	21		
						増	減	0		0	0		
手	当	•		386	制度改正に伴う増減分				·				
					その他の増減分 380	5							

3. 給料及び手当の状況

ア 職員1人当たり給与

(円)

区	分	行政職	再任用
△ ₹n7 左	平均給料月額	358, 576	256, 200
│ 令和7年 │1月1日現在	平均給与月額	431, 231	265, 997
1/11 1/12	平均年齢 (歳)	47歳4月	64歳4月

イ 初任給

(円)

区	分	行政職	技能労務職
高校卒	(初級)	194, 500	194, 500
短大卒	(中級)	207, 400	-
大学卒	(上級)	225, 600	_

区	分	国の	制度
	73	行政職	技能労務職
高校卒	(初級)	188, 000	185, 700
短大卒	(中級)	_	-
大学卒	(上級)	総合職 230,000 一般職 220,000	-

ウ級別職員数

		行政耶	戦		再任月	月
区分	√πL	職員数	構成比	√π.	職員数	構成比
	級	(人)	(%)	級	(人)	(%)
	1	0	0.0	1	0	0.0
	2	1	5.8	2	0	0.0
	3	3	17. 7	3	1	100.0
令和7年	4	5	29. 5	4	0	0.0
1月1日 現在	5	6	35. 2	5		
SulT.	6	0	0.0	6		
	7	2	11.8	7		
	計	17	100	計	1	100

(級別の標準的な職務内容)

区	分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
行政職		主事	主事	主査	係長 主幹	課長代理 副参事	課長 参事	部長 次長
技能労務職		技能職 労務職	技能職 労務職	技能職	技能職			

エ 期末手当・勤勉手当

豆 八		支給期別	別支給率	支給率計	職制上の段階、職務の	/ 土土
区分	分	6月(月分)	12月 (月分)	(月分)	級等による加算措置	備考
令和6年度		2. 250	2.350	4.600	有	
国の制度		2. 250	2.350	4.600	有	

オ 定年退職及び応募認定退職にかかる退職手当(令和7年1月1日現在)

区	分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率	率等	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職特例措置2%~45%加算	
国の制度(支	支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職特例措置2%~45%加算	

力 地域手当

支給対象地域	市内全地域
支給率	3%
支給対象職員	市内全地域
国の指定基準 に基づく支給率	3%

キ 特殊勤務手当

	人 磁纸	代表的な職種			
区分	全職種	行政職	技能労務職		
給料総額に 対する比率(%)	0. 13	0. 14			
支給対象職員の比率 令和7年1月1日現在(%)	38. 89	41. 20			
代表的な特殊勤務 手当の名称	工事現場監督 等従事手当	工事現場監督 等従事手当			

ク その他の手当

开美工 业 及民工业	通勤手当	国の制度との異同
扶養手当、住居手当、 		国に同じ

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部 改正)

第1条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (令和4年長浜市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附則第4項中「第9条第2項」を「第9条第6項」に改める。

(長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年長浜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項及び第6項中「第9条第2項」を「第9条第6項」に改める。

(長浜市職員退職手当条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 長浜市職員退職手当条例等の一部を改正する条例(令和4年長浜市条例第38号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長浜市事務分掌条例の一部改正について

長浜市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市事務分掌条例の一部を改正する条例

長浜市事務分掌条例(平成18年長浜市条例第15号)の一部を次のように改正する。 第2条第1項第3号キを削り、同項第6号に次のように加える。

ク文化財の保護に関すること。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(長浜市文化財保護条例の一部改正)

2 長浜市文化財保護条例(平成18年長浜市条例第205号)の一部を次のように改正する。 第66条中「市民協働部」を「産業観光部」に改める。

議案第26号

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年長浜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子のある職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次項において同じ。)」に改め、同条第3項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」を削り、同条第4項中「3歳に満たない子のある職員」を「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。次項において同じ。)」に改め、「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」を削る。

第15条第1項中「定める者」の次に「(第15条の3第1項において「配偶者等」という。)」を加える。

第15条の2の次に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

- 第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。
- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
 - (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
 - (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施 行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を時間外勤務制限開始日と

する改正後の長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(長浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 長浜市職員の給与に関する条例(平成18年長浜市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第7条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「月額は」の次に「、前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円」を加え、「前項第1号及び第3号から第6号まで」を「前項第2号から第5号まで」に改め、「、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養 手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

第8条の2第1項中「すべて」を「全て」に改め、同条第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第8条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第9条第1項第1号中「通勤のため交通機関」の次に「又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)」を、「運賃」の次に「又は料金(以下この条において「運賃等」という。)」を加え、「(交通機関」を「(交通機関等」に、「交通機関を利用しない」を「交通機関等を利用しない」に改め、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に改め、同条第2項第1号中「この号において「運賃等相当額」という。)。」を「この条において「運賃等相当額」という。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「交通機関」を「交通機関等」に改め、「(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第9項とし、第3項から第5項までを3項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の3項を加える。

3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下この条において「新幹線鉄道等」という。)でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであ

ると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、 規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別 料金等の額に相当する額(第5項において「特別料金等相当額」という。)
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号 又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして 規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に 係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して規則で定 める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必 要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準 用する。
- 5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第9条の2第3項中「職員以外の地方公務員、国家公務員その他規則で定める者であった者から引き続きこの条例の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)」を削る。

第15条の4第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「当該各号に定める額」の次に「(前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を加え、同項第1号中「(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)」を削る。

第16条の4第1項中「から第8条まで及び第8条の3」を「及び第7条」に改める。 別表第1定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

				• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	- , .	-		
定年前	1	183, 500	230,000	265, 300	298, 800	321, 300	355, 200	408, 300
再任用	2	184, 600	231, 500	266, 300	300, 300	323, 100	356, 900	410, 200
短時間	3	185, 800	233, 000	267, 300	301, 800	324, 900	358, 500	412, 100
勤務職	4	186, 900	234, 500	268, 300	303, 200	326, 600	360, 100	413, 900

員以外	5	188, 000	236, 000	269, 300	304, 600	328, 300	361, 700	415, 700
の職員	6	189, 700	237, 500	270, 300	305, 700	330,000	363, 500	417, 500
	7	191, 300	239, 000	271, 300	306, 700	331, 700	365, 000	419, 300
	8	192, 900	240, 500	272, 300	307, 900	333, 400	366, 600	421, 100
	9	194, 500	242,000	273, 300	309, 100	335, 000	368, 000	422, 700
	10	196, 200	243, 400	274, 300	310, 700	336, 700	369, 600	424, 200
	11	197, 800	244, 800	275, 300	312, 300	338, 400	371, 200	425, 700
	12	199, 400	246, 200	276, 400	313, 900	340,000	372, 700	427, 200
	13	201,000	247, 400	277, 400	315, 400	341, 500	374, 600	428, 700
	14	202, 700	248, 600	278, 700	317,000	343, 100	376, 500	430,000
	15	204, 400	249, 800	280,000	318,600	344, 700	378, 400	431, 300
	16	206, 100	251,000	281, 200	320, 200	346, 200	380, 200	432, 500
	17	207, 400	252, 100	282, 500	321, 700	347, 600	381, 700	433, 700
	18	209,000	253, 200	283, 800	323, 400	349, 300	383, 500	435, 000
	19	210,600	254, 300	285,000	325, 000	350, 900	385, 200	436, 300
	20	212, 100	255, 400	286, 200	326, 600	352, 500	386, 800	437, 500
	21	213, 600	256, 400	287, 300	328, 000	353, 700	388, 500	438, 700
	22	215, 200	257, 400	288, 500	329, 700	355, 200	389, 900	439, 500
	23	216, 800	258, 400	289, 800	331, 400	356, 700	391, 300	440, 300
	24	218, 400	259, 400	291, 100	333, 000	358, 200	392, 700	441, 100
	25	220,000	260, 400	292, 400	334, 200	359, 900	394, 100	441, 700
	26	221, 700	261, 300	293, 400	336, 100	361, 700	395, 300	442, 300
	27	223, 000	262, 200	294, 400	337, 800	363, 400	396, 500	442, 900
	28	224, 300	263, 100	295, 500	339, 400	365, 100	397, 500	443, 500
	29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600	444, 200
	30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800	445, 000
	31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369,000	400, 900	445, 400
	32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402,000	446, 100
	33	230,000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700	446, 600
	34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400	447, 000
	35	232, 200	268, 600	303, 900	351,000	373, 400	404, 100	447, 400
	36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800	447, 800
	37	234, 400	270,000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400	448, 200
	38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000	448, 600
	39	236, 400	271,600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500	449,000
	40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900	449, 300
	41	238, 200	273, 000	311, 700	360,000	378, 700	407, 300	449,600
	42	239, 100	273, 800	313,000	360, 800	379, 500	407, 500	450,000
	43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
	44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600

45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900	
46	242,000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700		
47	242,600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409,000		
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300		
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500		
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800		
51	245,000	280, 200	323, 900	369,000	385, 500	410, 100		
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400		
53	246,000	281, 500	326, 400	370,000	386, 600	410,600		
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900		
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200		
56	247,000	283, 500	329, 700	372,000	388, 300	411, 500		
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700		
58	247,600	284, 800	331, 300	373,000	389, 300	412,000		
59	247, 900	285, 400	332,000	373, 700	389, 900	412, 300		
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500		
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700		
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413,000		
63	249, 100	288,000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300		
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500		
65	249, 700	289,000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700		
66	250,000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414,000		
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300		
68	250,600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500		
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700		
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415,000		
71	251, 500	292, 300	339, 700	380,000	394, 800	415, 300		
72	251,800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500		
73	252, 100	293, 400	340,600	381,000	395, 200	415, 700		
74	252, 400	293, 900	341, 100	381,600	395, 500			
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800			
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000			
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200			
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500			
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800			
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000			
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200			
82	254, 800	296, 000	344, 500	385,000	397, 500			
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800			
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000			

85	255, 700	296, 800	345, 600	386, 100	398, 200
86	256, 000	297, 100	346, 000		
87	256, 300	297, 400	346, 400		
88	256, 600	297, 700	346, 800		
89	256, 900	298, 000	347,000		
90	257, 200	298, 300	347, 400		
91	257, 500	298, 600	347, 800		
92	257, 800	299, 000	348, 200		
93	258, 100	299, 200	348, 400		
94		299, 400	348, 800		
95		299, 700	349, 200		
96		300, 100	349, 500		
97		300, 300	349, 800		
98		300,600	350, 200		
99		301,000	350, 600		
100		301, 400	351,000		
101		301,600	351, 500		
102		301, 900	351, 900		
103		302, 200	352, 300		
104		302, 500	352, 700		
105		302, 700	353, 200		
106		303, 000	353, 600		
107		303, 300	353, 900		
108		303, 600	354, 200		
109		303, 800	354, 700		
110		304, 200			
111		304, 600			
112		304, 900			
113		305, 100			
114		305, 300			
115		305, 600			
116		306, 000			
117		306, 200			
118		306, 400			
119		306, 700			
120		307, 000			
121		307, 400			
122		307, 600			
123		307, 900			
124		308, 200			

125	308, 500				Ì
120	500,500			i	ı

別表第27 医療職給料表(1) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	1 2 3 4 5 6 7 8 9	293, 700 296, 000 298, 200 300, 300 303, 800 307, 300	400, 300 403, 000 405, 600 408, 100 410, 500 412, 700	457, 100 459, 000 460, 900 462, 300 464, 100 465, 900	549, 800 555, 900 561, 200 566, 100 570, 500
間勤務職 員以外の	3 4 5 6 7 8	296, 000 298, 200 300, 300 303, 800 307, 300	405, 600 408, 100 410, 500 412, 700	460, 900 462, 300 464, 100	561, 200 566, 100
員以外の	4 5 6 7 8	298, 200 300, 300 303, 800 307, 300	408, 100 410, 500 412, 700	462, 300 464, 100	566, 100
	5 6 7 8	300, 300 303, 800 307, 300	410, 500 412, 700	464, 100	
職員	6 7 8	303, 800 307, 300	412, 700	·	570, 500
	7 8	307, 300	•	465 000	
	8	·	414 000	400, 900	574, 800
		010 700	414, 800	467, 700	578, 400
	9	310, 700	416, 900	469, 500	581, 400
		314, 100	419,000	471, 300	583, 900
	10	317, 600	420, 500	473, 100	586, 200
	11	321,000	422,000	474, 900	
	12	324, 400	423,500	476, 700	
	13	327, 800	424, 900	478, 500	
	14	331, 300	426, 400	480, 300	
	15	334, 700	427, 900	482, 100	
	16	338, 100	429, 300	483, 900	
	17	341, 500	430, 700	485, 800	
	18	344, 600	432, 200	487, 700	
	19	347, 700	433, 700	489, 600	
	20	350, 800	435, 100	491, 500	
	21	354, 000	436, 500	493, 200	
	22	357, 100	438, 000	495, 000	1
	23	360, 200	439, 500	496, 800	1
	24	363, 200	440, 900	498, 400	
	25	366, 200	442, 300	500, 200	1
	26	368, 500	443, 700	502,000	1
	27	370, 800	445, 100	503, 600	1
	28	373, 000	446, 500	505, 000	
	29	374, 900	447, 900	506, 700	1
	30	376, 600	449, 300	508, 500	1
	31	378, 300	450, 700	510, 200	
	32	380, 100	452, 100	511, 700	1
	33	381, 900	453,500	513, 000	
	34	383, 700	454, 900	514, 300	
	35	385, 300	456, 300	515, 600	
	36	386, 700	457, 700	516, 600	
	37	388, 100	459, 100	517, 900	

j j j		ا ہے۔	<u>_,_</u> l	i
38	389, 600	460, 800	519, 200	
39	391, 100	462, 400	520, 500	
40	392, 600	464, 000	521, 500	
41	394, 100	465, 600	522, 300	
42	394, 800	466, 800	523, 100	
43	395, 400	468, 000	523, 900	
44	396, 100	469, 100	524, 800	
45	397, 000	470, 100	525, 600	
46	397, 600	471, 100	526, 400	
47	398, 200	472, 000	527, 100	
48	398, 800	472, 800	527, 900	
49	399, 400	473, 500	528, 700	
50	399, 900	474, 200	529, 400	
51	400, 400	474, 900	530, 300	
52	400, 900	475, 500	531, 200	
53	401, 400	476, 200	532, 000	
54	401, 800	476, 900	532, 900	
55	402, 200	477, 500	533, 800	
56	402, 600	478, 100	534, 600	
57	403, 000	478, 400	535, 500	
58	403, 400	479, 000	536, 400	
59	403, 800	479, 700	537, 100	
60	404, 200	480, 400	537, 900	
61	404, 600	480, 800	538, 800	
62	405, 000	481, 400	539, 700	
63	405, 400	482, 100	540, 600	
64	405, 800	482, 800	541, 400	
65	406, 100	483, 200	542, 300	
66		483, 800	543, 200	
67		484, 400	544, 100	
68		484, 900	544, 900	
69		485, 400	545, 800	
70		485, 900	546, 700	
71		486, 400	547, 600	
72		486, 900	548, 400	
73		487, 300		
74		487, 800		
75		488, 200		
76		488, 700		
77		489, 200		

78	3	489, 800	
79)	490, 400	
80)	490, 800	
81		491, 300	
82	2	491, 900	
83	3	492, 500	
84	4	493, 000	
85	5	493, 500	

別表第2イ 医療職給料表(2)定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

_	7 (CUX 0)	7.00							
	定年	1	188, 600	227, 400	263, 000	281, 800	315, 000	360, 700	415, 000
	前再	2	190, 700	228, 700	263, 800	282,600	316, 400	362, 400	416, 900
	任用	3	192, 800	230,000	264, 600	283, 400	317, 800	364, 000	418, 800
	短時	4	194, 900	231, 300	265, 400	284, 100	319, 200	365, 600	420,600
	間勤	5	196, 900	232, 500	266, 200	284, 800	320,600	367, 200	422, 400
	務職	6	198, 900	233, 600	267, 000	285, 500	322, 200	368, 800	424, 000
	員以	7	200, 900	234, 600	267, 800	286, 200	323, 700	370, 400	425, 600
	外の	8	202, 700	235, 600	268, 600	287, 000	325, 200	372,000	427, 100
	職員	9	204, 500	236, 700	269, 400	287, 800	326, 700	373, 600	428, 600
		10	206, 400	237, 900	270, 200	288, 600	328, 300	375, 600	429, 900
		11	208, 300	239, 200	271,000	289, 400	329, 800	377, 600	431, 200
		12	210, 400	240, 500	271, 800	290, 100	331, 300	379, 600	432, 500
		13	212, 100	241, 800	272,600	290, 800	332, 800	381,000	433, 800
		14	214, 100	243, 100	273, 400	291, 900	334, 400	382, 700	435, 000
		15	216, 300	244, 400	274, 200	293, 000	335, 900	384, 400	436, 200
		16	218, 400	245, 600	275, 000	294, 200	337, 400	386, 100	437, 300
		17	220, 500	246, 800	275, 800	295, 400	338, 900	387, 800	438, 500
		18	221,600	248,000	276, 600	296, 600	340, 500	389, 300	439, 600
		19	222, 700	249, 200	277, 400	297, 800	342, 100	390, 800	440, 800
		20	223, 800	250, 400	278, 200	299, 000	343, 600	392, 300	442,000
		21	224, 900	251, 500	279,000	300, 200	344, 900	393, 600	443, 100
		22	225, 800	252, 400	279, 900	301, 400	346, 400	394, 900	443, 900
		23	226, 700	253, 200	280, 800	302, 600	347, 900	396, 200	444, 300
		24	227, 600	254, 000	281,600	303, 800	349, 400	397, 300	445, 000
		25	228, 500	254, 800	282, 400	305, 000	350, 900	398, 400	445, 500
		26	229, 400	255, 600	283, 300	306, 200	352, 400	399, 500	445, 900
		27	230, 300	256, 400	284, 200	307, 300	353, 900	400,600	446, 300
		28	231, 200	257, 200	285, 000	308, 500	355, 300	401, 700	446, 700
		29	232, 100	258, 000	285, 800	309, 800	356, 700	402, 500	447, 100
		30	233, 000	258, 800	286, 900	311,000	358, 300	403, 300	447, 500

31	233, 900	259,600	287, 900	312, 200	359, 800	404, 100	447, 900	
32	234, 800	260, 400	288, 900	313, 400	361, 300	404, 900	448, 200	
33	235, 600	261, 200	289, 900	314, 600	362, 500	405, 300	448, 500	
34	236, 400	262, 000	291,000	315, 700	363, 600	405, 900	448, 900	
35	237, 200	262, 700	292, 000	316, 900	364, 800	406, 400	449, 200	
36	238, 000	263, 500	293, 000	318, 100	365, 900	406, 800	449, 500	
37	238, 800	264, 400	294, 000	319, 300	366, 900	407, 200	449, 800	
38	239, 600	265, 200	295, 000	320,600	367, 700	407, 400		
39	240, 400	266, 000	296, 000	321, 900	368, 700	407, 700		
40	241, 200	266, 800	297, 000	323, 100	369, 800	408,000		
41	241, 800	267, 600	298, 000	324, 000	370, 800	408, 300		
42	242, 400	268, 400	299, 200	325, 200	371,800	408,600		
43	243,000	269, 200	300, 300	326, 400	372, 800	408, 900		
44	243, 500	270,000	301, 400	327, 600	373, 700	409, 200		
45	244,000	270, 700	302, 500	328, 700	374, 500	409, 400		
46	244, 600	271, 500	303, 600	329, 700	375, 300	409, 700		
47	245, 100	272, 300	304, 700	330, 700	376, 200	410,000		
48	245, 500	273, 100	305, 800	331,600	377, 000	410, 300		
49	245, 900	273, 800	306, 900	332, 500	377, 500	410, 500		
50	246, 400	274, 600	308, 000	333, 500	378, 300	410,800		
51	246, 900	275, 300	309, 100	334, 500	379, 100	411, 100		
52	247, 400	276, 000	310, 200	335, 400	379, 900	411, 400		
53	247, 700	276, 700	311, 200	335, 900	380, 300	411,600		
54	248,000	277, 400	312, 200	336, 800	381,000			
55	248, 300	278, 100	313, 200	337, 500	381, 700			
56	248, 600	278, 800	314, 200	338, 400	382, 300			
57	248, 900	279, 500	315, 200	339, 100	382, 700			
58	249, 200	280, 200	316, 200	339, 400	383, 200			
59	249, 500	280, 900	317, 200	339, 900	383, 800			
60	249, 800	281, 500	318, 100	340, 500	384, 400			
61	250, 100	282, 100	319,000	341, 100	384, 800			
62	250, 400	282, 800	319, 800	341, 800	385, 300			
63	250, 700	283, 500	320, 500	342, 500	385, 800			
64	251,000	284, 100	321, 200	343, 100	386, 300			
65	251, 300	284, 700	321, 800	343, 800	386, 900			
66	251,600	285, 400	322, 500	344, 300	387, 400			
67	251, 900	286, 100	323, 100	344, 900	388, 000			
68	252, 200	286, 700	323, 700	345, 500	388, 600			
69	252, 500	287, 300	324, 300	345, 800	389, 100			
70	252, 800	288, 000	324, 500	346, 400	389, 600			

71	253, 100	288, 700	325, 000	346, 900	390, 100	
72	253, 300	289, 300	325, 500	347, 400	390, 600	
73	253, 500	289, 900	326, 100	347, 900	390, 900	
74	253, 800	290, 400	326, 600	348, 400	391, 400	
75	254, 100	290, 800	327, 100	348, 900	391,800	
76	254, 300	291, 200	327, 500	349, 300	392, 200	
77	254, 500	291,600	328, 100	349, 600	392,600	
78	254, 800	291, 900	328, 600	349, 900		
79	255, 100	292, 200	329, 000	350, 100		
80	255, 300	292, 500	329, 500	350, 400		
81	255, 500	292, 800	330,000	350, 900		
82	255, 800	293, 100	330, 400	351, 200		
83	256, 100	293, 400	330,600	351, 500		
84	256, 300	293, 700	330, 900	351, 800		
85	256, 500	293, 900	331, 300	352, 200		
86		294, 100	331, 700	352, 500		
87		294, 300	332,000	352, 800		
88		294, 500	332, 300	353, 100		
89		294, 900	332, 600	353, 500		
90		295, 100	332, 800	353, 800		
91		295, 300	333, 200	354, 100		
92		295, 500	333, 500	354, 400		
93		295, 900	333, 700	354, 700		
94		296, 100	334, 000	355, 100		
95		296, 300	334, 300	355, 500		
96		296, 600	334, 600	355, 900		
97		296, 900	334, 800	356, 400		
98		297, 100	335, 100	356, 800		
99		297, 300	335, 400	357, 200		
100		297, 600	335, 600	357, 600		
101		297, 900	335, 800	358, 100		
102		298, 100	336, 000			
103		298, 300	336, 400			
104		298, 600	336, 600			
105		298, 900	336, 800			
106			337, 200			
107			337, 600			
108			338, 000			
109			338, 200			

別表第2ウ 医療職給料表(3)定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次の

ように改める。

 / · ·	- 90							
定年	1	207, 700	240,600	281, 800	295, 200	319, 300	362,000	416, 300
前再	2	209, 600	242, 800	282, 300	295, 800	320, 300	363, 700	418, 500
任用	3	211, 400	245,000	282, 800	296, 400	321, 300	365, 400	420, 700
短時	4	213, 100	247, 200	283, 300	296, 900	322, 300	367, 100	422, 800
間勤	5	214, 800	249, 400	283, 800	297, 400	323, 300	368, 900	424, 700
務職	6	216, 700	250, 400	284, 300	298,000	324, 500	370, 900	426, 600
員以	7	218, 500	251, 300	284, 800	298, 600	325, 700	372, 900	428, 400
外の	8	220, 200	252, 200	285, 300	299, 100	326, 900	374, 900	430, 300
職員	9	221, 900	253, 100	285, 800	299, 600	328, 000	376, 600	432, 000
	10	223, 900	254, 300	286, 300	300, 200	329, 200	378, 700	433, 600
	11	225, 800	255, 400	286, 800	300, 800	330, 300	380, 800	435, 300
	12	227, 700	256, 300	287, 300	301, 300	331, 400	382, 800	436, 900
	13	229,600	257, 100	287, 800	301,800	332, 500	384, 700	438, 200
	14	231,600	257, 800	288, 300	302, 500	333, 700	386, 300	439, 500
	15	233, 600	258, 500	288, 800	303, 200	334, 800	388, 100	441, 100
	16	235, 600	259, 400	289, 300	303, 900	335, 900	389, 900	442, 600
	17	237, 600	260, 500	289, 800	304, 600	337, 000	391, 600	444, 300
	18	239, 600	261, 600	290, 300	305, 500	338, 200	393, 300	445, 900
	19	241, 700	262, 700	290, 800	306, 400	339, 300	395, 200	447, 300
	20	243, 700	263, 800	291, 300	307, 300	340, 400	396, 900	448, 700
	21	245, 600	264, 900	291, 800	308, 100	341, 500	398, 600	449, 800
	22	246, 800	266, 000	292, 300	309,000	342, 700	400, 300	451, 100
	23	248, 000	267, 100	292, 800	309, 900	343, 800	402, 100	452, 400
	24	249, 100	268, 200	293, 300	310,800	344, 900	403, 800	453, 800
	25	250, 200	269, 200	293, 800	311,600	346, 000	405, 400	454, 800
	26	251, 100	270, 300	294, 400	312, 500	347, 300	407, 100	455, 500
	27	252, 000	271, 400	295, 200	313, 400	348, 600	408, 900	456, 300
	28	252, 900	272, 400	296, 000	314, 300	349, 900	410, 700	456, 900
	29	253, 700	273, 400	296, 700	315, 100	351, 100	412, 200	457, 800
	30	254, 500	274, 100	297, 500	316, 200	352, 600	413, 700	458, 500
	31	255, 200	274, 800	298, 300	317, 300	354, 100	415, 200	459, 300
	32	255, 900	275, 500	299, 100	318, 400	355, 600	416, 500	460, 100
	33	256, 700	276, 200	299, 800	319, 500	356, 800	417, 600	460, 800
	34	257, 500	276, 800	300, 600	320,600	358, 300	418, 700	461, 500
	35	258, 300	277, 300	301, 400	321, 700	359, 700	419, 800	462, 200
	36	259,000	277, 800	302, 100	322, 800	361, 100	421,000	463, 000
	37	259, 700	278, 300	302, 900	323, 900	362, 500	422, 300	463, 800
	38	260, 600	278, 900	303, 700	325, 100	363, 500	423, 400	464, 600
	39	261, 500	279, 400	304, 500	326, 200	364, 900	424, 600	465, 300

40	262, 300	279, 900	305, 300	327, 300	366, 200	425, 700	466, 000	
41	263, 100	280, 300	306, 000	328, 100	367, 500	426, 900	466, 800	
42	264, 000	280, 800	307, 000	329, 200	368, 900	427, 900		
43	264, 800	281, 300	308,000	330, 300	370, 200	429,000		
44	265, 600	281, 800	308, 900	331, 300	371, 500	430, 100		
45	266, 400	282, 300	309, 800	332, 300	373,000	431, 100		
46	267, 100	282, 800	310,800	333, 300	374, 200	431,600		
47	267, 800	283, 300	311,800	334, 300	375, 300	432, 200		
48	268, 400	283, 800	312, 700	335, 300	376, 500	432,600		
49	269,000	284, 300	313, 600	336, 500	377, 600	433, 200		
50	269, 500	284, 800	314, 600	337, 800	378, 500	433, 700		
51	270,000	285, 300	315, 600	339, 000	379, 500	434, 100		
52	270, 400	285, 800	316, 600	340, 200	380, 400	434, 600		
53	270, 800	286, 300	317, 400	341, 100	381,000	435, 100		
54	271, 300	286, 800	318, 400	342, 300	381, 800	435, 500		
55	271, 800	287, 300	319, 400	343, 400	382, 600	435, 800		
56	272, 200	287, 800	320, 300	344, 700	383, 400	436, 100		
57	272, 600	288, 300	321, 200	345, 700	384, 100	436, 500		
58	273, 000	289, 100	322, 200	346, 600	384, 800			
59	273, 400	289, 900	323, 200	347, 700	385, 500			
60	273, 800	290, 600	324, 100	348, 900	386, 100			
61	274, 200	291, 300	325, 000	350,000	386, 700			
62	274, 600	292, 200	326, 200	351, 200	387, 300			
63	275, 000	293, 100	327, 400	352, 400	388, 000			
64	275, 400	293, 900	328, 600	353, 400	388, 600			
65	275, 800	294, 700	329, 300	354, 400	389, 300			
66	276, 200	295, 600	330, 400	355, 400	389, 800			
67	276, 600	296, 400	331, 500	356, 500	390, 400			
68	277,000	297, 200	332, 400	357, 600	390, 900			
69	277, 400	298, 000	333, 500	358, 400	391, 300			
70	277, 900	298, 900	334, 200	359, 500	391, 900			
71	278, 400	299, 800	335, 300	360, 600	392, 400			
72	278, 800	300, 700	336, 400	361,600	392, 700			
73	279, 200	301,600	337, 500	362, 300	393, 000			
74	279, 800	302, 500	338, 700	363, 100	393, 500			
75	280, 400	303, 400	339, 800	363, 900	393, 900			
76	280, 900	304, 300	340, 900	364, 600	394, 200			
77	281, 400	305, 100	342,000	365, 200	394, 500			
78	282, 000	306, 100	343, 100	365, 700	395, 000			
79	282, 600	307, 100	344, 100	366, 200	395, 500			

80	283, 100	308, 000	345, 200	366, 700	395, 900	
81	283, 600	308, 500	346, 100	367, 300	396, 200	
82	284, 100	309, 400	347, 100	367, 800	396, 600	
83	284, 600	310, 300	348, 000	368, 300	397, 100	
84	285, 100	311, 100	349,000	368, 800	397, 500	
85	285, 600	311, 900	349, 900	369, 200	397, 900	
86	286, 100	312, 900	350, 700	369, 600	,	
87	286, 600	313, 900	351, 500	370, 200		
88	287, 100	314, 900	352, 300	370, 700		
89	287, 600	315, 800	352, 900	371,000		
90	288, 100	316, 900	353, 500	371, 500		
91	288, 600	317, 900	354, 100	371, 900		
92	289, 100	318, 900	354, 700	372, 200		
93	289, 600	319, 700	355, 100	372, 800		
94	290, 200	320, 400	355, 500	373, 300		
95	290, 800	321, 100	356, 000	373, 800		
96	291, 400	321, 700	356, 400	374, 300		
97	292,000	322, 200	356, 900	374, 900		
98	292, 500	322, 500	357, 300	375, 400		
99	293, 000	323, 100	357, 800	375, 900		
100	293, 500	323, 700	358, 200	376, 300		
101	294, 000	324, 100	358, 500	376, 900		
102	294, 500	324, 700	359,000	377, 400		
103	295, 000	325, 300	359, 400	377, 900		
104	295, 400	325, 800	359, 700	378, 400		
105	295, 800	326, 200	360, 100	379,000		
106	296, 300	326, 700	360, 600	379, 400		
107	296, 800	327, 200	361, 100	379, 900		
108	297, 100	327, 700	361, 600	380, 400		
109	297, 300	328, 100	362, 100	381,000		
110	297, 600	328, 500	362, 600			
111	297, 800	328, 800	363, 100			
112	298, 100	329, 100	363, 500			
113	298, 400	329, 400	363, 900			
114	298, 600	329, 800	364, 300			
115	298, 900	330, 100	364, 800			
116	299, 100	330, 400	365, 300			
117	299, 400	330, 600	365, 700			
118	299, 700	330, 900	366, 200			
119	300,000	331, 200	366, 700			

120	300, 300	331, 400	367, 200			
121	300,600	331,600	367, 500			
122	301,000	331, 900				
123	301, 300	332, 200				
124	301,600	332, 500				
125	301,800	332, 700				
126	302,000	333,000				
127	302, 300	333, 400				
128	302, 700	333, 600				
129	302, 900	333, 800				
130	303, 200	334,000				
131	303,600	334, 400				
132	304,000	334, 600				
133	304, 200	334, 900				
134	304, 500	335, 300				
135	304, 800	335, 700				
136	305, 100	336, 100				
137	305, 300	336, 400				
138	305,600	336, 800				
139	305, 900	337, 200				
140	306, 200	337, 600				
141	306, 400	337, 900				
142	306, 800	338, 300				
143	307, 200	338, 600				
144	307, 500	339, 000				
145	307, 700	339, 300				
146	307, 900	339, 700				
147	308, 200	340, 100				
148	308, 600	340, 500				
149	308, 800	340, 800				
150	309,000	341, 200				
151	309, 300	341,600				
152	309, 600	342,000				
153	310,000	342, 300				
154	310, 200					
155	310, 400					
156	310, 700					
157	311,000					
158	311, 300					
159	311,600					

	16	30 31	1,900									
	16	31	2,300									
	16	52 31	2,600									
	16	63 31	2,900									
	16	34 31	3, 200									
	16	35 31	3,600									
	16	36	3, 900									
	16	37	4, 200									
	16	58 31	4, 500									
	16	31	4,900									
別表第:	3 定年	F前再任	用短時	間勤務職」	員以2	外の職員	の項を	·次のよう	に改る	める。		
定年前	i	1		199,	900	22	20, 700	356,	200		435, 7	700
再任用		2		202,	200	22	23, 100	357,	700		437, 0	000
短時間		3		204,	500	22	25, 500	359,	200		438, 2	200
勤務職	Ì	4		206,	700	22	27, 900	360,	700		439, 5	500
員以外		5		208,	900	23	30, 300	362,	100		440, 6	600
の職員		6		211,	200	23	32, 700	363,	500		441, 7	700
		7		213,	400	23	35, 100	364,	900		442, 9	900
		8		215,			37, 500		300		444,	100
		9		217,			89, 900		700		445, 4	
		10		220,			1,500		, 000		446, 6	
		11		222,			3, 100		300		447, 6	
		12		224,			4, 700		600		448, 7	
		13		226,			6, 300		, 800		449, 9	
		14		228,			7,800		100		450, 7	
		15		230,			9, 200		300		451, 5	
		16		232,			50, 600		500		452, 4	
		17		235,			52,000		700		453, 3	
		18		236,			53, 200		900		453, 8	
		19		238,			54, 400		100		454, 3	
		20		240,			5, 600		200		454, 8	
		21		241,			57, 000		300		455, 3	300
		22		243,			58, 200		500			
		23		244,			59, 500		700			
		24		245,			50, 800		, 800			
		25		247,			52, 100		900			
		26		248,			54, 000		100			
		27		249,			55, 800		300			
		28		250,			57, 600		400			
		29		251,	500	26	59, 300	391,	500			

30	252, 800	271, 500	392, 700	
31	254, 000	273, 700	393, 900	
32	255, 200	275, 900	395, 000	
33	256, 300	278, 100	396, 100	
34	257, 500	280, 300	397, 300	
35	258, 700	282, 500	398, 500	
36	259, 900	284, 600	399, 700	
37	261, 100	286, 600	400, 900	
38	262, 300	288, 500	402, 200	
39	263, 500	290, 400	403, 400	
40	264, 700	292, 200	404, 600	
41	265, 900	294, 000	405, 800	
42	267, 000	295, 900	407, 100	
43	268, 100	297, 700	408, 100	
44	269, 200	299, 400	409, 200	
45	270, 200	301, 100	410, 400	
46	271, 000	302, 900	411,600	
47	271, 800	304, 600	412,800	
48	272, 600	306, 200	414,000	
49	273, 300	307, 800	415, 100	
50	274, 100	309, 500	416, 100	
51	274, 800	311, 300	417, 400	
52	275, 500	313, 000	418, 600	
53	276, 300	314, 300	419, 800	
54	277, 100	316, 200	420, 900	
55	277, 900	318,000	422, 000	
56	278, 600	319, 700	423, 100	
57	279, 300	321, 400	424, 100	
58	280, 100	323, 300	425, 300	
59	280, 900	325, 000	426, 500	
60	281, 600	326, 700	427, 700	
61	282, 200	328, 400	428, 300	
62	282, 900	330, 200	429, 100	
63	283, 600	332, 000	429, 800	
64	284, 200	333, 700	430, 300	
65	284, 900	335, 400	430, 600	
66	285, 600	336, 700	430, 900	
67	286, 300	338, 000	431, 300	
68	287, 000	339, 300	431, 700	
69	287, 700	340, 800	432, 000	
	•	•		

70	288, 500	342, 300	432, 400	
71	289, 200	343, 800	432, 700	
72	289, 900	345, 300	433, 000	
73	290, 400	346, 700	433, 300	
74	291, 100	348, 200	433, 700	
75	291, 800	349, 700	434, 000	
76	292, 400	351, 200	434, 300	
77	293, 000	352,600	434, 600	
78	293, 700	354, 100	434, 900	
79	294, 300	355, 600	435, 200	
80	294, 900	357, 100	435, 400	
81	295, 500	358, 500	435, 600	
82	296, 100	359, 800		
83	296, 700	361, 100		
84	297, 300	362, 300		
85	297, 800	363, 500		
86	298, 300	364, 700		
87	298, 800	365, 900		
88	299, 300	367, 000		
89	299, 700	368, 100		
90	300, 300	369, 200		
91	300, 800	370, 300		
92	301, 300	371, 400		
93	301, 600	372, 500		
94	302, 100	373, 700		
95	302, 600	374, 800		
96	303, 000	375, 900		
97	303, 400	376, 900		
98	303, 900	377, 900		
99	304, 400	378, 800		
100	304, 800	379, 700		
101	305, 200	380, 500		
102	305, 600	381, 500		
103	306, 000	382, 400		
104	306, 300	383, 300		
105	306, 500	384, 100		
106	306, 800	385,000		
107	307, 100	385, 900		
108	307, 300	386, 800		
109	307, 500	387, 600		

110	307, 700	388, 600	
111	308, 000	389, 500	
112	308, 300	390, 400	
113	308, 500	391, 000	
114	308, 700	391, 900	
115	308, 900	392, 800	
116	309, 200	393, 700	
117	309, 500	394, 500	
118	309, 700	395, 200	
119	310,000	396, 000	
120	310, 300	396, 800	
121	310, 500	397, 400	
122	310, 700	398, 100	
123	310, 900	398, 800	
124	311, 200	399, 400	
125	311, 500	400, 000	
126		400, 700	
127		401, 200	
128		401, 800	
129		402, 400	
130		403, 000	
131		403, 500	
132		404, 000	
133		404, 300	
134		404, 600	
135		404, 900	
136		405, 200	
137		405, 500	
138		405, 800	
139		406, 100	
140		406, 400	
141		406, 700	
142		407, 000	
143		407, 300	
144		407, 600	
145		407, 800	
146		408, 100	
147		408, 400	
148		408, 600	
149		408, 800	

150	409, 100	
151	409, 400	
152	409, 600	
153	409, 800	
154	410, 100	
155	410, 400	
156	410, 600	
157	410, 800	

別表第4定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の項を次のように改める。

					_ , ,			
定年	1	199, 600	254, 300	287, 800	313, 800	334, 500	355, 200	408, 300
前再	2	201, 300	255, 900	288, 800	315, 500	336, 200	356, 900	410, 200
任用	3	203, 000	257, 500	289, 700	317, 000	337, 700	358, 500	412, 100
短時	4	204, 700	258, 800	290,600	318, 500	339, 300	360, 100	413, 900
間勤	5	206, 300	260, 300	291, 500	319, 700	340, 700	361, 700	415, 700
務職	6	207, 900	261, 500	292, 400	321, 100	342, 300	363, 500	417, 500
員以	7	209, 500	262, 600	293, 300	322, 500	343, 700	365, 000	419, 300
外の	8	211, 100	263, 700	294, 200	323, 900	345, 200	366, 600	421, 100
職員	9	212, 700	264, 800	295, 000	325, 300	346, 600	368, 000	422, 700
	10	214, 500	265, 900	296, 000	326, 800	348, 200	369, 600	424, 200
	11	216, 300	267, 000	297, 200	328, 200	349, 700	371, 200	425, 700
	12	217, 400	268, 100	298, 300	329, 600	351, 100	372, 700	427, 200
	13	218, 500	269, 200	299, 500	331,000	352, 800	374, 600	428, 700
	14	219, 700	270, 100	300,600	332, 600	354, 500	376, 500	430, 000
	15	220, 900	271,000	301, 700	334, 200	356, 300	378, 400	431, 300
	16	222, 000	271, 800	302, 800	335, 700	357, 900	380, 200	432, 500
	17	223, 100	272, 400	303, 900	337, 200	359, 400	381, 700	433, 700
	18	224, 100	273, 100	305, 000	338, 800	361, 100	383, 500	435, 000
	19	225, 100	273, 900	306, 100	340, 400	362, 800	385, 200	436, 300
	20	226, 100	274, 600	307, 100	341, 900	364, 300	386, 800	437, 500
	21	227, 100	275, 600	308, 100	343, 400	365, 900	388, 500	438, 700
	22	228, 500	276, 500	309, 100	344, 900	367, 400	389, 900	439, 500
	23	229, 800	277, 400	310, 100	346, 400	368, 800	391, 300	440, 300
	24	231, 100	278, 300	311, 100	347, 900	370, 300	392, 700	441, 100
	25	232, 400	279, 300	312, 100	349, 400	371, 700	394, 100	441, 700
	26	233, 700	280, 200	313, 100	351,000	373, 100	395, 300	442, 300
	27	235, 000	281, 100	314, 100	352, 600	374, 500	396, 500	442, 900
	28	236, 200	282,000	315, 100	354, 100	375, 800	397, 500	443, 500
	29	237, 400	282, 900	316, 100	355, 300	376, 900	398, 600	444, 200
	30	238, 400	283, 700	317, 200	356, 800	378, 300	399, 800	445, 000
	31	239, 400	284, 600	318, 300	358, 300	379, 600	400, 900	445, 400

32	240, 400	285, 500	319, 400	359, 800	380, 900	402,000	446, 100	l
33	241, 400	286, 500	320, 500	361, 200	381, 900	402, 700	446, 600	l
34	242, 400	287, 500	321,600	362, 700	383, 000	403, 400	447,000	l
35	243, 300	288, 500	322, 700	364, 200	384, 100	404, 100	447, 400	l
36	244, 200	289, 400	323, 800	365, 700	385, 200	404, 800	447, 800	l
37	245, 100	290, 300	324, 800	367, 100	386, 200	405, 400	448, 200	l
38	246, 000	291, 300	325, 900	368, 500	387, 200	406,000	448, 600	l
39	246, 900	292, 300	327, 000	369, 900	388, 200	406, 500	449,000	l
40	247, 700	293, 200	328, 000	371, 300	389, 100	406, 900	449, 300	l
41	248, 500	294, 100	329, 000	372, 300	389, 800	407, 300	449,600	l
42	249, 100	295, 100	329, 900	373, 400	390, 400	407, 500	450,000	l
43	249, 700	296, 100	330, 800	374, 300	391, 100	407, 800	450, 300	
44	250, 300	297, 000	331, 700	375, 400	391, 700	408, 100	450, 600	l
45	250, 800	297, 900	332, 600	376, 100	392, 200	408, 400	450, 900	
46	251, 300	298, 800	333, 300	376, 700	392, 700	408, 700		
47	251, 800	299, 700	333, 900	377, 400	393, 200	409,000		
48	252, 300	300, 600	334, 500	378, 200	393, 700	409, 300		
49	252, 800	301, 400	335, 100	379,000	394, 200	409, 500		l
50	253, 400	302, 300	335, 800	379, 700	394, 700	409, 800		l
51	253, 900	303, 200	336, 400	380, 500	395, 300	410, 100		l
52	254, 400	304, 000	337, 000	381, 200	395, 800	410, 400		l
53	254, 800	304, 900	337, 600	382, 000	396, 300	410,600		l
54	255, 300	305, 900	338, 100	382, 700	396, 800	410, 900		l
55	255, 800	306, 900	338, 600	383, 400	397, 300	411, 200		l
56	256, 300	307, 800	339, 100	384, 000	397, 700	411, 500		
57	256, 800	308, 700	339, 500	384, 300	398, 000	411, 700		l
58	257, 200	309, 700	339, 700	384, 900	398, 400	412,000		
59	257, 600	310,600	340, 200	385, 500	398, 900	412, 300		l
60	258, 000	311, 500	340, 700	386, 200	399, 300	412, 500		
61	258, 400	312, 400	341,000	386, 600	399, 600	412, 700		l
62	258, 800	313, 300	341, 400	387, 300	400, 100	413,000		
63	259, 200	314, 200	341, 900	387, 900	400,600	413, 300		
64	259, 600	315, 000	342, 300	388, 500	401,000	413, 500		l
65	260,000	315, 700	342, 700	388, 900	401, 300	413, 700		l
66	260, 400	316, 600	343, 200	389, 400	401, 700	•		l
67	260, 800	317, 400	343, 600	390, 000	402, 100			l
68	261, 200	318, 200	344, 100	390, 500	402, 500			l
69	261, 600	319, 000	344, 300	390, 900	, ,			l
70	262, 000	319, 500	344, 800	391, 400				l
71	262, 400	320, 000	345, 300	391, 900				l
	l ´	· ′	ı ´	· ′			i l	

72	262, 800	320, 500	345, 700	392, 400	
73	263, 200	321,000	346,000	392, 900	
74	263, 600	321,600	346, 400	393, 300	
75	264,000	322, 100	346, 900	393, 700	
76	264, 400	322,600	347, 300	394, 100	
77	264, 800	322, 900	347, 500	394, 300	
78	265, 200	323, 200	347, 800	394, 500	
79	265, 600	323, 700	348, 200	394, 800	
80	265, 900	324,000	348, 600	395, 100	
81	266, 200	324, 300	348, 900	395, 300	
82	266, 600	324, 600	349, 200	395, 600	
83	267, 000	324, 900	349, 600	395, 900	
84	267, 300	325, 200	350,000	396, 100	
85	267, 600	325, 600	350, 300	396, 300	
86	268, 000	326, 000	350, 700	ŕ	
87	268, 400	326, 300	351, 100		
88	268, 700	326, 500	351, 300		
89	269,000	327, 000	351, 600		
90	269, 400	327, 400	ŕ		
91	269, 800	327, 600			
92	270, 100	328, 000			
93	270, 400	328, 400			
94	270, 800	328, 800			
95	271, 200	329, 200			
96	271, 500	329, 500			
97	271, 800	329, 700			
98	272, 200	330,000			
99	272, 600	330, 300			
100	272, 900	330, 600			
101	273, 200	331,000			
102	273, 600	331, 200			
103	274, 000	331, 500			
104	274, 300	331, 900			
105	274, 500	332, 300			
106	274, 700	332, 600			
107	275, 000	332, 900			
108	275, 300	333, 200			
109	275, 600	333, 500			
110	275, 900	333, 900			
111	276, 200	334, 200			
I	I '	I '	I	I	

ı	Ī	i	Ī	i	Ī	i	Ī	
	112	276, 400	334, 400					I
	113	276, 700	334, 600					
	114	277,000	334, 900					I
	115	277, 300	335, 200					I
	116	277, 700	335, 500					I
	117	278,000	335, 700					
	118	278, 300						
	119	278, 600						
	120	279,000						
	121	279, 200						
	122	279, 400						
	123	279, 800						
	124	280, 100						
	125	280, 300						
	126	280,600						
	127	281,000						
	128	281, 400						
	129	281,600						
	130	282,000						
	131	282, 400						
	132	282, 700						
	133	282, 900						
	134	283, 200						
	135	283,600						
	136	283, 900						
	137	284, 100						
	138	284, 400						
	139	284, 700						
	140	285,000						
	141	285, 200						
ļ	142	285, 400						
	143	285, 600						
	144	285, 900						
	145	286, 300						
	146	286, 500						
	147	286, 800						
	148	287, 100						
	149	287, 400						
	150	287, 600						
	151	287, 900						

	152	288, 100						
	153	288, 400						
別表第3			間勤務職員	 員以外の職	<u> </u> 関の項を	<u></u> 次のよう!	 こ改める。	
定年	1	199, 600	254, 300	287, 800	313, 800	334, 500	355, 200	408, 300
前再	2	201, 300	255, 900	288, 800	315, 500	336, 200	356, 900	410, 200
任用	3	203, 000	257, 500	289, 700	317,000	337, 700	358, 500	412, 100
短時	4	204, 700	258, 800	290, 600	318, 500	339, 300	360, 100	413, 900
間勤	5	206, 300	260, 300	291, 500	319, 700	340, 700	361, 700	415, 700
務職	6	207, 900	261, 500	292, 400	321, 100	342, 300	363, 500	417, 500
員以	7	209, 500	262, 600	293, 300	322, 500	343, 700	365, 000	419, 300
外の	8	211, 100	263, 700	294, 200	323, 900	345, 200	366, 600	421, 100
職員	9	212, 700	264, 800	295, 000	325, 300	346,600	368,000	422, 700
	10	214, 500	265, 900	296, 000	326, 800	348, 200	369, 600	424, 200
	11	216, 300	267, 000	297, 200	328, 200	349, 700	371, 200	425, 700
	12	217, 400	268, 100	298, 300	329, 600	351, 100	372, 700	427, 200
	13	218, 500	269, 200	299, 500	331,000	352, 800	374, 600	428, 700
	14	219, 700	270, 100	300,600	332, 600	354, 500	376, 500	430,000
	15	220, 900	271,000	301, 700	334, 200	356, 300	378, 400	431, 300
	16	222, 000	271, 800	302, 800	335, 700	357, 900	380, 200	432, 500
	17	223, 100	272, 400	303, 900	337, 200	359, 400	381, 700	433, 700
	18	224, 100	273, 100	305, 000	338, 800	361, 100	383, 500	435, 000
	19	225, 100	273, 900	306, 100	340, 400	362, 800	385, 200	436, 300
	20	226, 100	274, 600	307, 100	341, 900	364, 300	386, 800	437, 500
	21	227, 100	275, 600	308, 100	343, 400	365, 900	388, 500	438, 700
	22	228, 500	276, 500	309, 100	344, 900	367, 400	389, 900	439, 500
	23	229, 800	277, 400	310, 100	346, 400	368, 800	391, 300	440, 300
	24	231, 100	278, 300	311, 100	347, 900	370, 300	392, 700	441, 100
	25	232, 400	279, 300	312, 100	349, 400	371, 700	394, 100	441, 700
	26	233, 700	280, 200	313, 100	351,000	373, 100	395, 300	442, 300
	27	235, 000	281, 100	314, 100	352, 600	374, 500	396, 500	442, 900
	28	236, 200	282,000	315, 100	354, 100	375, 800	397, 500	443, 500
	29	237, 400	282, 900	316, 100	355, 300	376, 900	398, 600	444, 200
	30	238, 400	283, 700	317, 200	356, 800	378, 300	399, 800	445, 000
	31	239, 400	284, 600	318, 300	358, 300	379, 600	400, 900	445, 400
	32	240, 400	285, 500	319, 400	359, 800	380, 900	402,000	446, 100
	33	241, 400	286, 500	320, 500	361, 200	381, 900	402, 700	446, 600
	34	242, 400	287, 500	321,600	362, 700	383, 000	403, 400	447, 000
	35	243, 300	288, 500	322, 700	364, 200	384, 100	404, 100	447, 400
	36	244, 200	289, 400	323, 800	365, 700	385, 200	404, 800	447, 800
	37	245, 100	290, 300	324, 800	367, 100	386, 200	405, 400	448, 200

38	246,000	291, 300	325, 900	368, 500	387, 200	406,000	448, 600	
39	246, 900	292, 300	327, 000	369, 900	388, 200	406, 500	449,000	
40	247, 700	293, 200	328, 000	371, 300	389, 100	406, 900	449, 300	
41	248, 500	294, 100	329, 000	372, 300	389, 800	407, 300	449,600	
42	249, 100	295, 100	329, 900	373, 400	390, 400	407, 500	450,000	
43	249, 700	296, 100	330, 800	374, 300	391, 100	407, 800	450, 300	
44	250, 300	297, 000	331, 700	375, 400	391, 700	408, 100	450, 600	
45	250, 800	297, 900	332, 600	376, 100	392, 200	408, 400	450, 900	
46	251, 300	298, 800	333, 300	376, 700	392, 700	408, 700		
47	251, 800	299, 700	333, 900	377, 400	393, 200	409,000		
48	252, 300	300, 600	334, 500	378, 200	393, 700	409, 300		
49	252, 800	301, 400	335, 100	379,000	394, 200	409, 500		
50	253, 400	302, 300	335, 800	379, 700	394, 700	409, 800		
51	253, 900	303, 200	336, 400	380, 500	395, 300	410, 100		
52	254, 400	304, 000	337, 000	381, 200	395, 800	410, 400		
53	254, 800	304, 900	337, 600	382,000	396, 300	410,600		
54	255, 300	305, 900	338, 100	382, 700	396, 800	410, 900		
55	255, 800	306, 900	338, 600	383, 400	397, 300	411, 200		
56	256, 300	307, 800	339, 100	384, 000	397, 700	411, 500		
57	256, 800	308, 700	339, 500	384, 300	398, 000	411, 700		
58	257, 200	309, 700	339, 700	384, 900	398, 400	412,000		
59	257, 600	310,600	340, 200	385, 500	398, 900	412, 300		
60	258,000	311, 500	340, 700	386, 200	399, 300	412, 500		
61	258, 400	312, 400	341,000	386, 600	399, 600	412, 700		
62	258, 800	313, 300	341, 400	387, 300	400, 100	413,000		
63	259, 200	314, 200	341, 900	387, 900	400,600	413, 300		
64	259, 600	315,000	342, 300	388, 500	401,000	413, 500		
65	260,000	315, 700	342, 700	388, 900	401, 300	413, 700		
66	260, 400	316,600	343, 200	389, 400	401,700	414,000		
67	260, 800	317, 400	343, 600	390,000	402, 100	414, 300		
68	261, 200	318, 200	344, 100	390, 500	402, 500	414, 500		
69	261,600	319,000	344, 300	390, 900	402, 800	414, 700		
70	262,000	319, 500	344, 800	391, 400	403, 200	415,000		
71	262, 400	320,000	345, 300	391, 900	403,600	415, 300		
72	262, 800	320, 500	345, 700	392, 400	403, 900	415, 500		
73	263, 200	321,000	346, 000	392, 900	404, 300	415, 700		
74	263, 600	321,600	346, 400	393, 300	404, 600	416,000		
75	264, 000	322, 100	346, 900	393, 700	405, 000	416, 300		
76	264, 400	322, 600	347, 300	394, 100	405, 300	416, 500		
77	264, 800	322, 900	347, 500	394, 300	405, 500	416, 700		

78 265, 200 323, 200 347, 800 394, 500 405, 700 417, 300 80 265, 600 323, 700 348, 200 394, 800 406, 300 417, 300 80 265, 600 324, 300 348, 900 395, 100 406, 300 417, 500 81 266, 200 324, 300 348, 900 395, 500 406, 500 417, 700 82 266, 600 324, 900 349, 600 395, 600 406, 800 418, 900 83 267, 300 325, 600 350, 000 396, 100 407, 300 418, 500 85 267, 600 325, 600 350, 700 396, 300 407, 800 418, 700 86 268, 000 326, 000 350, 700 396, 600 407, 800 419, 900 87 268, 400 326, 500 351, 100 396, 900 408, 100 419, 500 88 268, 700 327, 600 351, 600 397, 300 408, 800 419, 500 91 269, 400 327, 600 3	İ	70	1005 000		1047 000	1004 500	1405 500	415 000	
80 265, 900 324, 000 348, 600 395, 100 406, 300 417, 500 81 266, 200 324, 300 348, 900 395, 300 406, 500 417, 700 82 266, 600 324, 600 349, 200 395, 600 406, 800 418, 000 83 267, 000 324, 900 349, 600 395, 900 407, 100 418, 300 84 267, 300 325, 600 350, 000 396, 100 407, 300 418, 700 86 268, 000 326, 500 350, 700 396, 600 407, 500 419, 700 87 268, 400 326, 500 351, 300 397, 100 408, 300 419, 300 88 268, 700 326, 500 351, 300 397, 100 408, 300 419, 500 89 269, 000 327, 000 351, 600 397, 300 408, 500 419, 700 90 269, 400 327, 400 352, 000 397, 600 408, 800 420, 000 91 269, 800 327, 600 3			Ī -	-		·			
81 266, 200 324, 300 348, 900 395, 300 406, 500 417, 700 82 266, 600 324, 600 349, 200 395, 600 406, 800 418, 000 83 267, 000 324, 900 349, 600 395, 900 407, 100 418, 300 84 267, 300 325, 600 350, 000 396, 100 407, 300 418, 500 85 267, 600 326, 600 350, 700 396, 600 407, 800 419, 000 87 268, 400 326, 500 351, 100 396, 900 408, 100 419, 900 89 269, 000 327, 000 351, 600 397, 100 408, 800 419, 500 90 269, 400 327, 600 352, 600 397, 500 408, 800 420, 000 91 269, 800 327, 600 352, 400 397, 900 409, 100 420, 000 92 270, 100 328, 800 352, 600 398, 100 409, 300 420, 500 93 270, 200 329, 500 3			*				· ·		
82 266, 600 324, 600 349, 200 395, 600 406, 800 418, 000 83 267, 000 324, 900 349, 600 395, 900 407, 100 418, 300 84 267, 300 325, 200 350, 000 396, 100 407, 300 418, 500 85 267, 600 325, 600 350, 300 396, 300 407, 500 418, 700 86 268, 000 326, 300 351, 100 396, 600 407, 800 419, 900 87 268, 400 326, 500 351, 300 397, 100 408, 300 419, 500 89 269, 000 327, 000 351, 600 397, 300 408, 500 419, 500 90 269, 400 327, 400 352, 000 397, 600 408, 800 420, 000 91 269, 800 327, 600 352, 600 398, 100 409, 300 420, 500 92 270, 100 328, 400 352, 900 398, 800 409, 800 421, 000 95 271, 200 329, 500 3			•		·			· .	
83 267, 000 324, 900 349, 600 395, 900 407, 100 418, 300 84 267, 300 325, 200 350, 000 396, 100 407, 300 418, 500 85 267, 600 325, 600 350, 300 396, 300 407, 500 418, 700 86 268, 000 326, 300 351, 100 396, 600 407, 800 419, 000 87 268, 400 326, 500 351, 100 396, 900 408, 100 419, 300 88 268, 700 326, 500 351, 300 397, 100 408, 300 419, 500 89 269, 000 327, 400 352, 000 397, 600 408, 500 419, 700 90 269, 400 327, 400 352, 400 397, 900 409, 100 420, 700 91 269, 800 327, 600 352, 400 397, 900 409, 300 420, 500 92 270, 100 328, 800 353, 300 398, 300 409, 300 420, 500 93 270, 100 328, 800 3			•	•	· ·	· ·	· ·		
84 267, 300 325, 200 350, 000 396, 100 407, 300 418, 500 85 267, 600 325, 600 350, 300 396, 300 407, 500 418, 700 86 268, 000 326, 000 350, 700 396, 600 407, 800 419, 000 87 268, 400 326, 500 351, 100 396, 900 408, 100 419, 500 89 269, 000 327, 000 351, 600 397, 100 408, 300 419, 700 90 269, 400 327, 400 352, 000 397, 600 408, 800 420, 000 91 269, 800 327, 600 352, 400 397, 900 409, 100 420, 300 92 270, 100 328, 000 352, 600 398, 100 409, 300 420, 500 93 270, 400 328, 400 352, 900 398, 800 409, 500 420, 500 94 270, 800 328, 800 353, 700 398, 900 410, 100 421, 700 95 271, 200 329, 500 3			1	· ·	·	·	·		
85 267, 600 325, 600 350, 300 396, 300 407, 500 418, 700 86 268, 000 326, 000 350, 700 396, 600 407, 800 419, 000 87 268, 400 326, 300 351, 100 396, 900 408, 100 419, 300 88 268, 700 326, 500 351, 300 397, 100 408, 300 419, 500 89 269, 000 327, 000 351, 600 397, 300 408, 500 419, 700 90 269, 400 327, 400 352, 000 397, 600 408, 800 420, 000 91 269, 800 327, 600 352, 400 397, 900 409, 100 420, 300 92 270, 100 328, 800 353, 300 398, 100 409, 300 420, 700 94 270, 800 328, 800 353, 300 398, 600 409, 800 421, 000 95 271, 200 329, 500 353, 900 399, 100 410, 300 421, 500 97 271, 800 329, 500 3			•			·		· .	
86 268,000 326,000 350,700 396,600 407,800 419,000 87 268,400 326,300 351,100 396,900 408,100 419,300 88 268,700 326,500 351,300 397,100 408,300 419,500 89 269,000 327,000 351,600 397,300 408,500 419,700 90 269,400 327,400 352,000 397,600 408,800 420,000 91 269,800 327,600 352,400 397,900 409,100 420,300 92 270,100 328,000 352,600 398,100 409,300 420,500 93 270,400 328,800 353,300 398,900 409,800 421,000 95 271,200 329,200 353,700 398,900 410,100 421,500 95 271,800 329,700 354,600 399,300 410,500 421,700 98 272,200 330,300 355,000 399,900 411,100			•				· ·	· ·	
87 268, 400 326, 300 351, 100 396, 900 408, 100 419, 300 88 268, 700 326, 500 351, 300 397, 100 408, 300 419, 500 89 269, 000 327, 000 351, 600 397, 300 408, 500 419, 700 90 269, 400 327, 400 352, 000 397, 600 408, 800 420, 000 91 269, 800 327, 600 352, 400 397, 900 409, 100 420, 300 92 270, 100 328, 900 352, 600 398, 100 409, 300 420, 500 93 270, 400 328, 800 353, 300 398, 600 409, 800 421, 000 95 271, 200 329, 200 353, 700 398, 900 410, 100 421, 300 96 271, 500 329, 500 353, 900 399, 100 410, 300 421, 500 97 271, 800 329, 700 354, 600 399, 900 410, 800 422, 000 98 272, 200 330, 000 3			•		·	·			
88 268, 700 326, 500 351, 300 397, 100 408, 300 419, 500 89 269, 000 327, 000 351, 600 397, 300 408, 500 419, 700 90 269, 400 327, 400 352, 000 397, 600 408, 800 420, 000 91 269, 800 327, 600 352, 400 397, 900 409, 100 420, 300 92 270, 100 328, 000 352, 600 398, 100 409, 300 420, 500 93 270, 400 328, 400 352, 900 398, 300 409, 500 420, 700 94 270, 800 328, 800 353, 300 398, 900 410, 100 421, 000 95 271, 200 329, 200 353, 700 398, 900 410, 100 421, 500 97 271, 800 329, 700 354, 200 399, 300 410, 500 421, 700 98 272, 200 330, 300 355, 000 399, 900 411, 100 422, 000 99 272, 600 330, 600 3			•		·				
89 269,000 327,000 351,600 397,300 408,500 419,700 90 269,400 327,400 352,000 397,600 408,800 420,000 91 269,800 327,600 352,400 397,900 409,100 420,300 92 270,100 328,000 352,600 398,100 409,500 420,700 94 270,800 328,800 353,300 398,600 409,800 421,000 95 271,200 329,200 353,700 398,900 410,100 421,300 96 271,500 329,500 353,900 399,100 410,300 421,500 97 271,800 329,700 354,200 399,300 410,500 421,700 98 272,200 330,000 354,600 399,900 411,100 422,500 99 272,600 330,300 355,500 399,900 411,100 422,300 101 273,200 331,000 355,500 400,100 411,300 422,500 102 273,600 331,500 355,500 4			•	•	·	·		· .	
90 269, 400 327, 400 352, 000 397, 600 408, 800 420, 000 91 269, 800 327, 600 352, 400 397, 900 409, 100 420, 300 92 270, 100 328, 000 352, 600 398, 100 409, 300 420, 500 93 270, 400 328, 800 352, 900 398, 300 409, 500 420, 700 94 270, 800 328, 800 353, 300 398, 600 409, 800 421, 000 95 271, 200 329, 200 353, 700 398, 900 410, 100 421, 500 96 271, 500 329, 500 353, 900 399, 100 410, 300 421, 500 97 271, 800 329, 700 354, 200 399, 300 410, 500 421, 700 98 272, 200 330, 000 354, 600 399, 600 410, 800 422, 000 99 272, 600 330, 600 355, 200 400, 100 411, 100 422, 300 101 273, 600 331, 200			268, 700	326, 500	351, 300	397, 100	408, 300		
91 269, 800 327, 600 352, 400 397, 900 409, 100 420, 300 92 270, 100 328, 000 352, 600 398, 100 409, 300 420, 500 93 270, 400 328, 400 352, 900 398, 300 409, 500 420, 700 94 270, 800 328, 800 353, 300 398, 600 409, 800 421, 000 95 271, 200 329, 200 353, 700 398, 900 410, 100 421, 300 96 271, 500 329, 500 353, 900 399, 100 410, 500 421, 700 97 271, 800 329, 700 354, 200 399, 300 410, 500 421, 700 98 272, 200 330, 000 354, 600 399, 900 411, 100 422, 300 100 272, 900 330, 600 355, 500 400, 100 411, 300 422, 500 101 273, 600 331, 500 355, 500 400, 300 411, 500 422, 700 102 273, 600 331, 500 <t< td=""><td></td><td>89</td><td>269, 000</td><td>327, 000</td><td>351, 600</td><td>397, 300</td><td>408, 500</td><td>419, 700</td><td></td></t<>		89	269, 000	327, 000	351, 600	397, 300	408, 500	419, 700	
92 270, 100 328, 000 352, 600 398, 100 409, 300 420, 500 93 270, 400 328, 400 352, 900 398, 300 409, 500 420, 700 94 270, 800 328, 800 353, 300 398, 600 409, 800 421, 000 95 271, 200 329, 200 353, 700 398, 900 410, 100 421, 500 96 271, 500 329, 500 353, 900 399, 100 410, 300 421, 500 97 271, 800 329, 700 354, 200 399, 300 410, 500 421, 700 98 272, 200 330, 000 354, 600 399, 600 410, 800 422, 000 99 272, 600 330, 300 355, 500 399, 900 411, 100 422, 300 100 272, 900 330, 600 355, 500 400, 300 411, 500 422, 500 101 273, 600 331, 500 355, 500 400, 600 411, 800 423, 300 102 273, 600 331, 500 <t< td=""><td></td><td>90</td><td>269, 400</td><td>327, 400</td><td>352, 000</td><td>397, 600</td><td>408, 800</td><td>420, 000</td><td></td></t<>		90	269, 400	327, 400	352, 000	397, 600	408, 800	420, 000	
93 270, 400 328, 400 352, 900 398, 300 409, 500 420, 700 94 270, 800 328, 800 353, 300 398, 600 409, 800 421, 000 95 271, 200 329, 200 353, 700 398, 900 410, 100 421, 300 96 271, 500 329, 500 353, 900 399, 100 410, 300 421, 500 97 271, 800 329, 700 354, 200 399, 300 410, 500 421, 700 98 272, 200 330, 000 354, 600 399, 600 410, 800 422, 000 99 272, 600 330, 300 355, 000 399, 900 411, 100 422, 300 100 272, 900 330, 600 355, 200 400, 100 411, 300 422, 500 101 273, 200 331, 000 355, 500 400, 300 411, 500 422, 700 102 273, 600 331, 500 356, 300 400, 900 412, 100 423, 300 104 274, 300 331, 500 356, 500 401, 100 412, 500 105 274, 500 3		91	269, 800	327, 600	352, 400	397, 900	409, 100	420, 300	
94 270, 800 328, 800 353, 300 398, 600 409, 800 421, 000 95 271, 200 329, 200 353, 700 398, 900 410, 100 421, 300 96 271, 500 329, 500 353, 900 399, 100 410, 300 421, 500 97 271, 800 329, 700 354, 200 399, 300 410, 500 421, 700 98 272, 200 330, 000 354, 600 399, 600 410, 800 422, 000 99 272, 600 330, 300 355, 000 399, 900 411, 100 422, 300 100 272, 900 330, 600 355, 200 400, 100 411, 300 422, 500 101 273, 200 331, 000 355, 500 400, 300 411, 500 422, 700 102 273, 600 331, 200 355, 900 400, 600 411, 800 423, 300 103 274, 500 331, 900 356, 500 401, 100 412, 300 423, 500 105 274, 500 332, 300		92	270, 100	328, 000	352, 600	398, 100	409, 300	420, 500	
95 271, 200 329, 200 353, 700 398, 900 410, 100 421, 300 96 271, 500 329, 500 353, 900 399, 100 410, 300 421, 500 97 271, 800 329, 700 354, 200 399, 300 410, 500 421, 700 98 272, 200 330, 000 354, 600 399, 600 410, 800 422, 000 99 272, 600 330, 300 355, 000 399, 900 411, 100 422, 300 100 272, 900 330, 600 355, 200 400, 100 411, 300 422, 500 101 273, 200 331, 000 355, 500 400, 300 411, 500 422, 700 102 273, 600 331, 200 355, 900 400, 600 411, 800 423, 300 103 274, 900 331, 500 356, 300 400, 900 412, 100 423, 300 104 274, 300 332, 300 356, 500 401, 100 412, 300 423, 500 105 274, 500 332, 600		93	270, 400	328, 400	352, 900	398, 300	409, 500	420, 700	
96 271, 500 329, 500 353, 900 399, 100 410, 300 421, 500 97 271, 800 329, 700 354, 200 399, 300 410, 500 421, 700 98 272, 200 330, 000 354, 600 399, 600 410, 800 422, 000 99 272, 600 330, 300 355, 000 399, 900 411, 100 422, 300 100 272, 900 330, 600 355, 200 400, 100 411, 300 422, 500 101 273, 200 331, 000 355, 500 400, 300 411, 500 422, 700 102 273, 600 331, 200 355, 900 400, 600 411, 800 423, 300 103 274, 000 331, 500 356, 300 400, 900 412, 100 423, 300 104 274, 300 331, 900 356, 500 401, 100 412, 300 423, 500 105 274, 500 332, 900 357, 200 401, 600 412, 800 107 275, 600 333, 500 358, 500		94	270, 800	328, 800	353, 300	398, 600	409, 800	421,000	
97 271, 800 329, 700 354, 200 399, 300 410, 500 421, 700 98 272, 200 330, 000 354, 600 399, 600 410, 800 422, 000 99 272, 600 330, 300 355, 000 399, 900 411, 100 422, 300 100 272, 900 330, 600 355, 200 400, 100 411, 300 422, 500 101 273, 200 331, 000 355, 500 400, 300 411, 500 422, 700 102 273, 600 331, 200 355, 900 400, 600 411, 800 423, 000 103 274, 000 331, 500 356, 300 400, 900 412, 100 423, 300 104 274, 300 331, 900 356, 500 401, 100 412, 300 423, 500 105 274, 500 332, 300 356, 800 401, 300 412, 500 423, 500 106 274, 700 332, 600 357, 200 401, 600 412, 800 413, 100 108 275, 300 333, 500 358, 500 413, 800 413, 800 110 275, 900 <		95	271, 200	329, 200	353, 700	398, 900	410, 100	421, 300	
98 272, 200 330, 000 354, 600 399, 600 410, 800 422, 000 99 272, 600 330, 300 355, 000 399, 900 411, 100 422, 300 100 272, 900 330, 600 355, 200 400, 100 411, 300 422, 500 101 273, 200 331, 000 355, 500 400, 300 411, 500 422, 700 102 273, 600 331, 200 355, 900 400, 600 411, 800 423, 000 103 274, 000 331, 500 356, 300 400, 900 412, 100 423, 300 104 274, 300 331, 900 356, 500 401, 100 412, 300 423, 500 105 274, 500 332, 300 356, 800 401, 300 412, 500 423, 500 106 274, 700 332, 600 357, 200 401, 600 412, 800 413, 100 107 275, 000 333, 500 358, 100 413, 300 413, 800 110 275, 900 334, 200 358, 900		96	271, 500	329, 500	353, 900	399, 100	410, 300	421, 500	
99 272, 600 330, 300 355, 000 399, 900 411, 100 422, 300 100 272, 900 330, 600 355, 200 400, 100 411, 300 422, 500 101 273, 200 331, 000 355, 500 400, 300 411, 500 422, 700 102 273, 600 331, 200 355, 900 400, 600 411, 800 423, 000 103 274, 000 331, 500 356, 300 400, 900 412, 100 423, 300 104 274, 300 331, 900 356, 500 401, 100 412, 300 423, 500 105 274, 500 332, 300 356, 800 401, 300 412, 500 106 274, 700 332, 600 357, 200 401, 600 412, 800 107 275, 000 332, 900 357, 600 401, 900 413, 100 108 275, 300 333, 500 358, 100 413, 500 110 275, 900 334, 200 358, 900 414, 100 112 276, 400 334, 400 359, 400 414, 500 114 277, 700 334,		97	271, 800	329, 700	354, 200	399, 300	410, 500	421, 700	
100 272, 900 330, 600 355, 200 400, 100 411, 300 422, 500 101 273, 200 331, 000 355, 500 400, 300 411, 500 422, 700 102 273, 600 331, 200 355, 900 400, 600 411, 800 423, 000 103 274, 000 331, 500 356, 300 400, 900 412, 100 423, 300 104 274, 300 331, 900 356, 500 401, 100 412, 300 423, 500 105 274, 500 332, 300 356, 800 401, 300 412, 500 106 274, 700 332, 600 357, 200 401, 600 412, 800 107 275, 000 332, 900 357, 800 401, 900 413, 100 108 275, 300 333, 500 358, 100 413, 500 110 275, 900 333, 900 358, 500 413, 800 111 276, 200 334, 200 358, 900 414, 100 113 276, 700 334, 600 359, 400 414, 500 114 277, 300 335, 500 360, 200 415,		98	272, 200	330,000	354, 600	399, 600	410,800	422, 000	
101 273, 200 331, 000 355, 500 400, 300 411, 500 422, 700 102 273, 600 331, 200 355, 900 400, 600 411, 800 423, 000 103 274, 000 331, 500 356, 300 400, 900 412, 100 423, 300 104 274, 300 331, 900 356, 500 401, 100 412, 300 423, 500 105 274, 500 332, 300 356, 800 401, 300 412, 500 106 274, 700 332, 600 357, 200 401, 600 412, 800 107 275, 000 332, 900 357, 600 401, 900 413, 100 108 275, 300 333, 500 358, 100 413, 500 110 275, 900 333, 900 358, 500 413, 800 111 276, 200 334, 400 359, 100 414, 100 112 276, 400 334, 600 359, 400 414, 500 114 277, 000 334, 900 359, 800 414, 800 115 277, 300 335, 500 360, 200 415, 100 116		99	272,600	330, 300	355, 000	399, 900	411, 100	422, 300	
102 273, 600 331, 200 355, 900 400, 600 411, 800 423, 000 103 274, 000 331, 500 356, 300 400, 900 412, 100 423, 300 104 274, 300 331, 900 356, 500 401, 100 412, 300 423, 500 105 274, 500 332, 300 356, 800 401, 300 412, 500 106 274, 700 332, 600 357, 200 401, 600 412, 800 107 275, 000 332, 900 357, 600 401, 900 413, 100 108 275, 300 333, 500 358, 100 413, 500 110 275, 900 333, 900 358, 500 413, 800 111 276, 200 334, 200 358, 900 414, 100 112 276, 400 334, 400 359, 400 414, 500 114 277, 000 334, 900 359, 800 414, 800 115 277, 300 335, 500 360, 200 415, 100 116 277, 700 335, 500 360, 400 415, 300		100	272, 900	330, 600	355, 200	400, 100	411, 300	422, 500	
103 274,000 331,500 356,300 400,900 412,100 423,300 104 274,300 331,900 356,500 401,100 412,300 423,500 105 274,500 332,300 356,800 401,300 412,500 423,500 106 274,700 332,600 357,200 401,600 412,800 107 275,000 332,900 357,600 401,900 413,100 108 275,300 333,500 358,100 413,300 110 275,900 333,900 358,500 413,800 111 276,200 334,200 358,900 414,100 112 276,400 334,400 359,100 414,300 113 276,700 334,600 359,400 414,500 114 277,000 334,900 359,800 414,800 115 277,300 335,500 360,200 415,100 116 277,700 335,500 360,400 415,300		101	273, 200	331,000	355, 500	400, 300	411, 500	422, 700	
104 274, 300 331, 900 356, 500 401, 100 412, 300 423, 500 105 274, 500 332, 300 356, 800 401, 300 412, 500 106 274, 700 332, 600 357, 200 401, 600 412, 800 107 275, 000 332, 900 357, 600 401, 900 413, 100 108 275, 300 333, 500 358, 100 413, 500 109 275, 600 333, 500 358, 500 413, 800 110 275, 900 334, 200 358, 500 414, 100 111 276, 200 334, 400 359, 100 414, 300 113 276, 700 334, 600 359, 400 414, 500 114 277, 000 334, 900 359, 800 414, 800 115 277, 300 335, 500 360, 200 415, 100 116 277, 700 335, 500 360, 400 415, 300		102	273, 600	331, 200	355, 900	400,600	411,800	423, 000	
105 274, 500 332, 300 356, 800 401, 300 412, 500 106 274, 700 332, 600 357, 200 401, 600 412, 800 107 275, 000 332, 900 357, 600 401, 900 413, 100 108 275, 300 333, 200 357, 800 413, 300 109 275, 600 333, 500 358, 100 413, 500 110 275, 900 334, 200 358, 500 413, 800 111 276, 200 334, 200 358, 900 414, 100 112 276, 400 334, 400 359, 100 414, 300 113 276, 700 334, 600 359, 400 414, 500 114 277, 000 334, 900 359, 800 414, 800 115 277, 300 335, 200 360, 200 415, 100 116 277, 700 335, 500 360, 400 415, 300		103	274, 000	331, 500	356, 300	400, 900	412, 100	423, 300	
106 274, 700 332, 600 357, 200 401, 600 412, 800 107 275, 000 332, 900 357, 600 401, 900 413, 100 108 275, 300 333, 200 357, 800 413, 300 109 275, 600 333, 500 358, 100 413, 500 110 275, 900 333, 900 358, 500 413, 800 111 276, 200 334, 200 358, 900 414, 100 112 276, 400 334, 400 359, 100 414, 300 113 276, 700 334, 600 359, 400 414, 500 114 277, 000 334, 900 359, 800 414, 800 115 277, 300 335, 200 360, 200 415, 100 116 277, 700 335, 500 360, 400 415, 300		104	274, 300	331, 900	356, 500	401, 100	412, 300	423, 500	
107 275,000 332,900 357,600 401,900 413,100 108 275,300 333,200 357,800 413,300 109 275,600 333,500 358,100 413,500 110 275,900 333,900 358,500 413,800 111 276,200 334,200 358,900 414,100 112 276,400 334,400 359,100 414,300 113 276,700 334,600 359,400 414,500 114 277,000 334,900 359,800 414,800 115 277,300 335,200 360,200 415,100 116 277,700 335,500 360,400 415,300		105	274, 500	332, 300	356, 800	401, 300	412, 500		
108 275, 300 333, 200 357, 800 413, 300 109 275, 600 333, 500 358, 100 413, 500 110 275, 900 333, 900 358, 500 413, 800 111 276, 200 334, 200 358, 900 414, 100 112 276, 400 334, 400 359, 100 414, 300 113 276, 700 334, 600 359, 400 414, 500 114 277, 000 334, 900 359, 800 414, 800 115 277, 300 335, 200 360, 200 415, 100 116 277, 700 335, 500 360, 400 415, 300		106	274, 700	332,600	357, 200	401,600	412,800		
109 275, 600 333, 500 358, 100 413, 500 110 275, 900 333, 900 358, 500 413, 800 111 276, 200 334, 200 358, 900 414, 100 112 276, 400 334, 400 359, 100 414, 300 113 276, 700 334, 600 359, 400 414, 500 114 277, 000 334, 900 359, 800 414, 800 115 277, 300 335, 200 360, 200 415, 100 116 277, 700 335, 500 360, 400 415, 300		107	275, 000	332, 900	357, 600	401, 900	413, 100		
110 275, 900 333, 900 358, 500 413, 800 111 276, 200 334, 200 358, 900 414, 100 112 276, 400 334, 400 359, 100 414, 300 113 276, 700 334, 600 359, 400 414, 500 114 277, 000 334, 900 359, 800 414, 800 115 277, 300 335, 200 360, 200 415, 100 116 277, 700 335, 500 360, 400 415, 300		108	275, 300	333, 200	357, 800		413, 300		
111 276, 200 334, 200 358, 900 414, 100 112 276, 400 334, 400 359, 100 414, 300 113 276, 700 334, 600 359, 400 414, 500 114 277, 000 334, 900 359, 800 414, 800 115 277, 300 335, 200 360, 200 415, 100 116 277, 700 335, 500 360, 400 415, 300		109	275, 600	333, 500	358, 100		413, 500		
112 276, 400 334, 400 359, 100 414, 300 113 276, 700 334, 600 359, 400 414, 500 114 277, 000 334, 900 359, 800 414, 800 115 277, 300 335, 200 360, 200 415, 100 116 277, 700 335, 500 360, 400 415, 300		110	275, 900	333, 900	358, 500		413, 800		
113 276, 700 334, 600 359, 400 414, 500 114 277, 000 334, 900 359, 800 414, 800 115 277, 300 335, 200 360, 200 415, 100 116 277, 700 335, 500 360, 400 415, 300		111	276, 200	334, 200	358, 900		414, 100		
114 277, 000 334, 900 359, 800 414, 800 115 277, 300 335, 200 360, 200 415, 100 116 277, 700 335, 500 360, 400 415, 300		112	276, 400	334, 400	359, 100		414, 300		
115 277, 300 335, 200 360, 200 415, 100 116 277, 700 335, 500 360, 400 415, 300		113	276, 700	334, 600	359, 400		414, 500		
116 277, 700 335, 500 360, 400 415, 300		114	277, 000	334, 900	359, 800		414, 800		
		115	277, 300	335, 200	360, 200		415, 100		
117 278, 000 335, 700 360, 700		116	277, 700	335, 500	360, 400		415, 300		
·		117	278, 000	335, 700	360, 700				

	_	_		_	_
118	278, 300	361, 100			
119	278, 600	361, 500			
120	279,000	361, 700			
121	279, 200	362,000			
122	279, 400	362, 400			
123	279, 800	362, 800			
124	280, 100	363, 000			
125	280, 300	363, 300			
126	280,600	363, 700			
127	281,000	364, 100			
128	281, 400	364, 300			
129	281,600	364, 600			
130	282,000	365, 000			
131	282, 400	365, 400			
132	282, 700	365, 600			
133	282, 900	365, 900			
134	283, 200	366, 300			
135	283, 600	366, 700			
136	283, 900	366, 900			
137	284, 100	367, 200			
138	284, 400	367, 600			
139	284, 700	368, 000			
140	285,000	368, 200			
141	285, 200	368, 500			
142	285, 400	368, 900			
143	285, 600	369, 300			
144	285, 900	369, 500			
145	286, 300	369, 800			
146	286, 500	370, 200			
147	286, 800	370,600			
148	287, 100	370, 800			
149	287, 400	371, 100			
150	287, 600				
151	287, 900				
152	288, 100				
153	288, 400		 		

(長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 長浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和4年長浜市条例第37号)の一部を次のように改正する。

附則第3条第7項中「から第8条まで及び第8条の3」を「及び第7条」に改める。

(長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年長浜市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第6条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項 の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。 第7条を削る。

第8条第1項中「第8条まで」を「第7条まで」に、「、第15条の3及び第16条の2」を「及び第15条の3」に改め、同条第2項中「第2条、第15条の4第1項」を「第15条の4第1項」に改め、「第16条第2項」の次に「、第16条の2第2項第1号」を加え、「、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と」を削り、「100分の127.5」を「100分の125」に、「「100分の175」」を「「100分の95」と、給与条例第16条の2第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」に改め、同条を第7条とする。

第9条第1項中「、第15条及び第18条」を「及び第15条」に、「特定任期付企業職員」を「第2条第1項の規定に基づき任期を定めて企業職員として採用された職員(次項において「特定任期付企業職員」という。)」に改め、同条第2項中「第2条第3項、第16条」を「第16条」に改め、「、病院事業職員給与条例第2条第3項中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、特定任期付職員業績手当」と」を削り、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

(長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 長浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年長浜市条例 第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級
号俸	給料月額	給料月額
1	167, 800	210, 500
2	168, 900	212, 000
3	170, 000	213, 500
4	171, 100	215, 000
5	172, 300	216, 500
6	173, 400	218, 000
7	174, 500	219, 500
8	175, 600	221,000
9	176, 800	222, 500
10	177, 900	224, 000

11	179,000	225, 500
12	180, 100	227, 000
13	181, 300	228, 500
14	181, 300	230, 000
15		•
16	183, 500	231, 500
	184, 600	233, 000
17	185, 800	234, 500
18	186, 900	236, 000
19	188, 000	237, 500
20	189, 700	239, 000
21	191, 300	240, 500
22	192, 900	242, 000
23	194, 500	243, 400
24	196, 200	244, 800
25	197, 800	246, 200
26	199, 400	247, 400
27	201, 000	248, 600
28	202, 700	249, 800
29	204, 400	251, 000
30	206, 100	252, 100
31	207, 400	253, 200
32	209, 000	254, 300
33	210, 600	255, 400
34	212, 100	256, 400
35	213, 600	257, 400
36	215, 200	258, 400
37	216, 800	259, 400
38	218, 400	260, 400
39	220, 000	261, 300
40	221, 700	262, 200
41	223, 000	263, 100
42	224, 300	263, 900
43	225, 600	264, 700
44	226, 700	265, 500
45	227, 800	266, 300
46	228, 900	267, 000
47	230, 000	267, 800
48	231, 100	268, 600
49	232, 200	269, 300
50	233, 300	270,000

i.	i i	1
51	234, 400	270, 800
52	235, 400	271, 600
53	236, 400	272, 300
54	237, 300	273, 000
55	238, 200	273, 800
56	239, 100	274, 600
57	239, 900	275, 300
58	240, 700	276, 000
59	241, 400	276, 700
60	242, 000	277, 400
61	242, 600	278, 100
62	243, 200	278, 800
63	243, 800	279, 500
64	244, 400	280, 200
65	245, 000	280, 900
66	245, 500	281, 500
67	246, 000	282, 200
68	246, 400	282, 800
69	246, 700	283, 500
70	247, 000	284, 100
71	247, 300	284, 800
72	247, 600	285, 400
73	247, 900	286, 100
74	248, 200	286, 700
75	248, 500	287, 400
76	248, 800	288, 000
77	249, 100	288, 500
78	249, 400	289, 000
79	249, 700	289, 600
80	250, 000	290, 100
81	250, 300	290, 700
82	250, 600	291, 200
83	250, 900	291, 700
84	251, 200	292, 300
85	251, 500	292, 900
86	251, 800	293, 400
87	252, 100	293, 900
88	252, 400	294, 300
89	252, 700	294, 600
90	253, 000	294, 800
1	ı ′ ′	·

91	253, 300	295, 100
92	253, 600	295, 300
93	253, 900	295, 600
94	,	295, 800
95		296, 000
96		296, 300
97		296, 500
98		296, 800
99		297, 100
100		297, 400
101		297, 700
102		298, 000
103		298, 300
104		298, 600
105		299, 000
106		299, 200
107		299, 400
108		299, 700
109		300, 100
110		300, 300
111		300,600
112		301,000
113		301, 400
114		301,600
115		301, 900
116		302, 200
117		302, 500
118		302, 700
119		303, 000
120		303, 300
121		303, 600
122		303, 800
123		304, 200
124		304, 600
125		304, 900

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全てのフルタイム会計年度任用職員に 適用する。ただし、第33条に規定する会計年度任用職員を除く。

別表第2(第4条関係)

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

(単位:円)

職務の級	1級	2級
号俸	給料月額	給料月額
1		400, 300
2	293, 700	403, 000
3	296, 000	405, 600
4	298, 200	408, 100
5	300, 300	410, 500
6	303, 800	412, 700
7	307, 300	414, 800
8	310, 700	416, 900
9	314, 100	419, 000
10	317, 600	420, 500
11	321, 000	422, 000
12	324, 400	423, 500
13	327, 800	424, 900
14	331, 300	426, 400
15	334, 700	427, 900
16	338, 100	429, 300
17	341, 500	430, 700
18	344, 600	432, 200
19	347, 700	433, 700
20	350, 800	435, 100
21	354, 000	436, 500
22	357, 100	438, 000
23	360, 200	439, 500
24	363, 200	440, 900
25	366, 200	442, 300
26	368, 500	443, 700
27	370, 800	445, 100
28	373, 000	446, 500
29	374, 900	447, 900
30	376, 600	449, 300
31	378, 300	450, 700
32	380, 100	452, 100
33	381, 900	453, 500
34 35	383, 700 385, 300	454, 900 456, 300
	385, 300 386, 700	456, 300
36	386, 700	457, 700

37 388, 100 459, 100 38 389, 600 460, 800 39 391, 100 462, 400 40 392, 600 464, 000 41 394, 100 465, 600 42 394, 800 466, 800 43 395, 400 468, 000 44 396, 100 469, 100 45 397, 600 471, 100 47 398, 200 472, 000 48 398, 800 472, 800 49 399, 400 473, 500 50 399, 900 474, 200 41 400, 400 474, 900 52 400, 900 475, 500 53 401, 400 476, 200 54 401, 800 476, 900 55 402, 200 477, 500 56 402, 600 478, 100 57 403, 000 478, 400 58 403, 400 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 481, 400 63 405, 400 482, 800	97	200 100	450 100
39 391, 100 462, 400 40 392, 600 464, 000 41 394, 100 465, 600 42 394, 800 466, 800 43 395, 400 468, 000 44 396, 100 469, 100 45 397, 000 470, 100 46 397, 600 471, 100 47 398, 200 472, 000 48 398, 800 472, 800 49 399, 400 473, 500 50 399, 900 474, 200 51 400, 400 474, 900 52 400, 900 475, 500 53 401, 400 476, 900 54 401, 800 476, 900 55 402, 200 477, 500 56 402, 600 478, 100 57 403, 000 478, 400 58 403, 400 479, 000 59 403, 800 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 482, 800 62 405, 000 481, 400		•	
40 392, 600 464, 000 41 394, 100 465, 600 42 394, 800 466, 800 43 395, 400 468, 000 44 396, 100 469, 100 45 397, 000 470, 100 46 397, 600 471, 100 47 398, 200 472, 900 48 398, 800 472, 800 49 399, 400 473, 500 50 399, 900 474, 200 51 400, 400 474, 900 52 400, 900 475, 500 53 401, 400 476, 900 54 401, 800 476, 900 55 402, 200 477, 500 56 402, 600 478, 100 57 403, 000 478, 400 58 403, 400 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 480, 800 62 405, 000 481, 400 63 405, 400 482, 800 65 406, 100 483, 200		•	•
41 394, 100 465, 600 42 394, 800 466, 800 43 395, 400 468, 000 44 396, 100 469, 100 45 397, 000 470, 100 46 397, 600 471, 100 47 398, 200 472, 000 48 398, 800 472, 800 49 399, 400 473, 500 50 399, 900 474, 200 51 400, 400 474, 900 52 400, 900 475, 500 53 401, 400 476, 200 54 401, 800 476, 900 55 402, 200 477, 500 56 402, 600 478, 100 57 403, 000 478, 400 58 403, 800 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 480, 800 62 405, 000 481, 400 63 405, 400 482, 100 64 405, 800 483, 800 67 484, 400 <td< td=""><td></td><td>•</td><td>•</td></td<>		•	•
42 394,800 466,800 43 395,400 468,000 44 396,100 469,100 45 397,000 470,100 46 397,600 471,100 47 398,200 472,000 48 398,800 472,800 49 399,400 473,500 50 399,900 474,200 51 400,400 474,900 52 400,900 475,500 53 401,400 476,200 54 401,800 476,900 55 402,200 477,500 56 402,600 478,100 57 403,000 478,400 58 403,400 479,700 60 404,200 480,400 61 404,600 480,800 62 405,000 481,400 63 405,400 482,800 65 406,100 483,200 66 483,800 67 484,400 485,900 486,900 73 </td <td></td> <td></td> <td>•</td>			•
43 395, 400 468, 000 44 396, 100 469, 100 45 397, 000 470, 100 46 397, 600 471, 100 47 398, 200 472, 000 48 398, 800 472, 800 49 399, 400 473, 500 50 399, 900 474, 200 51 400, 400 474, 900 52 400, 900 475, 500 53 401, 400 476, 200 54 401, 800 476, 900 55 402, 200 477, 500 56 402, 600 478, 100 57 403, 000 478, 400 58 403, 400 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 480, 800 62 405, 000 481, 400 63 405, 400 482, 800 65 406, 100 483, 200 66 483, 800 67 484, 400 485, 900 485, 900 71 486, 900			•
44 396, 100 469, 100 45 397, 000 470, 100 46 397, 600 471, 100 47 398, 200 472, 000 48 398, 800 472, 800 49 399, 400 473, 500 50 399, 900 474, 200 51 400, 400 474, 900 52 400, 900 475, 500 53 401, 400 476, 200 54 401, 800 476, 900 55 402, 200 477, 500 56 402, 600 478, 100 57 403, 000 478, 400 58 403, 400 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 480, 800 62 405, 000 481, 400 63 405, 400 482, 100 64 405, 800 482, 800 65 406, 100 483, 200 66 484, 400 485, 400 70 485, 900 71 486, 900 73 486,			
45 397,000 470,100 46 397,600 471,100 47 398,200 472,000 48 398,800 472,800 49 399,400 473,500 50 399,900 474,200 51 400,400 474,900 52 400,900 475,500 53 401,400 476,900 54 401,800 476,900 55 402,200 477,500 56 402,600 478,100 57 403,000 478,400 58 403,400 479,000 59 403,800 479,700 60 404,200 480,400 61 404,600 480,800 62 405,000 481,400 63 405,400 482,800 65 406,100 483,200 66 483,800 67 484,400 485,900 485,900 71 486,900 73 486,900 74 487,300 <td></td> <td></td> <td>•</td>			•
46 397, 600 471, 100 47 398, 200 472, 000 48 398, 800 472, 800 49 399, 400 473, 500 50 399, 900 474, 200 51 400, 400 474, 900 52 400, 900 475, 500 53 401, 400 476, 200 54 401, 800 476, 900 55 402, 200 477, 500 56 402, 600 478, 100 57 403, 000 478, 400 58 403, 400 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 480, 800 62 405, 000 481, 400 63 405, 400 482, 800 65 406, 100 483, 200 66 483, 800 67 484, 400 68 485, 400 70 485, 900 71 486, 400 72 486, 900 73 487, 300 487, 800		·	•
47 398, 200 472, 000 48 398, 800 472, 800 49 399, 400 473, 500 50 399, 900 474, 200 51 400, 400 474, 900 52 400, 900 475, 500 53 401, 400 476, 200 54 401, 800 476, 900 55 402, 200 477, 500 56 402, 600 478, 100 57 403, 000 478, 400 58 403, 400 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 480, 800 62 405, 000 481, 400 63 405, 400 482, 100 64 405, 800 483, 200 65 406, 100 483, 200 66 484, 400 68 484, 900 70 485, 900 71 486, 400 72 486, 900 73 487, 300 74 487, 800			
48 398, 800 472, 800 49 399, 400 473, 500 50 399, 900 474, 200 51 400, 400 474, 900 52 400, 900 475, 500 53 401, 400 476, 200 54 401, 800 476, 900 55 402, 200 477, 500 56 402, 600 478, 100 57 403, 000 478, 400 58 403, 400 479, 000 59 403, 800 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 480, 800 62 405, 000 481, 400 63 405, 400 482, 100 64 405, 800 482, 800 65 406, 100 483, 200 66 483, 800 67 484, 400 68 485, 900 70 485, 900 71 486, 900 72 486, 900 73 487, 300 487, 800			
49 399, 400 473, 500 50 399, 900 474, 200 51 400, 400 474, 900 52 400, 900 475, 500 53 401, 400 476, 200 54 401, 800 476, 900 55 402, 200 477, 500 56 402, 600 478, 100 57 403, 000 478, 400 58 403, 400 479, 000 59 403, 800 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 481, 400 63 405, 400 482, 100 64 405, 800 482, 800 65 406, 100 483, 200 66 483, 800 67 484, 400 68 484, 900 70 485, 400 72 486, 900 73 487, 300 74 487, 800			•
50 399, 900 474, 200 51 400, 400 474, 900 52 400, 900 475, 500 53 401, 400 476, 200 54 401, 800 476, 900 55 402, 200 477, 500 56 402, 600 478, 100 57 403, 000 478, 400 58 403, 400 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 480, 800 62 405, 000 481, 400 63 405, 400 482, 100 64 405, 800 482, 800 65 406, 100 483, 200 66 484, 400 68 484, 900 69 485, 400 70 486, 900 71 486, 900 72 486, 900 73 487, 300 74 487, 800			
51 400, 400 474, 900 52 400, 900 475, 500 53 401, 400 476, 200 54 401, 800 476, 900 55 402, 200 477, 500 56 402, 600 478, 100 57 403, 000 478, 400 58 403, 400 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 480, 800 62 405, 000 481, 400 63 405, 400 482, 100 64 405, 800 482, 800 65 406, 100 483, 200 66 483, 800 67 484, 400 68 485, 400 70 485, 900 71 486, 400 72 486, 900 73 487, 300 74 487, 800		ŕ	
52 400, 900 475, 500 53 401, 400 476, 200 54 401, 800 476, 900 55 402, 200 477, 500 56 402, 600 478, 100 57 403, 000 478, 400 58 403, 400 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 480, 800 62 405, 000 481, 400 63 405, 400 482, 100 64 405, 800 482, 800 65 406, 100 483, 200 66 484, 400 68 484, 900 69 485, 400 70 485, 900 71 486, 400 72 486, 900 73 487, 300 74 487, 800			•
53 401, 400 476, 200 54 401, 800 476, 900 55 402, 200 477, 500 56 402, 600 478, 100 57 403, 000 478, 400 58 403, 400 479, 000 59 403, 800 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 480, 800 62 405, 000 481, 400 63 405, 400 482, 100 64 405, 800 482, 800 65 406, 100 483, 200 66 484, 400 68 484, 900 69 485, 400 70 486, 400 72 486, 900 73 487, 300 74 487, 800			
54 401,800 476,900 55 402,200 477,500 56 402,600 478,100 57 403,000 478,400 58 403,400 479,000 59 403,800 479,700 60 404,200 480,400 61 404,600 480,800 62 405,000 481,400 63 405,400 482,100 64 405,800 482,800 65 406,100 483,200 66 484,400 68 484,900 69 485,400 70 486,400 72 486,900 73 487,300 74 487,800			
55 402, 200 477, 500 56 402, 600 478, 100 57 403, 000 478, 400 58 403, 400 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 481, 400 62 405, 000 481, 400 63 405, 400 482, 100 64 405, 800 482, 800 65 406, 100 483, 200 66 484, 400 68 484, 900 69 485, 400 70 485, 900 71 486, 900 73 487, 300 74 487, 800	53	401, 400	476, 200
56 402,600 478,100 57 403,000 478,400 58 403,400 479,000 59 403,800 479,700 60 404,200 480,400 61 404,600 480,800 62 405,000 481,400 63 405,400 482,100 64 405,800 482,800 65 406,100 483,200 66 484,400 68 484,400 69 485,400 70 486,400 72 486,900 73 487,300 74 487,800	54	401, 800	476, 900
57 403,000 478,400 58 403,400 479,000 59 403,800 479,700 60 404,200 480,400 61 404,600 480,800 62 405,000 481,400 63 405,400 482,100 64 405,800 482,800 65 406,100 483,200 66 484,400 68 484,900 69 485,400 70 486,900 73 486,900 73 487,300 74 487,800	55	402, 200	477, 500
58 403, 400 479, 000 59 403, 800 479, 700 60 404, 200 480, 400 61 404, 600 480, 800 62 405, 000 481, 400 63 405, 400 482, 100 64 405, 800 482, 800 65 406, 100 483, 200 66 484, 400 68 484, 900 69 485, 400 70 486, 900 71 486, 900 73 487, 300 74 487, 800	56	402, 600	478, 100
59 403,800 479,700 60 404,200 480,400 61 404,600 480,800 62 405,000 481,400 63 405,400 482,100 64 405,800 482,800 65 406,100 483,200 66 484,400 68 484,900 69 485,400 70 486,400 72 486,900 73 487,300 74 487,800	57	403, 000	478, 400
60 404, 200 480, 400 61 404, 600 480, 800 62 405, 000 481, 400 63 405, 400 482, 100 64 405, 800 482, 800 65 406, 100 483, 200 66 484, 400 68 484, 900 70 485, 400 72 486, 900 73 487, 300 74 487, 800	58	403, 400	479, 000
61 404,600 480,800 62 405,000 481,400 63 405,400 482,100 64 405,800 482,800 65 406,100 483,200 66 483,800 67 484,400 68 484,900 69 485,400 70 486,400 72 486,900 73 487,300 74 487,800	59	403, 800	479, 700
62 405,000 481,400 63 405,400 482,100 64 405,800 482,800 65 406,100 483,200 66 483,800 67 484,400 68 484,900 69 485,400 70 486,400 72 486,900 73 487,300 74 487,800	60	404, 200	480, 400
63 405, 400 482, 100 64 405, 800 482, 800 65 406, 100 483, 200 66 483, 800 67 484, 400 68 484, 900 69 485, 400 70 486, 400 72 486, 900 73 487, 300 74 487, 800	61	404, 600	480, 800
64 405, 800 482, 800 65 406, 100 483, 200 66 483, 800 67 484, 400 68 484, 900 69 485, 400 70 486, 400 72 486, 900 73 487, 300 74 487, 800	62	405, 000	481, 400
65 406, 100 483, 200 66 483, 800 67 484, 400 68 484, 900 69 485, 400 70 486, 900 71 486, 900 73 487, 300 74 487, 800	63	405, 400	482, 100
66 483, 800 67 484, 400 68 484, 900 69 485, 400 70 486, 400 72 486, 900 73 487, 300 74 487, 800	64	405, 800	482, 800
67 68 69 70 71 72 73 74 484, 400 485, 400 485, 900 486, 400 486, 900 487, 300 487, 800	65	406, 100	483, 200
68 484, 900 69 485, 400 70 485, 900 71 486, 400 72 486, 900 73 487, 300 74 487, 800	66		483, 800
69 70 485, 400 485, 900 71 486, 400 72 486, 900 73 487, 300 487, 800	67		484, 400
70 485, 900 71 486, 400 72 486, 900 73 487, 300 74 487, 800	68		484, 900
71 486, 400 72 486, 900 73 487, 300 74 487, 800	69		485, 400
72 73 74 486, 900 487, 300 487, 800	70		485, 900
73 74 487, 300 487, 800	71		486, 400
74 487, 800	72		486, 900
, and the second	73		487, 300
75 488, 200	74		487, 800
·	75		488, 200
76 488, 700	76		488, 700

77	489, 200
78	489, 800
79	490, 400
80	490, 800
81	491, 300
82	491, 900
83	492, 500
84	493, 000
85	493, 500

備考 この表は、診療所に勤務するフルタイム会計年度任用職員の医師及び歯科医師 で規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

(単位:円)

職務の級	1級	2級
号俸	給料月額	給料月額
1	167, 900	205, 800
2	170, 000	207, 000
3	172, 000	208, 300
4	174, 100	209, 600
5	176, 200	210, 900
6	178, 300	212, 100
7	180, 300	213, 400
8	182, 400	214, 700
9	184, 500	216, 000
10	186, 600	217, 200
11	188, 600	218, 500
12	190, 700	219, 800
13	192, 800	221, 100
14	194, 900	222, 300
15	196, 900	223, 600
16	198, 900	224, 900
17	200, 900	226, 200
18	202, 700	227, 400
19	204, 500	228, 700
20	206, 400	230, 000
21	208, 300	231, 300
22	210, 400	232, 500
23	212, 100	233, 600
24	214, 100	234, 600

٥٦	916 900	005 000
25	216, 300	235, 600
26	218, 400	236, 700
27	220, 500	237, 900
28	221, 600	239, 200
29	222, 700	240, 500
30	223, 800	241, 800
31	224, 900	243, 100
32	225, 800	244, 400
33	226, 700	245, 600
34	227, 600	246, 800
35	228, 500	248, 000
36	229, 400	249, 200
37	230, 300	250, 400
38	231, 200	251, 500
39	232, 100	252, 400
40	233, 000	253, 200
41	233, 900	254, 000
42	234, 800	254, 800
43	235, 600	255, 600
44	236, 400	256, 400
45	237, 200	257, 200
46	238, 000	258, 000
47	238, 800	258, 800
48	239, 600	259, 600
49	240, 400	260, 400
50	241, 200	261, 200
51	241, 800	262,000
52	242, 400	262, 700
53	243, 000	263, 500
54	243, 500	264, 400
55	244, 000	265, 200
56	244, 600	266, 000
57	245, 100	266, 800
58	245, 500	267, 600
59	245, 900	268, 400
60	246, 400	269, 200
61	246, 900	270,000
62	247, 400	270, 700
63	247, 700	271, 500
64	248, 000	272, 300

65	248, 300	273, 100
66	248, 600	273, 800
67	248, 900	274, 600
68	249, 200	275, 300
69	249, 500	276, 000
70	249, 800	276, 700
71	250, 100	277, 400
72	250, 400	278, 100
73	250, 700	278, 800
74	251, 000	279, 500
75	251, 300	280, 200
76	251, 600	280, 900
77	251, 900	281, 500
78	252, 200	282, 100
79	252, 500	282, 800
80	252, 800	283, 500
81	253, 100	284, 100
82	253, 300	284, 700
83	253, 500	285, 400
84	253, 800	286, 100
85	254, 100	286, 700
86		287, 300
87		288, 000
88		288, 700
89		289, 300
90		289, 900
91		290, 400
92		290, 800
93		291, 200
94		291, 600
95		291, 900
96		292, 200
97		292, 500
98		292, 800
99		293, 100
100		293, 400
101		293, 700
102		293, 900
103		294, 100
104		294, 300

105 294, 500

備考 この表は、病院、診療所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員の薬剤師、 診療放射線技師等で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

(単位:円)

職務の級	1級	2級
号俸	給料月額	給料月額
1	183, 500	212, 000
2	184, 900	214, 200
3	186, 400	216, 400
4	188, 300	218, 600
5	190, 100	220, 800
6	191, 800	223, 000
7	193, 500	225, 200
8	195, 400	227, 400
9	197, 200	229, 600
10	198, 900	231, 800
11	200, 600	234, 000
12	202, 500	236, 200
13	204, 300	238, 400
14	206, 000	240, 600
15	207, 700	242, 800
16	209, 600	245, 000
17	211, 400	247, 200
18	213, 100	249, 400
19	214, 800	250, 400
20	216, 700	251, 300
21	218, 500	252, 200
22	220, 200	253, 100
23	221, 900	254, 300
24	223, 900	255, 400
25	225, 800	256, 300
26	227, 700	257, 100
27	229, 600	257, 800
28	231, 600	258, 500
29	233, 600	259, 400
30	235, 600	260, 500
31	237, 600	261, 600
32	239, 600	262, 700

		0.00
33	241, 700	263, 800
34	243, 700	264, 900
35	245, 600	266, 000
36	246, 800	267, 100
37	248, 000	268, 200
38	249, 100	269, 200
39	250, 200	270, 300
40	251, 100	271, 400
41	252, 000	272, 400
42	252, 900	273, 400
43	253, 700	274, 100
44	254, 500	274, 800
45	255, 200	275, 500
46	255, 900	276, 200
47	256, 700	276, 800
48	257, 500	277, 300
49	258, 300	277, 800
50	259, 000	278, 300
51	259, 700	278, 900
52	260, 600	279, 400
53	261, 500	279, 900
54	262, 300	280, 300
55	263, 100	280, 800
56	264, 000	281, 300
57	264, 800	281, 800
58	265, 600	282, 300
59	266, 400	282, 800
60	267, 100	283, 300
61	267, 800	283, 800
62	268, 400	284, 300
63	269, 000	284, 800
64	269, 500	285, 300
65	270, 000	285, 800
66	270, 400	286, 300
67	270, 800	286, 800
68	271, 300	287, 300
69	271, 800	287, 800
70	272, 200	288, 300
71	272, 600	289, 100
72	273, 000	289, 900

73	273, 400	290, 600	
74	273, 800	291, 300	
75	274, 200	292, 200	
76	274, 600	293, 100	
77	275, 000	293, 900	
78	275, 400	294, 700	
79	275, 800	295, 600	
80	276, 200	296, 400	
81	276, 600	297, 200	
82	277,000	298, 000	
83	277, 400	298, 900	
84	277, 900	299, 800	
85	278, 400	300, 700	
86	278, 800	301, 600	
87	279, 200	302, 500	
88	279, 800	303, 400	
89	280, 400	304, 300	
90	280, 900	305, 100	
91	281, 400	306, 100	
92	282,000	307, 100	
93	282, 600	308, 000	
94	283, 100	308, 500	
95	283, 600	309, 400	
96	284, 100	310, 300	
97	284, 600	311, 100	
98	285, 100	311, 900	
99	285, 600	312, 900	
100	286, 100	313, 900	
101	286, 600	314, 900	
102	287, 100	315, 800	
103	287, 600	316, 900	
104	288, 100	317, 900	
105	288, 600	318, 900	
106	289, 100	319, 700	
107	289, 600	320, 400	
108	290, 200	321, 100	
109	290, 800	321, 700	
110	291, 400	322, 200	
111	292, 000	322, 500	
112	292, 500	323, 100	

110	202 000	202 700
113	293, 000	323, 700
114	293, 500	324, 100
115	294, 000	324, 700
116	294, 500	325, 300
117	295, 000	325, 800
118	295, 400	326, 200
119	295, 800	326, 700
120	296, 300	327, 200
121	296, 800	327, 700
122	297, 100	328, 100
123	297, 300	328, 500
124	297, 600	328, 800
125	297, 800	329, 100
126	298, 100	329, 400
127	298, 400	329, 800
128	298, 600	330, 100
129	298, 900	330, 400
130	299, 100	330, 600
131	299, 400	330, 900
132	299, 700	331, 200
133	300, 000	331, 400
134	300, 300	331,600
135	300, 600	331, 900
136	301, 000	332, 200
137	301, 300	332, 500
138	301, 600	332, 700
139	301, 800	333, 000
140	302, 000	333, 400
141	302, 300	333, 600
142	302, 700	333, 800
143	302, 900	334, 000
144	303, 200	334, 400
145	303, 600	334, 600
146	304, 000	334, 900
147	304, 200	333, 400
148	304, 500	333, 600
149	304, 800	333, 800
150	305, 100	334, 000
151	305, 300	334, 400
152	305, 600	334, 600

	_	
153	305, 900	334, 900
154	306, 200	
155	306, 400	
156	306, 800	
157	307, 200	
158	307, 500	
159	307, 700	
160	307, 900	
161	308, 200	
162	308, 600	
163	308, 800	
164	309, 000	
165	309, 300	
166	309, 600	
167	310,000	
168	310, 200	
169	310, 200	

備考 この表は、病院、診療所等に勤務するフルタイム会計年度任用職員の助産師、 看護師及び准看護師で規則で定めるものに適用する。

別表第3 (第4条関係)

教育職給料表

(単位:円)

		(十一下・11)
職務の級	1級	2級
号俸	給料月額	給料月額
1	177, 200	194, 300
2	178, 700	196, 700
3	180, 300	199, 100
4	181, 800	201, 500
5	183, 400	203, 900
6	185, 300	206, 300
7	187, 100	208, 700
8	189, 000	211, 100
9	190, 900	213, 500
10	193, 300	215, 900
11	195, 500	218, 300
12	197, 700	220, 700
13	199, 900	223, 100
14	202, 300	225, 500
15	204, 500	227, 900

16	206, 700	230, 300
17	208, 900	232, 700
18	211, 200	235, 100
19	213, 400	237, 500
20	215, 600	239, 900
21	217, 800	241, 500
22	220, 000	243, 100
23	222, 200	244, 700
24	224, 400	246, 300
25	226, 600	247, 800
26	228, 700	249, 200
27	230, 800	250, 600
28	232, 900	252, 000
29	235, 000	253, 200
30	236, 800	254, 400
31	238, 500	255, 600
32	240, 200	257, 000
33	241, 900	258, 200
34	243, 200	259, 500
35	244, 500	260, 800
36	245, 800	262, 100
37	247, 000	264, 000
38	248, 100	265, 800
39	249, 200	267, 600
40	250, 300	269, 300
41	251, 500	271, 500
42	252, 800	273, 700
43	254, 000	275, 900
44	255, 200	278, 100
45	256, 300	280, 300
46	257, 500	282, 500
47	258, 700	284, 600
48	259, 900	286, 600
49	261, 100	288, 500
50	262, 300	290, 400
51	263, 500	292, 200
52	264, 700	294, 000
53	265, 900	295, 900
54	267, 000	297, 700
55	268, 100	299, 400

56	269, 200	301, 100
57	270, 200	302, 900
58	271,000	304, 600
59	271, 800	306, 200
60	272, 600	307, 800
61	273, 300	309, 500
62	274, 100	311, 300
63	274, 800	313,000
64	275, 500	314, 300
65	276, 300	316, 200
66	277, 100	318,000
67	277, 900	319, 700
68	278, 600	321, 400
69	279, 300	323, 300
70	280, 100	325, 000
71	280, 900	326, 700
72	281, 600	328, 400
73	282, 200	330, 200
74	282, 900	332, 000
75	283, 600	333, 700
76	284, 200	335, 400
77	284, 900	336, 700
78	285, 600	338, 000
79	286, 300	339, 300
80	287, 000	340, 800
81	287, 700	342, 300
82	288, 500	343, 800
83	289, 200	345, 300
84	289, 900	346, 700
85	290, 400	348, 200
86	291, 100	349, 700
87	291, 800	351, 200
88	292, 400	352,600
89	293, 000	354, 100
90	293, 700	355, 600
91	294, 300	357, 100
92	294, 900	358, 500
93	295, 500	359, 800
94	296, 100	361, 100
95	296, 700	362, 300

96	297, 300	363, 500
97	297, 800	364, 700
98	298, 300	365, 900
99	298, 800	367, 000
100	299, 300	368, 100
101	299, 700	369, 200
102	300, 300	370, 300
103	300, 800	371, 400
104	301, 300	372, 500
105	301, 600	373, 700
106	302, 100	374, 800
107	302, 600	375, 900
108	303, 000	376, 900
109	303, 400	377, 900
110	303, 900	378, 800
111	304, 400	379, 700
112	304, 800	380, 500
113	305, 200	381, 500
114	305, 600	382, 400
115	306, 000	383, 300
116	306, 300	384, 100
117	306, 500	385, 000
118	306, 800	385, 900
119	307, 100	386, 800
120	307, 300	387, 600
121	307, 500	388, 600
122	307, 700	389, 500
123	308, 000	390, 400
124	308, 300	391, 000
125	308, 500	391, 900
126		392, 800
127		393, 700
128		394, 500
129		395, 200
130		396, 000
131		396, 800
132		397, 400
133		398, 100
134		398, 800
135		399, 400

1	İ	
136		400, 000
137		400, 700
138		401, 200
139		401, 800
140		402, 400
141		403, 000
142		403, 500
143		404, 000
144		404, 300
145		404, 600
146		404, 900
147		405, 200
148		405, 500
149		405, 800
150		406, 100
151		406, 400
152		406, 700
153		407, 000
154		407, 300
155		407, 600
156		407, 800
157		408, 100
/# # ~ <u>~ ~ + :</u>		しいとした ラケスケヤ

備考 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及び教育委員会事務局に勤務するフルタイム会計年度任用職員の教員等で規則で定めるものに適用する。

別表第4(第4条関係)

福祉職給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級
号俸	給料月額	給料月額
1	176, 900	225, 900
2	178, 100	227, 500
3	179, 300	228, 800
4	180, 500	230, 300
5	181, 400	231, 900
6	182, 900	233, 500
7	184, 300	234, 800
8	185, 700	236, 300
9	186, 800	237, 900
10	188, 200	239, 500

11	189, 600	240, 800
12	191, 300	242, 300
13	192, 900	243, 900
14	194, 600	245, 500
15	196, 300	246, 800
16	198, 000	248, 300
17	199, 600	249, 900
18	201, 300	251, 500
19	203, 000	252, 800
20	204, 700	254, 300
21	206, 300	255, 900
22	207, 900	257, 500
23	209, 500	258, 800
24	211, 100	260, 300
25	212, 700	261, 500
26	214, 500	262, 600
27	216, 300	263, 700
28	217, 400	264, 800
29	218, 500	265, 900
30	219, 700	267, 000
31	220, 900	268, 100
32	222, 000	269, 200
33	223, 100	270, 100
34	224, 100	271,000
35	225, 100	271, 800
36	226, 100	272, 400
37	227, 100	273, 100
38	228, 500	273, 900
39	229, 800	274, 600
40	231, 100	275, 600
41	232, 400	276, 500
42	233, 700	277, 400
43	235, 000	278, 300
44	236, 200	279, 300
45	237, 400	280, 200
46	238, 400	281, 100
47	239, 400	282, 000
48	240, 400	282, 900
49	241, 400	283, 700
50	242, 400	284, 600

51	243, 300	285, 500
EΩ		·
52 52	244, 200	286, 500
53	245, 100	287, 500
54	246, 000	288, 500
		•
	•	•
		·
	· ·	
	,	•
65	252, 800	298, 800
66	253, 400	299, 700
67	253, 900	300, 600
68	254, 400	301, 400
69	254, 800	302, 300
70	255, 300	303, 200
71	255, 800	304, 000
72	256, 300	304, 900
73	256, 800	305, 900
74	257, 200	306, 900
75	257, 600	307, 800
76	258, 000	308, 700
77	258, 400	309, 700
78	258, 800	310,600
79	259, 200	311, 500
80	259, 600	312, 400
81	260, 000	313, 300
82	260, 400	314, 200
83	260, 800	315, 000
84	261, 200	315, 700
85	261,600	316, 600
86	262,000	317, 400
87	262, 400	318, 200
88	262, 800	319,000
89	263, 200	319, 500
90	263, 600	320,000
55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 89 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80	246, 900 247, 700 248, 500 249, 100 249, 700 250, 300 250, 800 251, 300 251, 800 252, 300 253, 400 254, 400 254, 800 255, 300 256, 300 256, 800 257, 200 257, 600 258, 400 258, 400 258, 800 259, 200 259, 600 260, 000 260, 800 261, 200 262, 800 262, 800 262, 800 263, 200	289, 400 290, 300 291, 300 293, 200 294, 100 295, 100 296, 100 297, 900 298, 800 299, 700 300, 600 301, 400 302, 300 304, 900 305, 900 306, 900 307, 800 307, 800 307, 800 307, 800 311, 500 311, 500 311, 500 311, 500 311, 500 315, 700 316, 600 317, 400 317, 400 319, 500

•		
91	264, 000	320, 500
92	264, 400	321, 000
93	264, 800	321, 600
94	265, 200	322, 100
95	265, 600	322, 600
96	265, 900	322, 900
97	266, 200	323, 200
98	266, 600	323, 700
99	267, 000	324, 000
100	267, 300	324, 300
101	267, 600	324, 600
102	268, 000	324, 900
103	268, 400	325, 200
104	268, 700	325, 600
105	269, 000	326, 000
106	269, 400	326, 300
107	269, 800	326, 500
108	270, 100	327, 000
109	270, 400	327, 400
110	270, 800	327, 600
111	271, 200	328, 000
112	271, 500	328, 400
113	271,800	328, 800
114	272, 200	329, 200
115	272, 600	329, 500
116	272, 900	329, 700
117	273, 200	330, 000
118	273, 600	
119	274, 000	
120	274, 300	
121	274, 500	
122	274, 700	
123	275, 000	
124	275, 300	
125	275, 600	
126	275, 900	
127	276, 200	
128	276, 400	
129	276, 700	
130	277, 000	
1	ı	I

131	277, 300	
132	277, 700	
133	278, 000	
134	278, 300	
135	278, 600	
136	279, 000	
137	279, 200	
138	279, 400	
139	279, 800	
140	280, 100	
141	280, 300	
142	280, 600	
143	281,000	
144	281, 400	
145	281, 600	
146	282, 000	
147	282, 400	
148	282, 700	
149	282, 900	
150	283, 200	
151	283, 600	
152	283, 900	
153	284, 100	
世本 テのま)	ユードでかいっせ	1 1 A = # A/

備考 この表は、病院等に勤務し、介護等の業務に従事するフルタイム会計年度任用 職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5 (第4条関係)

幼児教育職給料表

(単位:円)

職務の級	1級	2級
号俸	給料月額	給料月額
1	176, 900	225, 900
2	178, 100	227, 500
3	179, 300	228, 800
4	180, 500	230, 300
5	181, 400	231, 900
6	182, 900	233, 500
7	184, 300	234, 800
8	185, 700	236, 300
9	186, 800	237, 900

10	188, 200	239, 500
11	189, 600	240, 800
12	191, 300	242, 300
13	192, 900	243, 900
14	194, 600	245, 500
15	196, 300	246, 800
16	198, 000	248, 300
17	199, 600	249, 900
18	201, 300	251, 500
19	203, 000	252, 800
20	204, 700	254, 300
21	204, 700	25 4 , 900
22	207, 900	257, 500
23	207, 500	258, 800
24	211, 100	260, 300
25	211, 100	261, 500
26	212, 700	262, 600
27	214, 300	263, 700
28	217, 400	264, 800
29	217, 400	265, 900
30	219, 700	267, 000
31	220, 900	268, 100
32	222, 000	269, 200
33	223, 100	270, 100
34	224, 100	271, 000
35	225, 100	271, 800
36	226, 100	272, 400
37	227, 100	273, 100
38	228, 500	273, 900
39	229, 800	274, 600
40	231, 100	275, 600
41	232, 400	276, 500
42	233, 700	277, 400
43	235, 000	278, 300
44	236, 200	279, 300
45	237, 400	280, 200
46	238, 400	281, 100
47	239, 400	282, 000
48	240, 400	282, 900
49	241, 400	283, 700
I	ı	·

Ι Γο	0.40 400	004 600
50	242, 400	284, 600
51	243, 300	285, 500
52	244, 200	286, 500
53	245, 100	287, 500
54	246, 000	288, 500
55	246, 900	289, 400
56	247, 700	290, 300
57	248, 500	291, 300
58	249, 100	292, 300
59	249, 700	293, 200
60	250, 300	294, 100
61	250, 800	295, 100
62	251, 300	296, 100
63	251, 800	297, 000
64	252, 300	297, 900
65	252, 800	298, 800
66	253, 400	299, 700
67	253, 900	300, 600
68	254, 400	301, 400
69	254, 800	302, 300
70	255, 300	303, 200
71	255, 800	304, 000
72	256, 300	304, 900
73	256, 800	305, 900
74	257, 200	306, 900
75	257, 600	307, 800
76	258, 000	308, 700
77	258, 400	309, 700
78	258, 800	310,600
79	259, 200	311, 500
80	259, 600	312, 400
81	260, 000	313, 300
82	260, 400	314, 200
83	260, 800	315, 000
84	261, 200	315, 700
85	261, 600	316, 600
86	262, 000	317, 400
87	262, 400	318, 200
88	262, 800	319,000
89	263, 200	319, 500

90 263, 600 320, 000 91 264, 000 320, 500 92 264, 400 321, 000 93 264, 800 321, 600 94 265, 200 322, 100 95 265, 600 322, 600 96 265, 900 322, 900 97 266, 200 323, 200 98 266, 600 323, 700 99 267, 000 324, 300 100 267, 300 324, 300 101 267, 600 324, 600 102 268, 000 324, 900 103 268, 400 325, 200 104 268, 700 325, 600 105 269, 000 326, 300 106 269, 400 326, 300 107 269, 800 326, 500 108 270, 100 327, 400 110 270, 800 327, 600 111 271, 200 328, 400 112 271, 500 328, 800 114 272, 200 329, 500 115 272, 600 329,
92 264, 400 321, 000 93 264, 800 321, 600 94 265, 200 322, 100 95 265, 600 322, 600 96 265, 900 322, 900 97 266, 200 323, 200 98 266, 600 323, 700 99 267, 000 324, 000 100 267, 300 324, 300 101 267, 600 324, 600 102 268, 000 324, 900 103 268, 400 325, 200 104 268, 700 326, 000 105 269, 000 326, 000 106 269, 400 326, 500 107 269, 800 326, 500 108 270, 100 327, 000 109 270, 400 327, 600 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 329, 500 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 500 117 273, 200 33
93 264, 800 321, 600 94 265, 200 322, 100 95 265, 600 322, 600 96 265, 900 322, 900 97 266, 200 323, 200 98 266, 600 323, 700 99 267, 000 324, 000 100 267, 300 324, 300 101 267, 600 324, 600 102 268, 000 324, 900 103 268, 400 325, 200 104 268, 700 325, 600 105 269, 000 326, 300 106 269, 400 326, 300 107 269, 800 326, 500 108 270, 100 327, 000 109 270, 400 327, 600 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 329, 500 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 600 330, 000
94 265, 200 322, 100 95 265, 600 322, 600 96 265, 900 322, 900 97 266, 200 323, 200 98 266, 600 323, 700 99 267, 000 324, 000 100 267, 300 324, 300 101 267, 600 324, 600 102 268, 000 324, 900 103 268, 400 325, 200 104 268, 700 325, 600 105 269, 000 326, 300 106 269, 400 326, 300 107 269, 800 326, 500 108 270, 100 327, 000 109 270, 400 327, 600 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
95 265, 600 322, 600 96 265, 900 322, 900 97 266, 200 323, 200 98 266, 600 323, 700 99 267, 000 324, 000 100 267, 300 324, 300 101 267, 600 324, 600 102 268, 000 324, 900 103 268, 400 325, 200 104 268, 700 325, 600 105 269, 000 326, 300 107 269, 800 326, 500 108 270, 100 327, 000 109 270, 400 327, 400 110 270, 800 327, 600 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 328, 800 114 272, 200 329, 500 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000
96 265, 900 322, 900 97 266, 200 323, 200 98 266, 600 323, 700 99 267, 000 324, 000 100 267, 300 324, 300 101 267, 600 324, 600 102 268, 000 324, 900 103 268, 400 325, 200 104 268, 700 325, 600 105 269, 000 326, 300 107 269, 800 326, 500 108 270, 100 327, 000 109 270, 400 327, 400 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
97 266, 200 323, 200 98 266, 600 323, 700 99 267, 000 324, 000 100 267, 300 324, 300 101 267, 600 324, 600 102 268, 000 324, 900 103 268, 400 325, 200 104 268, 700 325, 600 105 269, 000 326, 300 107 269, 800 326, 500 108 270, 100 327, 000 109 270, 400 327, 600 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
98 266, 600 323, 700 99 267, 000 324, 000 100 267, 300 324, 300 101 267, 600 324, 600 102 268, 000 324, 900 103 268, 400 325, 200 104 268, 700 325, 600 105 269, 000 326, 300 106 269, 400 326, 300 107 269, 800 326, 500 108 270, 100 327, 000 109 270, 400 327, 600 110 270, 800 327, 600 111 271, 200 328, 400 112 271, 500 328, 800 113 271, 800 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
99 267,000 324,000 100 267,300 324,300 101 267,600 324,600 102 268,000 324,900 103 268,400 325,200 104 268,700 325,600 105 269,000 326,300 106 269,400 326,300 107 269,800 326,500 108 270,100 327,000 109 270,400 327,400 110 270,800 327,600 111 271,200 328,000 112 271,500 328,400 113 271,800 328,800 114 272,200 329,200 115 272,600 329,500 116 272,900 329,700 117 273,200 330,000 118 273,600
100 267, 300 324, 300 101 267, 600 324, 600 102 268, 000 324, 900 103 268, 400 325, 200 104 268, 700 325, 600 105 269, 000 326, 300 107 269, 800 326, 500 108 270, 100 327, 000 109 270, 400 327, 400 110 270, 800 327, 600 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 328, 800 114 272, 200 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
101 267,600 324,600 102 268,000 324,900 103 268,400 325,200 104 268,700 325,600 105 269,000 326,000 106 269,400 326,300 107 269,800 326,500 108 270,100 327,000 109 270,400 327,600 111 271,200 328,000 112 271,500 328,400 113 271,800 328,800 114 272,200 329,200 115 272,600 329,500 116 272,900 329,700 117 273,200 330,000 118 273,600
102 268, 000 324, 900 103 268, 400 325, 200 104 268, 700 325, 600 105 269, 000 326, 000 106 269, 400 326, 300 107 269, 800 326, 500 108 270, 100 327, 000 109 270, 400 327, 400 110 270, 800 327, 600 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 328, 800 114 272, 200 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
103 268, 400 325, 200 104 268, 700 325, 600 105 269, 000 326, 000 106 269, 400 326, 300 107 269, 800 326, 500 108 270, 100 327, 000 109 270, 400 327, 400 110 270, 800 327, 600 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 328, 800 114 272, 200 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
104 268, 700 325, 600 105 269, 000 326, 000 106 269, 400 326, 300 107 269, 800 326, 500 108 270, 100 327, 000 109 270, 400 327, 400 110 270, 800 327, 600 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 328, 800 114 272, 200 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
105 269, 000 326, 000 106 269, 400 326, 300 107 269, 800 326, 500 108 270, 100 327, 000 109 270, 400 327, 400 110 270, 800 327, 600 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 328, 800 114 272, 200 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
106 269, 400 326, 300 107 269, 800 326, 500 108 270, 100 327, 000 109 270, 400 327, 400 110 270, 800 327, 600 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 328, 800 114 272, 200 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
107 269, 800 326, 500 108 270, 100 327, 000 109 270, 400 327, 400 110 270, 800 327, 600 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 328, 800 114 272, 200 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
108 270, 100 327, 000 109 270, 400 327, 400 110 270, 800 327, 600 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 328, 800 114 272, 200 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
109 270, 400 327, 400 110 270, 800 327, 600 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 328, 800 114 272, 200 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
110 270, 800 327, 600 111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 328, 800 114 272, 200 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
111 271, 200 328, 000 112 271, 500 328, 400 113 271, 800 328, 800 114 272, 200 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
112 271, 500 328, 400 113 271, 800 328, 800 114 272, 200 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
113 271, 800 328, 800 114 272, 200 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
114 272, 200 329, 200 115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
115 272, 600 329, 500 116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
116 272, 900 329, 700 117 273, 200 330, 000 118 273, 600
117 273, 200 330, 000 118 273, 600
118 273, 600
, in the second
119 274, 000
120 274, 300
121 274, 500
122 274, 700
123 275, 000
124 275, 300
125 275, 600
126 275, 900
127 276, 200
128 276, 400
129 276, 700

_		
130	277, 000	
131	277, 300	
132	277, 700	
133	278, 000	
134	278, 300	
135	278, 600	
136	279, 000	
137	279, 200	
138	279, 400	
139	279, 800	
140	280, 100	
141	280, 300	
142	280, 600	
143	281, 000	
144	281, 400	
145	281, 600	
146	282, 000	
147	282, 400	
148	282, 700	
149	282, 900	
150	283, 200	
151	283, 600	
152	283, 900	
153	284, 100	

備考 この表は、フルタイム会計年度任用職員の保育士及び幼稚園教諭で規則で定めるものに適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。 (号俸の切替え)
- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において長浜市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第3条第1項の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表に掲げられているものの切替日における号俸(次項及び同表において「新号俸」という。)は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号俸(同表において「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものを した職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものを したものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところに より、必要な調整を行うことができる。

(扶養手当に関する特例)

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例(次項及び附則第6項において「改正後の給与条例」という。)第7条第2項及び第3項の適用については、同条第2項中
 - (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

とあるのは

Γ

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (1)の2 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円、前項第1号の2に該当する扶養親族については3,000円」とする。

(地域手当に関する特例)

- 5 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例第8条の2第2項 の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは「100分の3」とする。 (通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置)
- 6 改正後の給与条例第9条第4項及び第9条の2第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

(規則への委任)

7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 規則で定める。

附則別表 (附則第2項関係)

行政職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1

12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33

50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		

88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

ア 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の新号俸

旧級	2級	3級	4級
旧号俸			,,
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1

10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4

48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5
52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	

86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

イ 医療職給料表(2)の適用を受ける職員の新号俸

	. (2)	=	0 114/5-17/1	· ''	
旧号俸	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7

24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	

62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		
69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			

100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

ウ 医療職給料表(3)の適用を受ける職員の新号俸

旧級	3級	4級	5級	6級	7級
旧号俸	3 /l/X	4 拟	りが又	O 7I/X	1 /l/X
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5

22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	

60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			

98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

教育職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1

8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	

46	34	
47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	

84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	

福祉職給料表の適用を受ける職員の新号俸

田田町	田仙城和村衣の週用を支げる城員の利方体								
旧級 旧号俸	2級	3級	4級	5級	6級	7級			
1	1	1	1	1	1	1			
2	1	1	1	1	1	1			
3	1	1	1	1	1	1			
4	1	1	1	1	1	1			
5	1	1	1	1	1	1			
6	2	2	1	1	1	1			
7	3	3	1	1	1	1			
8	4	4	1	1	1	1			
9	5	5	1	1	1	1			
10	6	6	2	1	1	1			
11	7	7	3	2	1	1			
12	8	8	4	3	1	1			
13	9	9	5	4	1	1			
14	10	10	6	5	2	1			
15	11	11	7	6	3	1			
16	12	12	8	7	4	1			
17	13	13	9	8	5	1			
18	14	14	10	9	6	2			
19	15	15	11	10	7	3			
20	16	16	12	11	8	4			
21	17	17	13	12	9	5			
22	18	18	14	13	10	6			
23	19	19	15	14	11	7			
24	20	20	16	15	12	8			
25	21	21	17	16	13	9			

26	22	22	18	17	14	10
27	23	23	19	18	15	11
28	24	24	20	19	16	12
29	25	25	21	20	17	13
30	26	26	22	21	18	14
31	27	27	23	22	19	15
32	28	28	24	23	20	16
33	29	29	25	24	21	17
34	30	30	26	25	22	18
35	31	31	27	26	23	19
36	32	32	28	27	24	20
37	33	33	29	28	25	21
38	34	34	30	29	26	22
39	35	35	31	30	27	23
40	36	36	32	31	28	24
41	37	37	33	32	29	25
42	38	38	34	33	30	26
43	39	39	35	34	31	27
44	40	40	36	35	32	28
45	41	41	37	36	33	29
46	42	42	38	37	34	30
47	43	43	39	38	35	31
48	44	44	40	39	36	32
49	45	45	41	40	37	33
50	46	46	42	41	38	34
51	47	47	43	42	39	35
52	48	48	44	43	40	36
53	49	49	45	44	41	37
54	50	50	46	45	42	38
55	51	51	47	46	43	39
56	52	52	48	47	44	40
57	53	53	49	48	45	41
58	54	54	50	49	46	42
59	55	55	51	50	47	43
60	56	56	52	51	48	44
61	57	57	53	52	49	45
62	58	58	54	53	50	
63	59	59	55	54	51	

64	60	60	56	55	52	
65	61	61	57	56	53	
66	62	62	58	57	54	
67	63	63	59	58	55	
68	64	64	60	59	56	
69	65	65	61	60	57	
70	66	66	62	61	58	
71	67	67	63	62	59	
72	68	68	64	63	60	
73	69	69	65	64	61	
74	70	70	66	65	62	
75	71	71	67	66	63	
76	72	72	68	67	64	
77	73	73	69	68	65	
78	74	74	70			
79	75	75	71			
80	76	76	72			
81	77	77	73			
82	78	78	74			
83	79	79	75			
84	80	80	76			
85	81	81	77			
86	82	82	78			
87	83	83	79			
88	84	84	80			
89	85	85	81			
90	86	86	82			
91	87	87	83			
92	88	88	84			
93	89	89	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					

102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			

幼児教育職給料表の適用を受ける職員の新号俸

旧号俸	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
10	6	6	2	1	1	1
11	7	7	3	2	1	1
12	8	8	4	3	1	1
13	9	9	5	4	1	1
14	10	10	6	5	2	1
15	11	11	7	6	3	1

16	12	12	8	7	4	1
17	13	13	9	8	5	1
18	14	14	10	9	6	2
19	15	15	11	10	7	3
20	16	16	12	11	8	4
21	17	17	13	12	9	5
22	18	18	14	13	10	6
23	19	19	15	14	11	7
24	20	20	16	15	12	8
25	21	21	17	16	13	9
26	22	22	18	17	14	10
27	23	23	19	18	15	11
28	24	24	20	19	16	12
29	25	25	21	20	17	13
30	26	26	22	21	18	14
31	27	27	23	22	19	15
32	28	28	24	23	20	16
33	29	29	25	24	21	17
34	30	30	26	25	22	18
35	31	31	27	26	23	19
36	32	32	28	27	24	20
37	33	33	29	28	25	21
38	34	34	30	29	26	22
39	35	35	31	30	27	23
40	36	36	32	31	28	24
41	37	37	33	32	29	25
42	38	38	34	33	30	26
43	39	39	35	34	31	27
44	40	40	36	35	32	28
45	41	41	37	36	33	29
46	42	42	38	37	34	30
47	43	43	39	38	35	31
48	44	44	40	39	36	32
49	45	45	41	40	37	33
50	46	46	42	41	38	34
51	47	47	43	42	39	35
52	48	48	44	43	40	36
53	49	49	45	44	41	37

54	50	50	46	45	42	38
55	51	51	47	46	43	39
56	52	52	48	47	44	40
57	53	53	49	48	45	41
58	54	54	50	49	46	42
59	55	55	51	50	47	43
60	56	56	52	51	48	44
61	57	57	53	52	49	45
62	58	58	54	53	50	
63	59	59	55	54	51	
64	60	60	56	55	52	
65	61	61	57	56	53	
66	62	62	58	57	54	
67	63	63	59	58	55	
68	64	64	60	59	56	
69	65	65	61	60	57	
70	66	66	62	61	58	
71	67	67	63	62	59	
72	68	68	64	63	60	
73	69	69	65	64	61	
74	70	70	66	65	62	
75	71	71	67	66	63	
76	72	72	68	67	64	
77	73	73	69	68	65	
78	74	74	70	69	66	
79	75	75	71	70	67	
80	76	76	72	71	68	
81	77	77	73	72	69	
82	78	78	74	73	70	
83	79	79	75	74	71	
84	80	80	76	75	72	
85	81	81	77	76	73	
86	82	82	78	77	74	
87	83	83	79	78	75	
88	84	84	80	79	76	
89	85	85	81	80	77	
90	86	86	82	81	78	
91	87	87	83	82	79	

92	88	88	84	83	80	
93	89	89	85	84	81	
94	90	90	86	85	82	
95	91	91	87	86	83	
96	92	92	88	87	84	
97	93	93	89	88	85	
98	94	94	90	89	86	
99	95	95	91	90	87	
100	96	96	92	91	88	
101	97	97	93	92	89	
102	98	98	94	93	90	
103	99	99	95	94	91	
104	100	100	96	95	92	
105	101	101	97	96	93	
106	102	102	98	97	94	
107	103	103	99	98	95	
108	104	104	100	99	96	
109	105	105	101	100	97	
110	106	106	102	101	98	
111	107	107	103	102	99	
112	108	108	104	103	100	
113	109	109	105	104	101	
114	110	110	106	105	102	
115	111	111	107	106	103	
116	112	112		107	104	
117	113	113		108		
118	114	114		109		
119	115	115		110		
120	116	116		111		
121	117	117		112		
122		118		113		
123		119		114		
124		120		115		
125		121		116		
126		122				
127		123				
128		124				
129		125				

1 1	1 1	1	l i
130	126		
131	127		
132	128		
133	129		
134	130		
135	131		
136	132		
137	133		
138	134		
139	135		
140	136		
141	137		
142	138		
143	139		
144	140		
145	141		
146	142		
147	143		
148	144		
149	145		
150	146		
151	147		
152	148		
153	149		

長浜市税条例の一部改正について

長浜市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市税条例の一部を改正する条例

長浜市税条例(平成18年長浜市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第36条の2第10項中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第63条の2第1項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第89条第2項第2号中「同法第2条第15項」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項」に改める。

第139条の3第2項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第149条第1号及び附則第16条の4の2第1号中「同条第15項」を「同条第16 項」に改める。

附則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに 行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法 律(令和6年法律第46号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。 長浜市手数料条例の一部改正について

長浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市手数料条例の一部を改正する条例

長浜市手数料条例(平成18年長浜市条例第73号)の一部を次のように改正する。 別表の2の表中

Γ			
	都市の低炭素化の促進に 関する法律第55条第1 項の規定に基づく低炭素 建築物新築等計画の変更 の認定の申請に対する審 査	低炭素建築物新築 等計画の変料 定申請手数料のの では での での での では での では では では では では では では で で で で	16の項アに掲げる場合、建築物の種類及び戸数又は床面積の区分に応じて定める額。ただし、都市の低炭素化の促進第53条第2項第3号に掲げる事項のみを変更する場合にあっては、5,000円
1 7		イ 都市の低進第54年の低には 第2項が 第2項が 第3は 第3は 第3は 第4を 第4を 第4を 第5は 第5は 第6は 第6は 第6は 第6は 第6は 第6は 第6は 第6	額つ促条出ら係築規又の画たとよを

17 Ø 2	都市の低炭素化の促進に 関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2の規定 に基づく軽微な変更に関する証明書の交付を求めた場合の審査の手数料	認定を受けた低炭 素建築物新築等計 画の軽微変更証明 の手数料	17の項により算出される額
17 Ø 3	建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法 律(平成27年法律第53 号。以下「建築物省エネ 法」という。)第12条 第1項又は第13条第2 項の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能適合 性判定に対する審査の手 数料	建築物エネルギー 消費性能適合性判 定の手数料	別表アの3の2のとおり
1 7 Ø 4	建築物省エネ法第12条 第2項又は第13条第3 項の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能適合 性判定の変更に対する審 査の手数料	建築物エネルギー 消費性能適合性判 定の変更の手数料	17の3の項により算出される額
18	建築物省エネ法第34条 第1項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能 向上計画の認定の申請に 対する審査の手数料	建築物エネルギー 消費性能向上計画 の認定申請手数料 ア 建築物省エネ 法第35条第2 項の規定による 申出がない場合	別表アの4のとおり
		イ 建築物省エネ 法第35条第2 項の規定による 申出がある場合	アにより算出される額に、当該認定の申請について建築物省エネ法第3 5条第2項の規定による申出がなかったとしたな

			らば、当該認定の申請に 係る建築物について、建 築基準法第6条第1項の 規定よる建築物の確認 又は同法第18条第2項 の規定による建築物のは 連定による建築物のは がはよる建築物のは がはない。 を手数に として別表の として別表 として別表 として別表 として別表 として として とした を 合算した額
	建築物省エネ法第36条 第1項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能 向上計画の変更の認定の 申請に対する審査の手数 料	建築物エネルギー 連集物工名 連集を では、 連集を では、 連集を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	18の項アにより算出される額(建築物省エネ法 第34条第2項第3号に 掲げる事項のみを変更する場合にあっては、4, 800円)
19		イ 建築物省エネ 法第35条第2 項の規定による 申出がある場合	アにいる は は が は が ま が は が ま が ま が ま が ま が ま が ま

20	建築物省エネ法第41条 第1項の規定に基づく建 築物のエネルギー消費性 能に係る認定の申請に対 する審査の手数料	建築物のエネルギ 一消費性能に係る 認定申請手数料	別表アの5のとおり
2 1	建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法 律施行規則(平成27年国 土交通省令第5号。以下 この表において「建築物 省エネ法規則」とい う。)第11条の規定に 基づく軽微な変更に関す る証明書の交付を求めた 場合の審査の手数料	建築物エネルギー 消費性能適合性判 定の軽微変更証明 の手数料	17の3の項により算出される額
2 2	建築物省エネ法規則第2 9条の規定に基づく軽微 な変更に関する証明書の 交付を求めた場合の審査 の手数料	建築物エネルギー 消費性能向上計画 の認定の軽微変更 証明の手数料	18の項により算出される額

を 「

I			
1 7	都市の低炭素化の促進に 関する法律第55条第1 項の規定に基づく低炭素 建築物新築等計画の変更 の認定の申請に対する審 査	低炭素建築物新築 等計画の変更の記 定申請手数料 ア 都市の低炭素 化の促進に関する は、 第2項の は、 第2項の は、 第2項の は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	16の項アに掲げる場合、建築物の種類及び戸数又は床面積の区分に応じて定める額
		イ 都市の低炭素 化の促進に関す る法律第54条 第2項の規定を	アにより算出される額に、当該認定の申請について都市の低炭素化の促進に関する法律第54条

		準用する申出が	第2項の規定による申出
		ある場合	がないたとしたなに なかったとの申請に での申請に での申請に での申請に での申請に の事では の事での の事では の事での の事で の事で の事で の事で の事で の事で のの事で のの事で のので のの
17 Ø2	都市の低炭素化の促進に 関する法律施行規則(平 成24年国土交通省令第86 号)第46条の2の規定 に基づく軽微な変更に関 する証明書の交付を求め た場合の審査の手数料	認定を受けた低炭 素建築物新築等計 画の軽微変更証明 の手数料	17の項により算出される額
1 7 Ø 3	建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する法 律(平成27年法律第53 号。以下「建築物省エネ 法」という。)第11条 第1項又は第12条第2 項の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能適合 性判定に対する審査の手 数料	建築物エネルギー 消費性能適合性判 定の手数料	別表アの3の2のとおり
1 7 Ø 4	建築物省エネ法第11条 第2項又は第12条第3 項の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能適合 性判定の変更に対する審 査の手数料	建築物エネルギー 消費性能適合性判 定の変更の手数料	17の3の項により算出される額

1 8	建築物省エネ法第29条 第1項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能 向上計画の認定の申請に 対する審査の手数料	建築物工ネルギー 連築物工ネルギー 神野に申請手数工第名 を発生のがある。 東田のがは、 東田のがは、 東田のがは、 東田のがは、 東田のがは、 東田のがは、 東田のがは、 東田のがは、 東田のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本名のがは、 本るのがは、 本のがは、 をのがは、 本のがは、 ものがは、 ものがは、 ものがは、 ものがは、 ものがは、 ものがは、 ものがは、 ものがは、 ものがは、 ものがは、 ものがは、 ものがは とのがは とのがは とのがは	別表アの4のとおり アにより算出される額に、当該認定の申請について建築物省エネ法第3 0条第2項の規定による 申出がなかったとしたな
			らば、 当該認定の申請に とは、 ので、 ので、 のので、
1 9	建築物省エネ法第31条 第1項の規定に基づく建 築物エネルギー消費性能 向上計画の変更の認定の 申請に対する審査の手数 料	建築物エネルギー 消費性能向上計画 の変更の認定申請 手数料 ア 建築物省エネ 法第30条第2 項の規定による 申出がない場合	18の項アにより算出される額
		イ 建築物省エネ 法第30条第2 項の規定による 申出がある場合	アにより算出される額に、当該認定の申請について建築物省エネ法第30条第2項の規定による申出がなかったとしたな

			らば、当該認定の申請に 係る建築物について、建 築基準法第6条第1項の 規定による建築物の確認 又は同法第18条第2項 の規定による建築物の 可 地による建築物の 可 が して別表の まの は と して別表の まの は と して り り に と り り に と り り に と り り り し て り り し て り り り り り り り り り り り
2 0	建築物のエネルギー消費 性能の向上等に関する 建施行規則(平成27年 生施行規則(平成27年 上交通省令第5号。以 北交通省令第5号。以 第13条の表におい う。)第13条の規定に 基づく軽微な変更に関す る証明書の交付を求めた 場合の審査の手数料	建築物エネルギー 消費性能適合性判 定の軽微変更証明 の手数料	17の3の項により算出される額
2 1	建築物省エネ法規則第2 8条の規定に基づく軽微 な変更に関する証明書の 交付を求めた場合の審査 の手数料	建築物エネルギー 消費性能向上計画 の認定の軽微変更 証明の手数料	18の項により算出される額

に改める。

別表アの3の表を次のように改める。

別表アの3 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料

区分	手数料の額
(1) 認定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途以外の用途に供するものであ	
る場合(標準入力法・主要室入力法の評	
価によるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満のも	244,000円(評価書面の添付がなされ
<i>O</i>	たものにあっては、14,000円)

床面積の合計が300平方メートル以上1,000	302,000円(評価書面の添付がなされ
平方メートル未満のもの	たものにあっては、21,000円)
床面積の合計が1,000平方メートル以上	385,000円(評価書面の添付がなされ
2,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、32,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上	543,000円(評価書面の添付がなされ
5,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、85,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上	665,000円(評価書面の添付がなされ
10,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、132,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上	783,000円(評価書面の添付がなされ
25,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、166,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上	891,000円(評価書面の添付がなされ
50,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、206,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上の	1,107,000円(評価書面の添付がなさ
もの	れたものにあっては、286,000円)
(2) 認定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途以外の用途に供するものであ	
る場合(モデル建物法等の評価によるも	
(D)	
床面積の合計が300平方メートル未満のも	96,000円(評価書面の添付がなされ
0	たものにあっては、14,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上1,000	120,000円(評価書面の添付がなされ
平方メートル未満のもの	たものにあっては、21,000円)
床面積の合計が1,000平方メートル以上	155,000円(評価書面の添付がなされ
2,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、32,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上	246,000円(評価書面の添付がなされ
5,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、85,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上	318,000円(評価書面の添付がなされ
10,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、132,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上	380,000円(評価書面の添付がなされ
25,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、166,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上	445,000円(評価書面の添付がなされ
50,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、206,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上の	574,000円(評価書面の添付がなされ
もの	たものにあっては、286,000円)
(3) 認定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途に供するもので一戸建ての住	
宅である場合(誘導仕様基準及び誘導併	
用基準以外の評価によるもの)	
床面積の合計が200平方メートル未満のも	47,000円 (評価書面の添付がなされ

0	たものにあっては、8,700円)
床面積の合計が200平方メートル以上のも	50,000円 (評価書面の添付がなされ
0	たものにあっては、8,700円)
(4) 認定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途に供するもので一戸建ての住	
宅である場合(誘導仕様基準の評価によ	
るもの)	
床面積の合計が200平方メートル未満のも	25,000円 (評価書面の添付がなされ
Ø	たものにあっては、8,700円)
床面積の合計が200平方メートル以上のも	26,000円 (評価書面の添付がなされ
Ø	たものにあっては、8,700円)
(5) 認定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途に供するもので一戸建ての住	
宅である場合(誘導併用基準の評価によ	
るもの)	
床面積の合計が200平方メートル未満のも	36,000円(評価書面の添付がなされ
Ø	たものにあっては、8,700円)
床面積の合計が200平方メートル以上のも	38,000円(評価書面の添付がなされ
Ø	たものにあっては、8,700円)
(6) 認定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途に供するもので共同住宅又は	
長屋住宅の場合(誘導仕様基準及び誘導	
併用基準以外の評価によるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満のも	82,000円 (評価書面の添付がなされ
0	たものにあっては、14,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上2,000	128,000円 (評価書面の添付がなされ
平方メートル未満のもの	たものにあっては、24,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上	209,000円 (評価書面の添付がなされ
5,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、49,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上	295,000円 (評価書面の添付がなされ
10,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、85,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上	568,000円 (評価書面の添付がなされ
25,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、134,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上	994,000円 (評価書面の添付がなされ
50,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、200,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上の	1,817,000円(評価書面の添付がなさ
(7) 羽字な巫はよるしよて建築物の入却が	れたものにあっては、301,000円)
(7) 認定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途に供するもので共同住宅又は	

展歴住宅の場合(誘導仕様基準の評価によるもの) 床面積の合計が300平方メートル未満のものの一方メートル大満のものの一方メートル未満のものの一方メートル表演のものの一方メートル未満のものの一方メートル未満のものの一方メートル未満のものの一方メートル未満のものの一方メートル未満のものの一方が10,000平方メートル未満のものの一方が10,000平方メートル未満のものの一方、000平方メートル未満のものの一方が10,000平方メートル未満のものの中方が10,000平方メートル未満のものの中方が10,000平方メートル未満のものの中方が10,000平方メートル未満のものの中方が10,000平方メートル未満のものの中方が10,000平方メートル未満のものの中方が10,000平方メートルルは10,000平方メートル未満のものの中方が10,000平方メートルルは10,000平方メートルルは10,000平方メートルルは10,000平方メートルルは10,000平方メートルルは10,000平方メートルルは10,000平方メートルルは10,000平方メートルルは10,000平方メートルルは10,000平方メートルは10,000平方メートルは10,000平方メートルルは10,000平方メートルは10,000平方メートルルは10,000平方メートルルは10,000平方メートルは10,000平方メートルは10,000平方メートルは10,000平方メートルは10,000平方メートルは10,000平方メートルは10,000平方メートルは10,000平方メートルは10,000平方メートルは10,000平方メートルは10,000平方メートルは10,000平方メートルは10,000平方メートルは10,000平方が10,000平方メートルは10,000平方メートルは10,000平方メートルは10,000平方が10,000平方メートルは10,000平方が10,0		
床面積の合計が300平方メートル未満のもの だものにあっては、14,000円)	長屋住宅の場合(誘導仕様基準の評価に	
たものにあっては、14,000円)	よるもの)	
床面積の合計が300平方メートル以上2,000 年 かからの平方メートル未満のもの にものにあっては、24,000円)	床面積の合計が300平方メートル未満のも	40,000円(評価書面の添付がなされ
平方メートル未満のもの	\mathcal{O}	たものにあっては、14,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの たものにあっては、49,000円) 株面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの たものにあっては、85,000円) 株面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの たものにあっては、134,000円) 株面積の合計が25,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの た面積の合計が300平方メートル以上の 長面積の合計が300平方メートル以上の 長面積の合計が300平方メートル以上25,000 株面積の合計が300平方メートル以上2,000 株面積の合計が300平方メートル以上2,000 株面積の合計が300平方メートル以上2,000 保価書面の添付がなされたものにあっては、14,000円) 株面積の合計が300平方メートルよ満のもの ためにあっては、301,000円) 株面積の合計が50,000平方メートル以上2,000 保価書面の添付がなされたものにあっては、14,000円) 株面積の合計が5,000平方メートル以上2,000 保価書面の添付がなされたものにあっては、24,000円) 株面積の合計が5,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの ためのにあっては、85,000円) 株面積の合計が5,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの ためにあっては、134,000円) 株面積の合計が50,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの ためにあっては、134,000円) 株面積の合計が50,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの ためにあっては、134,000円) 株面積の合計が50,000平方メートル以上25,000平方メートルよ高のものでは、200,000円) 株面積の合計が50,000平方メートル以上25,000円方メートル表満のもの ためにあっては、134,000円) 株面積の合計が50,000平方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートルよ満のもの ためにあっては、134,000円) 株面積の合計が50,000平方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートルは25,000円方メートル以上25,000円方メートルは25,000円方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートルは25,000円方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方メートル以上25,000円方対は25年に対しまりますによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりに	床面積の合計が300平方メートル以上2,000	64,000円(評価書面の添付がなされ
 5,000平方メートル未満のもの たものにあっては、49,000円) 床面積の合計が5,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの たものにあっては、134,000円) 床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの たものにあっては、134,000円) 株面積の合計が50,000平方メートル以上のもの たものにあっては、200,000円) 株面積の合計が50,000平方メートル以上のもの (8) 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途に供するもので共同住宅又は長屋住宅の場合(誘導併用基準の評価によるもの) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 床面積の合計が300平方メートル以上2,000 床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの 床面積の合計が50,000平方メートル以上 160,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、24,000円) 床面積の合計が50,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 床面積の合計が25,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの 床面積の合計が50,000平方メートル以上 13,000円(評価書面の添付がなされたものにあっては、134,000円) (ア神西律面の添付がなされたものにあっては、134,000円) (ア神西律面の添付がなされたものにあっては、134,000円) (ア神西律の添付がなされたものにあっては、200,000円) (ア神西律の添付がなされたものにあっては、200,000円) (ア神西律の添付がなされたものにあっては、301,000円) (ア神田書面の添付がなされたものにあっては、134,000円) (ア神田	平方メートル未満のもの	たものにあっては、24,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上 164,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、85,000円) 床面積の合計が10,000平方メートル以上 294,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、134,000円) 床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの	床面積の合計が2,000平方メートル以上	111,000円(評価書面の添付がなされ
10,000平方メートル未満のもの たものにあっては、85,000円) 床面積の合計が10,000平方メートル以上 294,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、134,000円) 床面積の合計が25,000平方メートル以上 493,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、200,000円) 床面積の合計が50,000平方メートル未満のもの 株面積の合計が300平方メートル未満のもの 株面積の合計が300平方メートル以上 大面積の合計が300平方メートル以上 大面積の合計が300平方メートル以上 大面積の合計が300平方メートル以上 大面積の合計が5,000平方メートル以上 大面積の合計が5,000平方メートル以上 大面積の合計が5,000平方メートル以上 大面積の合計が5,000平方メートル以上 大面積の合計が5,000平方メートル以上 大面積の合計が5,000平方メートル以上 大面積の合計が5,000平方メートル以上 大面積の合計が5,000平方メートルよ満のもの 株面積の合計が5,000平方メートル以上 大面積の合計が5,000平方メートル以上 大面積の合計が5,000平方メートル以上 大ものにあっては、49,000円) 株面積の合計が5,000平方メートル以上 大ものにあっては、85,000円) 株面積の合計が50,000平方メートル以上 大ものにあっては、134,000円) 株面積の合計が50,000平方メートル以上 大ものにあっては、134,000円) 株面積の合計が50,000平方メートル以上 大ものにあっては、301,000円) 株面積の合計が50,000平方メートル以上 大ものにあっては、134,000円) 株面積の合計が50,000円方メートル以上 大ものにあっては、134,000円) 大ものは、134,000円) 大ものは、134,000円) 大ものは、134,000円 大ものは、134,000円 大も	5,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、49,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上 294,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、134,000円)	床面積の合計が5,000平方メートル以上	164,000円(評価書面の添付がなされ
25,000平方メートル未満のもの	10,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、85,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上	床面積の合計が10,000平方メートル以上	294,000円(評価書面の添付がなされ
たものにあっては、200,000円) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの たものにあっては、301,000円) (8) 認定を受けようとする建築物の全部が	25,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、134,000円)
株面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	床面積の合計が25,000平方メートル以上	493,000円(評価書面の添付がなされ
(8) 認定を受けようとする建築物の全部が 住宅の用途に供するもので共同住宅又は 長屋住宅の場合(誘導併用基準の評価に よるもの) 床面積の合計が300平方メートル未満のも の たものにあっては、14,000円) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの	50,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、200,000円)
(8) 認定を受けようとする建築物の全部が 住宅の用途に供するもので共同住宅又は 長屋住宅の場合 (誘導併用基準の評価に よるもの) 床面積の合計が300平方メートル未満のも の たものにあっては、14,000円) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000 96,000円 (評価書面の添付がなされ たものにあっては、24,000円) 床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの たものにあっては、49,000円) 床面積の合計が5,000平方メートル以上 229,000円 (評価書面の添付がなされ たものにあっては、49,000円) 床面積の合計が10,000平方メートル以上 432,000円 (評価書面の添付がなされ たものにあっては、85,000円) 床面積の合計が25,000平方メートル以上 432,000円 (評価書面の添付がなされ たものにあっては、134,000円) 床面積の合計が50,000平方メートル以上 745,000円 (評価書面の添付がなされ たものにあっては、200,000円) 床面積の合計が50,000平方メートル以上の もの たものにあっては、200,000円) 保面積の合計が50,000平方メートル以上の もの にあっては、301,000円) (9) 認定を受けようとする建築物の一部が 住宅の用途に供するものである場合 について (1) 又は (2) の区分に 応じて定める額に、住宅の用途に供 する部分について (3)、(4)、	床面積の合計が50,000平方メートル以上の	859,000円 (評価書面の添付がなされ
住宅の用途に供するもので共同住宅又は 長屋住宅の場合(誘導併用基準の評価に よるもの) 床面積の合計が300平方メートル未満のも の たものにあっては、14,000円) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000 96,000円 (評価書面の添付がなされ たものにあっては、24,000円) 床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの たものにあっては、49,000円) 床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの たものにあっては、85,000円) 床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの たものにあっては、134,000円) 床面積の合計が25,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの たものにあっては、134,000円) 床面積の合計が55,000平方メートル以上 745,000円 (評価書面の添付がなされ たものにあっては、134,000円) 床面積の合計が50,000平方メートル以上の もの たものにあっては、200,000円) 床面積の合計が50,000平方メートル以上の もの たものにあっては、301,000円) 保面積の合計が50,000平方メートル以上の もの にあっては、200,000円) 保面積の合計が50,000平方メートル以上の もの にあっては、200,000円) 保面積の合計が50,000平方メートル以上の もの にあっては、301,000円) (9) 認定を受けようとする建築物の一部が 住宅の用途以外の用途に供する部分 について(1)又は(2)の区分に 応じて定める額に、住宅の用途に供 する部分について(3)、(4)、	もの	たものにあっては、301,000円)
長屋住宅の場合(誘導併用基準の評価に よるもの) 床面積の合計が300平方メートル未満のも の たものにあっては、14,000円) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000 96,000円(評価書面の添付がなされ でものにあっては、24,000円) 床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの たものにあっては、49,000円) 床面積の合計が5,000平方メートル以上 229,000円(評価書面の添付がなされ たものにあっては、49,000円) 床面積の合計が10,000平方メートル以上 229,000円(評価書面の添付がなされ たものにあっては、85,000円) 床面積の合計が10,000平方メートル以上 432,000円(評価書面の添付がなされ たものにあっては、134,000円) 床面積の合計が25,000平方メートル以上 745,000円(評価書面の添付がなされ たものにあっては、200,000円) 床面積の合計が50,000平方メートル以上の もの たものにあっては、301,000円) 保面積の合計が50,000平方メートル以上の ものにあっては、301,000円) 保面積の合計が50,000平方メートル以上の もの 1,338,000円(評価書面の添付がなされ たものにあっては、301,000円) 保証積の合計が50,000平方メートル以上の もの 200円(評価書面の添付がなされ たものにあっては、301,000円) 保証であっては、301,000円)	(8) 認定を受けようとする建築物の全部が	
よるもの)	住宅の用途に供するもので共同住宅又は	
床面積の合計が300平方メートル未満のもののにあっては、14,000円のではできれては、14,000円のではできまっては、14,000円のでできまった。	長屋住宅の場合(誘導併用基準の評価に	
の たものにあっては、14,000円) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000 96,000円(評価書面の添付がなされ でものにあっては、24,000円) 床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの たものにあっては、49,000円) 床面積の合計が5,000平方メートル以上 160,000円(評価書面の添付がなされ たものにあっては、49,000円) 床面積の合計が10,000平方メートル以上 229,000円(評価書面の添付がなされ たものにあっては、85,000円) 床面積の合計が10,000平方メートル以上 432,000円(評価書面の添付がなされ たものにあっては、134,000円) 床面積の合計が25,000平方メートル以上 745,000円(評価書面の添付がなされ たものにあっては、200,000円) 床面積の合計が50,000平方メートル以上の たものにあっては、301,000円) 床面積の合計が50,000平方メートル以上の たものにあっては、301,000円) 保面積の合計が50,000平方メートル以上の たものにあっては、301,000円) 保証で定める額に、住宅の用途に供する部分 について(1)又は(2)の区分に 応じて定める額に、住宅の用途に供する部分について(3)、(4)、	よるもの)	
床面積の合計が300平方メートル以上2,000 96,000円 (評価書面の添付がなされ	床面積の合計が300平方メートル未満のも	61,000円(評価書面の添付がなされ
平方メートル未満のもの	0	たものにあっては、14,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満のもの	床面積の合計が300平方メートル以上2,000	96,000円 (評価書面の添付がなされ
5,000平方メートル未満のものたものにあっては、49,000円)床面積の合計が5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満のもの229,000円 (評価書面の添付がなされ たものにあっては、85,000円)床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの432,000円 (評価書面の添付がなされ たものにあっては、134,000円)床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの745,000円 (評価書面の添付がなされ たものにあっては、200,000円)床面積の合計が50,000平方メートル以上の もの1,338,000円 (評価書面の添付がなされ たものにあっては、301,000円)(9) 認定を受けようとする建築物の一部が 住宅の用途に供するものである場合住宅の用途以外の用途に供する部分 について(1)又は(2)の区分に 応じて定める額に、住宅の用途に供 する部分について(3)、(4)、	平方メートル未満のもの	たものにあっては、24,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上 229,000円 (評価書面の添付がなされ	床面積の合計が2,000平方メートル以上	160,000円(評価書面の添付がなされ
10,000平方メートル未満のものたものにあっては、85,000円)床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの432,000円 (評価書面の添付がなされたりのであっては、134,000円)床面積の合計が25,000平方メートル以上 50,000平方メートル未満のもの745,000円 (評価書面の添付がなされたりのであっては、200,000円)床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの1,338,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、301,000円)(9) 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合住宅の用途以外の用途に供する部分について(1)又は(2)の区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分について(3)、(4)、	5,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、49,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満のもの たものにあっては、134,000円)	床面積の合計が5,000平方メートル以上	229,000円(評価書面の添付がなされ
25,000平方メートル未満のもの	10,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、85,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上 745,000円 (評価書面の添付がなされ 50,000平方メートル未満のもの たものにあっては、200,000円)	床面積の合計が10,000平方メートル以上	432,000円 (評価書面の添付がなされ
50,000平方メートル未満のものたものにあっては、200,000円)床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの1,338,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、301,000円)(9) 認定を受けようとする建築物の一部が住宅の用途に供するものである場合住宅の用途以外の用途に供する部分について(1)又は(2)の区分に応じて定める額に、住宅の用途に供する部分について(3)、(4)、	25,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、134,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上の	床面積の合計が25,000平方メートル以上	745,000円 (評価書面の添付がなされ
もの れたものにあっては、301,000円) (9) 認定を受けようとする建築物の一部が 住宅の用途以外の用途に供する部分 について(1)又は(2)の区分に 応じて定める額に、住宅の用途に供 する部分について(3)、(4)、	50,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、200,000円)
(9) 認定を受けようとする建築物の一部が 住宅の用途に供するものである場合 について(1)又は(2)の区分に 応じて定める額に、住宅の用途に供 する部分について(3)、(4)、	床面積の合計が50,000平方メートル以上の	1,338,000円(評価書面の添付がなさ
住宅の用途に供するものである場合 について (1) 又は (2) の区分に 応じて定める額に、住宅の用途に供 する部分について (3)、(4)、	もの	れたものにあっては、301,000円)
応じて定める額に、住宅の用途に供 する部分について(3)、(4)、	(9) 認定を受けようとする建築物の一部が	住宅の用途以外の用途に供する部分
する部分について(3)、(4)、	住宅の用途に供するものである場合	について(1)又は(2)の区分に
		応じて定める額に、住宅の用途に供
(5)、(6)、(7)又は(8)		する部分について(3)、(4)、
		(5)、 (6) 、 (7) 又は (8)

	の区分に応じて定める額を加算した
	額
(10) 都市の低炭素化の促進に関する法律	4,800円
第53条第2項第3号に掲げる事項のみ	
を変更する場合	

備考

- 1 この表において標準入力法・主要室入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「基準省令」という。)第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の適合性を評価する方法並びに同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できると認める方法をいう。
- 2 この表においてモデル建物法等とは、基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)の適合性を評価する方法並びに同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できると認める方法(同号イ(2)及びロ(2)の方法と同等と認められるものに限る。)をいう。
- 3 この表において評価書面とは、次に定めるものをいう。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面(住宅部分の認定に限る。)
 - (2) 建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面
 - (3) 建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関であり、かつ、 登録住宅性能評価機関であるものが認定の申請に係る建築物の性能を適正と評 価した書面
 - (4) その他市長が認める機関が認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書 面
- 4 認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更をする場合(別表の2の17の2の 項において算出する場合を含む。)の床面積の合計は、当該計画の変更に係る床面 積の合計に2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面 積)とする。
- 5 この表において誘導仕様基準とは、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2) に掲げる基準をいう。
- 6 この表において誘導併用基準とは、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2) に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準をいう。

別表アの3の2の表を次のように改める。

別表アの3の2 建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料

区分	手数料の額
(1) 建築物エネルギー消費性能適合性判	
定を受けようとする建築物の全部が住	

宅の用途以外の用途に供するもので工	
場等の用途以外の場合(標準入力法・	
主要室入力法の評価によるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満の	242,000円
もの	212,00011
床面積の合計が300平方メートル以上	300,000円
1,000平方メートル未満のもの	300, 300, 1
床面積の合計が1,000平方メートル以上	383,000円
2,000平方メートル未満のもの	330, 3301,
床面積の合計が2,000平方メートル以上	541,000円
5,000平方メートル未満のもの	011,000,1
床面積の合計が5,000平方メートル以上	663,000円
10,000平方メートル未満のもの	, , ,
床面積の合計が10,000平方メートル以上	781,000円
25,000平方メートル未満のもの	·
床面積の合計が25,000平方メートル以上	889,000円
50,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が50,000平方メートル以上	1, 105, 000円
のもの	
(2) 建築物エネルギー消費性能適合性	
判定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途以外の用途に供するもので	
工場等の用途以外の場合(モデル建物	
法等の評価によるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満の	94,000円
もの	
床面積の合計が300平方メートル以上	118,000円
1,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が1,000平方メートル以上	153,000円
2,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が2,000平方メートル以上	244,000円
5,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が5,000平方メートル以上	316,000円
10,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が10,000平方メートル以上	378,000円
25,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が25,000平方メートル以上	443,000円
50,000平方メートル未満のもの	

床面積の合計が 50,000 平方メートル以	572,000円
上のもの	
(3) 建築物エネルギー消費性能適合性判	
定を受けようとする建築物の全部が住	
宅の用途以外の用途に供するもので工	
場等の用途の場合(標準入力法・主要	
室入力法の評価によるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満の	26,000円
5 0	,
床面積の合計が300平方メートル以上	34,000円
1,000平方メートル未満のもの	, , .
床面積の合計が1,000平方メートル以上	46,000円
2,000平方メートル未満のもの	,
床面積の合計が2,000平方メートル以上	105,000円
5,000平方メートル未満のもの	,
床面積の合計が5,000平方メートル以上	154,000円
10,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が10,000平方メートル以上	190,000円
25,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が25,000平方メートル以上	234,000円
50,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が50,000平方メートル以上	323,000円
のもの	
(4) 建築物エネルギー消費性能適合性判	
定を受けようとする建築物の全部が住	
宅の用途以外の用途に供するもので工	
場等の用途の場合(標準入力法・主要	
室入力法以外の評価によるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満の	22,000円
もの	
床面積の合計が300平方メートル以上	29,000円
1,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が1,000平方メートル以上	41,000円
2,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が2,000平方メートル以上	98,000円
5,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が5,000平方メートル以上	147,000円
10,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が10,000平方メートル以上	182,000円

25 000 東キュートル 土港の ナの	
25,000平方メートル未満のもの	004 000
床面積の合計が25,000平方メートル以上	224,000円
50,000平方メートル未満のもの	244.202
床面積の合計が50,000平方メートル以上	311,000円
のもの	
(5) 建築物エネルギー消費性能適合性判	
定を受けようとする建築物の全部が住	
宅の用途に供するもので一戸建ての住	
宅である場合(仕様基準及び併用基準	
以外の評価によるもの)	
床面積の合計が200平方メートル未満の	44,000円
もの	
床面積の合計が200平方メートル以上の	48,000円
もの	
(6) 建築物エネルギー消費性能適合性判	
定を受けようとする建築物の全部が住	
宅の用途に供するもので一戸建ての住	
宅である場合(仕様基準の評価による	
₹ Ø)	
床面積の合計が200平方メートル未満の	23,000円
150	20,0001,
床面積の合計が200平方メートル以上の	24,000円
150	21,0001,
(7) 建築物エネルギー消費性能適合性判	
定を受けようとする建築物の全部が住	
宅の用途に供するもので一戸建ての住	
宅である場合(併用基準の評価による	
もの)	
床面積の合計が200平方メートル未満の	34,000円
もの	01,000,1
床面積の合計が200平方メートル以上の	36,000円
もの	50,00011
(8) 建築物エネルギー消費性能適合性判	
定を受けようとする建築物の全部が住	
宅の用途に供するもので共同住宅又は	
長屋住宅の場合(仕様基準及び併用基	
選以外の評価によるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満の	80,000円
	00,000 <u>H</u>
もの	

床面積の合計が300平方メートル以上	126 000⊞
2,000平方メートル未満のもの	126,000円
	207 000
床面積の合計が2,000平方メートル以上	207, 000円
5,000平方メートル未満のもの	000 000
床面積の合計が5,000平方メートル以上	293, 000円
10,000平方メートル未満のもの	500 000 H
床面積の合計が10,000平方メートル以上	566,000円
25,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が25,000平方メートル以上	992,000円
50,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が50,000平方メートル以上	1,815,000円
のもの	
(9) 建築物エネルギー消費性能適合性判	
定を受けようとする建築物の全部が住	
宅の用途に供するもので共同住宅又は	
長屋住宅の場合(仕様基準の評価によ	
るもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満の	38,000円
もの	
床面積の合計が300平方メートル以上	62,000円
2,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が2,000平方メートル以上	109,000円
5,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が5,000平方メートル以上	162,000円
10,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が10,000平方メートル以上	292,000円
25,000平方メートル未満のもの	,
床面積の合計が25,000平方メートル以上	491,000円
50,000平方メートル未満のもの	, , ,
床面積の合計が50,000平方メートル以上	857,000円
050	331,3331,3
(10) 建築物エネルギー消費性能適合性	
判定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途に供するもので共同住宅又	
は長屋住宅の場合(併用基準の評価に	
よるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満の	59,000円
大国領の自計が300千万人一下ル本個の	59, 000円
	04 000
床面積の合計が300平方メートル以上	94,000円

2,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が2,000平方メートル以上	158,000円
5,000平方メートル未満のもの	100, 0001,
床面積の合計が5,000平方メートル以上	227,000円
10,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が10,000平方メートル以上	430,000円
25,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が25,000平方メートル以上	743,000円
50,000平方メートル未満のもの	
床面積の合計が50,000平方メートル以上	1, 336, 000円
のもの	
(11) 建築物エネルギー消費性能適合性	住宅の用途以外の用途に供する部分に
判定を受けようとする建築物の一部が	ついて(1)、(2)、(3)又は
住宅の用途に供するものである場合	(4)の区分に応じて定める額に、住
	宅の用途に供する部分について次に掲
	げる区分に応じて定める額を加算した
	額
アー戸建ての住宅である場合(仕様基	
準及び併用基準以外の評価によるも	
0)	
床面積の合計が200平方メートル未満の	44,000円 (評価書面の添付がなされた
\$0	ものにあっては、6,600円)
床面積の合計が200平方メートル以上の	48,000円 (評価書面の添付がなされた
\$0	ものにあっては、6,600円)
イー戸建ての住宅である場合(仕様基	
準の評価によるもの)	99 000円 (芸伊事子の海はぶかとした
床面積の合計が200平方メートル未満の	23,000円 (評価書面の添付がなされた
もの	ものにあっては、6,600円)
床面積の合計が200平方メートル以上の	24,000円 (評価書面の添付がなされた 1,000円)
	ものにあっては、6,600円)
7 77 11 77 11 77	34 000円 (評価書面の添付がかされた
	,
	, , , , ,
	•
	0.2120, 2 (18) 0,00011/
トルは上のもの ウ 一戸建ての住宅である場合(併用基準の評価によるもの) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 床面積の合計が200平方メートル以上のもの エ 共同住宅又は長屋住宅の場合(仕様基準及び併用基準以外の評価によるもの)	24,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、6,600円) 34,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、6,600円) 36,000円 (評価書面の添付がなされたものにあっては、6,600円)

4	
床面積の合計が300平方メートル未満の	80,000円 (評価書面の添付がなされた
もの	ものにあっては、11,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上	126,000円 (評価書面の添付がなされた
2,000平方メートル未満のもの	ものにあっては、22,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上	207,000円 (評価書面の添付がなされた
5,000平方メートル未満のもの	ものにあっては、47,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上	293,000円(評価書面の添付がなされた
10,000平方メートル未満のもの	ものにあっては、83,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上	566,000円 (評価書面の添付がなされた
25,000平方メートル未満のもの	ものにあっては、132,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上	992,000円(評価書面の添付がなされた
50,000平方メートル未満のもの	ものにあっては、198,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上	1,815,000円(評価書面の添付がなされ
のもの	たものにあっては、299,000円)
オ 共同住宅又は長屋住宅の場合(仕様	
基準の評価によるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満の	38,000円(評価書面の添付がなされた
もの	ものにあっては、11,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上	62,000円(評価書面の添付がなされた
2,000平方メートル未満のもの	ものにあっては、22,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上	109,000円(評価書面の添付がなされた
5,000平方メートル未満のもの	ものにあっては、47,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上	162,000円(評価書面の添付がなされた
10,000平方メートル未満のもの	ものにあっては、83,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上	292,000円(評価書面の添付がなされた
25,000平方メートル未満のもの	ものにあっては、132,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上	491,000円(評価書面の添付がなされた
50,000平方メートル未満のもの	ものにあっては、198,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上	857,000円 (評価書面の添付がなされた
のもの	ものにあっては、299,000円)
カ 共同住宅又は長屋住宅の場合(併用	
基準の評価によるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満の	59,000円 (評価書面の添付がなされた
もの	ものにあっては、11,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上	94,000円 (評価書面の添付がなされた
2,000平方メートル未満のもの	ものにあっては、22,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上	158,000円(評価書面の添付がなされた
5,000平方メートル未満のもの	ものにあっては、47,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上	227,000円(評価書面の添付がなされた
, A	, , . (F) IM I I I - MINI 10 G C NOTC

10,000平方メートル未満のもの	ものにあっては、83,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上	430,000円 (評価書面の添付がなされた
25,000平方メートル未満のもの	ものにあっては、132,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上	743,000円(評価書面の添付がなされた
50,000平方メートル未満のもの	ものにあっては、198,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上	1,336,000円(評価書面の添付がなされ
のもの	たものにあっては、299,000円)

備考

- 1 この表において工場等とは、工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの 使用の状況に関してこれらに類するものをいう。
- 2 この表において標準入力法・主要室入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準 等を定める省令(以下この表において「基準省令」という。)第1条第1項第1号 イの適合性を評価する方法及び同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー 消費性能を適切に評価できると認める方法をいう。
- 3 この表においてモデル建物法等とは、基準省令第1条第1項第1号ロの適合性を 評価する方法及び同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適 切に評価できると認める方法(同号ロの方法と同等と認められるものに限る。)を いう。
- 4 建築物エネルギー消費性能適合性判定の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号の区分に定める面積について算定する。
 - (1) 建築物を新築、増築又は改築をする場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該 建築物の床面積(建築物を増築又は改築する場合は、当該増築又は改築をする部 分の床面積)
 - (2) 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更をする場合 当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
- 5 この表において仕様基準とは、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2) に掲げる基準(同号イただし書の国土交通大臣が定める基準に適合する住宅にあっ ては、同号ロ(2)に掲げる基準)をいう。
- 6 この表において併用基準とは、基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2) に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準をいう。
- 7 別表の2の20の項において、別表の2の17の3の項の規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積の2分の1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)とする。
- 8 この表において評価書面とは、登録住宅性能評価機関又は登録建築物エネルギー 消費性能判定機関が、建築物省エネ法第11条第1項又は第12項第2項の規定に 基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに同法第11条第2項又は第12

条第3項の規定に基づく変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る住戸又は建築物の全部について、同法第10条第1項に規定する基準に適合すると評価した書面とする。

別表アの4の表を次のように改める。

別表アの4 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料

	四岁加足中明丁数47
区分	手数料の額
(1) 認定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途以外の用途に供するものであ	
る場合(標準入力法・主要室入力法の評	
価によるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満のも	242,000円(評価書面の添付がなされ
\mathcal{O}	たものにあっては、12,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上1,000	300,000円 (評価書面の添付がなされ
平方メートル未満のもの	たものにあっては、19,000円)
床面積の合計が1,000平方メートル以上	383,000円 (評価書面の添付がなされ
2,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、30,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上	541,000円 (評価書面の添付がなされ
5,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、83,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上	663,000円 (評価書面の添付がなされ
10,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、130,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上	781,000円(評価書面の添付がなされ
25,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、164,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上	889,000円(評価書面の添付がなされ
50,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、204,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上の	1,105,000円(評価書面の添付がなさ
<i>50</i>	れたものにあっては、284,000円)
(2) 認定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途以外の用途に供するものであ	
る場合(モデル建物法等の評価によるも	
の)	
床面積の合計が300平方メートル未満のも	94,000円(評価書面の添付がなされ
Ø	たものにあっては、12,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上1,000	118,000円(評価書面の添付がなされ
平方メートル未満のもの	たものにあっては、19,000円)
床面積の合計が1,000平方メートル以上	153,000円(評価書面の添付がなされ
2,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、30,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上	244,000円(評価書面の添付がなされ
5,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、83,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上	316,000円(評価書面の添付がなされ

10,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、130,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上	378,000円(評価書面の添付がなされ
25,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、164,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上	443,000円(評価書面の添付がなされ
50,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、204,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上の	572,000円(評価書面の添付がなされ
もの	たものにあっては、284,000円)
(3) 認定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途に供するもので一戸建ての住	
宅である場合(誘導仕様基準及び誘導併	
用基準以外の評価によるもの)	
床面積の合計が200平方メートル未満のも	44,000円 (評価書面の添付がなされ
Ø	たものにあっては、6,600円)
床面積の合計が200平方メートル以上のも	48,000円(評価書面の添付がなされ
Ø	たものにあっては、6,600円)
(4) 認定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途に供するもので一戸建ての住	
宅である場合(誘導仕様基準の評価によ	
るもの)	
床面積の合計が200平方メートル未満のも	23,000円(評価書面の添付がなされ
Ø	たものにあっては、6,600円)
床面積の合計が200平方メートル以上のも	24,000円(評価書面の添付がなされ
の	たものにあっては、6,600円)
(5) 認定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途に供するもので一戸建ての住	
宅である場合(誘導併用基準の評価によ	
るもの)	
床面積の合計が200平方メートル未満のも	34,000円(評価書面の添付がなされ
σ	たものにあっては、6,600円)
床面積の合計が200平方メートル以上のも	36,000円(評価書面の添付がなされ
σ	たものにあっては、6,600円)
(6) 認定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途に供するもので共同住宅又は	
長屋住宅の場合(誘導仕様基準及び誘導	
併用基準以外の評価によるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満のも	80,000円 (評価書面の添付がなされ
Ø	たものにあっては、11,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上2,000	126,000円(評価書面の添付がなされ
平方メートル未満のもの	たものにあっては、22,000円)

床面積の合計が2,000平方メートル以上	207,000円(評価書面の添付がなされ
5,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、47,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上	293,000円(評価書面の添付がなされ
10,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、83,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上	566,000円(評価書面の添付がなされ
25,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、132,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上	992,000円(評価書面の添付がなされ
50,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、198,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上の	1,815,000円(評価書面の添付がなさ
もの	れたものにあっては、299,000円)
(7) 認定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途に供するもので共同住宅又は	
長屋住宅の場合(誘導仕様基準の評価に	
よるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満のも	38,000円 (評価書面の添付がなされ
0	たものにあっては、11,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上2,000	62,000円 (評価書面の添付がなされ
平方メートル未満のもの	たものにあっては、22,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上	109,000円(評価書面の添付がなされ
5,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、47,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上	162,000円(評価書面の添付がなされ
10,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、83,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上	292,000円(評価書面の添付がなされ
25,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、132,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上	491,000円(評価書面の添付がなされ
50,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、198,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上の	857,000円(評価書面の添付がなされ
<i>€0</i>	たものにあっては、299,000円)
(8) 認定を受けようとする建築物の全部が	
住宅の用途に供するもので共同住宅又は	
長屋住宅の場合(誘導併用基準の評価に	
よるもの)	
床面積の合計が300平方メートル未満のも	59,000円 (評価書面の添付がなされ
Ø	たものにあっては、11,000円)
床面積の合計が300平方メートル以上2,000	94,000円 (評価書面の添付がなされ
平方メートル未満のもの	たものにあっては、22,000円)
床面積の合計が2,000平方メートル以上	158,000円 (評価書面の添付がなされ
5,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、47,000円)
床面積の合計が5,000平方メートル以上	227,000円 (評価書面の添付がなされ
	/ + + + 1 4 / F I I I I I I I I I I I I I I I I I I

10,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、83,000円)
床面積の合計が10,000平方メートル以上	430,000円 (評価書面の添付がなされ
25,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、132,000円)
床面積の合計が25,000平方メートル以上	743,000円(評価書面の添付がなされ
50,000平方メートル未満のもの	たものにあっては、198,000円)
床面積の合計が50,000平方メートル以上の	1,336,000円(評価書面の添付がなさ
もの	れたものにあっては、299,000円)
(9) 認定を受けようとする建築物の一部が	住宅の用途以外の用途に供する部分
住宅の用途に供するものである場合	について(1)又は(2)の区分に
	応じて定める額に、住宅の用途に供
	する部分について(3)、(4)、
	(5)、(6)、(7)又は(8)
	の区分に応じて定める額を加算した
	額
(10) 建築物省エネ法第29条第2項第3	4,800円
号に掲げる事項のみを変更する場合	

備考

- 1 この表において標準入力法・主要室入力法とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(以下この表において「基準省令」という。)第10条第1号イ(1)及び同号ロ(1)の適合性を評価する方法並びに同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できると認める方法をいう。
- 2 この表においてモデル建物法等とは、基準省令第10条第1号イ(2)及び同号口(2)の適合性を評価する方法並びに同号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できると認める方法(同号イ(2)及び口(2)の方法と同等と認められるものに限る。)をいう。
- 3 この表において評価書面とは、次に定めるものをいう。
 - (1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関が認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面(住宅部分の認定に限る。)
 - (2) 建築物省エネ法第14条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面
 - (3) 登録住宅性能評価機関であり、かつ、登録建築物エネルギー消費性能判定機関であるものが認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面
 - (4) その他市長が認める機関が認定の申請に係る建築物の性能を適正と評価した書面
- 4 別表の2の19の項ア(別表の2の21の項において算定する場合を含む。)の 規定により算定する場合における床面積の合計は、当該建築物エネルギー消費性能 向上計画の変更(別表の2の21の項においては、軽微な変更)に係る部分の床面

積の合計の2分の1 (床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面 積)とする。

- 5 この表において誘導仕様基準とは、基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2) に掲げる基準をいう。
- 6 この表において誘導併用基準とは、基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2) に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準をいう。

別表アの5の表を削る。

別表の3の表を次のように改める。

3 許可、認定、審査、検査、承認等に係る手数料(建築基準法に基づくものに限る。)

' 	נו בו, וו	た、番笡、快笡、 外配寺に保る士	数件(是来圣 <u>年</u> 仏)	
		事務の根拠法令	手数料の名称	手数料の額
	1	建築基準法第6条第1項(同法 第87条第1項において準用す る場合を含む。)の規定に基づ く建築物に関する確認の申請又 は同法第18条第2項(同法第 87条第1項において準用する 場合を含む。)の規定に基づく 建築物の計画の通知に対する審 査	確認申請又は計	別表イのとおり
	2	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査	.,	
			イ 確認を受け、又は適かのでは、 と認識の はいまない はい ない ない ない ない ない ない はい ない はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	17,000円 (小荷物専用昇降 機については、 6,900円)

	T		1
3	建築基準法第88条第1項若し くは第2項において準用する同 法第6条第1項の規定に基づく 工作物に関する確認の申請又は 同法第88条第1項若しくは第 2項において準用する同法第1 8条第2項の規定に基づく工作 物の計画の通知に対する審査	工作物に関する 確認申請又は計 画通知審査手数 ア 工作物を築 造 イに掲げる 場 合 を く。)	一の工作物につき 25,000円
		イ 確認を受 け、又は適合 すると認めら れた工作物の 計画の工作物を して工作物を 集造する場合	16,000円
4	7の項に規定する建築物以外 の建築物に関する建築基準法 第7条第1項の規定に基づく 完了検査の申請又は同法第1 8条第20項の規定に基づく 完了の通知に対する審査	建築物に関す る完了検査申 請又は完了通 知審査手数料	別表才のとおり
5	の建築設備に関する建築基準		32,000円

6	建築基準法第88条第1項若 しくは第2項において準用する同法第7条第1項の規定に 基づく工作物に関する完全 査の申請又は同法第8条条第 1項若しくは第2項において 準用する同法第18条第20 項の規定に基づく完了の通知 に対する審査	る完了検査申	一の工作物につき 27,000円
7	建築基準法第7条の3第1項 の特定工程に係る建築物に関 する同法第7条第1項の規定 に基づく完了検査の申請又は 同法第18条第20項の規定 に基づく完了の通知に対する 審査	る建築物に関 する完了検査	別表力のとおり
8	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3第1項の特定工程に係る昇降機に関する同法第87条の4に対する同法第同法第7条第1項の規定に基づく完了の通知に対する審査	る昇降機に関	
9	建築基準法第7条の3第1項 の規定に基づく建築物に関す る中間検査の申請又は同法第 18条第28項の規定に基づ く通知に対する審査	る中間検査申 請又は特定工	別表キのとおり

1 0	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条の3 第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請又は同法第87条の4において準用する同法第18条第28項の規定に基づく通知に対する審査	建ないます。要ないでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	一の建築設備につき 28,000円 (小荷物専用昇降 機については、 17,000円)
1 1	建築基準法第88条第1項若 しくは第2項において準用 る同法第7条の3第1項の規 定に基づく工作物に関する8 定に基づく工作物に関第88 定に基づくは第2項を は第1項若しくは第2項に を第1項する同法第18条 28項の規定に基づく通知に 対する審査	工作物間は保える情報を通ります。とは、大学では、大学では、大学をできます。	一の工作物につき 20,000円
1 2	建築基準法第7条の6第1項 第1号若しくは第2号又は同 法第18条第38項第1号若 と第2号(これらの規定 を同法第87条の4又は第8 8条第1項若しくは第2項 おいて準用する場合を おいて準用する場合を む。)の規定に基づく仮使 の認定の申請に対する審査	検査をける を対しる を対しる を対しる を制定 を制定 を制定 を制定 を制定 を制定 を制定 を制定	130,000円
1 2 O 2	建築基準法第43条第2項第1 号の規定に基づく認定の申請に 対する審査	建築物の敷地と 道路との関係の 認定申請手数料	32,000円
1 3	建築基準法第43条第2項第2 号の規定に基づく建築の許可の 申請に対する審査	建築物の敷地と 道路との関係の 建築許可申請手 数料	37,000円

1 4	建築基準法第44条第1項第2 号の規定に基づく建築の許可の 申請に対する審査	公衆便所等の道 路内における建 築許可申請手数 料	37,000円
1 5	建築基準法第44条第1項第3 号の規定に基づく建築の認定の 申請に対する審査	道路内における 建築認定申請手 数料	32,000円
1 6	建築基準法第44条第1項第4 号の規定に基づく建築の許可の 申請に対する審査	公共用歩廊等の 道路内における 建築許可申請手 数料	160,000円
1 7	建築基準法第47条ただし書の 規定に基づく建築の許可の申請 に対する審査	壁面線外におけ る建築許可申請 手数料	160,000円
1 8	建築基準法第48条第1項ただ し書、第2項ただし書、第3項 ただし書、第4項ただ可書、第6項 方項ただし書、第6項ただ項 書、第7項をでし書、第12項 だし書、第11項 でし書、第12項 ででし書、第11項 ででし書、第12項 ででし書、第13項 ででし書、第14項 ででし書、第14項 ででし書、第14項 ででし書、第14項 ででしま、第14項 ででしまでである場合を含む。可 は第3項又は第8条第2項 は第3項又は第8条第2に おいて準用する場合をの許可 の規定に基づ 申請に対する審査	用途地域等における建築等許可申請手数料	170,000円 (建築基準法第4 8条第16項第1 号に該当する場合 にあっては100,000 円、同項第2号に 該当する場合にあっては140,000円)
1 9	建築基準法第51条ただし書 (同法第87条第2項若しくは 第3項又は第88条第2項にお いて準用する場合を含む。)の 規定に基づく特殊建築物等の敷 地の位置の許可の申請に対する 審査	特殊建築物等敷 地許可申請手数 料	160,000円

		T	
1 9 Ø 2	建築基準法第52条第6項第3 号の規定に基づく建築物の容積 率に関する認定の申請に関する 審査	建築物の容積率 の特例認定申請 手数料	32,000円
2 0	建築基準法第52条第10項、 第11項又は第14項の規定に 基づく建築物の容積率に関する 特例の許可の申請に対する審査	建築物の容積率 の特例許可申請 手数料	160,000円
2 0 Ø 2	建築基準法第53条第4項又は 第5項の規定に基づく建築物の 建蔽率に関する特例に係る許可 の申請に対する審査	建築物の建蔽率 に関する制限の 特例に係る許可 申請手数料	37,000円
2 1	建築基準法第53条第6項第3 号の規定に基づく建築物の建蔽 率に関する制限の適用除外に係 る許可の申請に対する審査	建築物の建蔽率 に関する制限の 適用除外に係る 許可申請手数料	37,000円
2 2	建築基準法第53条の2第1項 第3号又は第4号(法第57条 の5第3項において準用する場 合を含む。)の規定に基づく建 築物の敷地面積の許可の申請に 対する審査	建築物の敷地面 積の許可申請手 数料	160,000円
2 3	建築基準法第55条第2項の規 定に基づく建築物の高さに関す る特例の認定の申請に対する審 査	建築物の高さの 特例認定申請手 数料	32,000円
2 4	建築基準法第55条第3項又は 第4項各号の規定に基づく建築 物の高さの許可の申請に対する 審査	建築物の高さの 許可申請手数料	160,000円
2 4 Ø 2	地域再生法(平成17年法律第24 号)の規定により読み替えて適 用される法第55条第4項第2 号の規定に基づく建築物の高さ	地域再生法により読み替えて適 用される建築物 の高さの認定申	32,000円

	に関する特例の認定の申請に対 する審査	請手数料	
2 5	建築基準法第56条の2第1項 ただし書の規定に基づく建築物 の高さの許可の申請に対する審 査	日影による建築 物の高さの特例 許可申請手数料	160,000円
2 6	建築基準法第57条第1項の規 定に基づく建築物の高さに関す る制限の適用除外に係る認定の 申請に対する審査	高架の工作物内 に設ける建築物 の高さに関する 制限の適用除外 に係る認定申請 手数料	32,000円
2 6 O 2	建築基準法第58条第2項の規 定に基づく建築物の高さの最高 限度に関する特例の許可の申請 に対する審査	高度地区における建築物の各部分の高さの特例 許可申請手数料	160,000円
2 7	建築基準法第59条第1項第3 号の規定に基づく建築物の容積 率、建蔽率、建築面積又は壁面 の位置に関する特例の許可の申 請に対する審査	高度利用地区に おける建築物の 容積率、建築面積 率、建築面積又 は壁面の位置の 特例許可申請手 数料	160,000円
2 8	建築基準法第59条第4項の規 定に基づく建築物の各部分の高 さの許可の申請に対する審査	高度利用地区に おける建築物の 各部分の高さの 許可申請手数料	160,000円
2 9	建築基準法第59条の2第1項 の規定に基づく建築物の容積率 又は各部分の高さに関する特例 の許可の申請に対する審査	敷地内に広い空 地を有する建築 物の容積率又は 各部分の高さの 特例許可申請手 数料	160,000円

	T		
3 0	建築基準法第68条の3第1項の規定に基づく建築物の容積率、同条第2項の規定に基づく建築物の建廠率又は同条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	再開発等促進区 実は進区の 等促進区の な建築物 でででする でですででする でです ででです ででする ででです でですです ででする ででする ででする ででする ででする でですです ででする ででする ででする ででする でで	32,000円
3 1	建築基準法第68条の3第4項 の規定に基づく建築物の各部分 の高さの許可の申請に対する審 査	再開発等促進区 又は沿道再開発 等促進区の区域 における建築物 の各部分の高さ の許可申請手数 料	160,000円
3 1 Ø 2	建築基準法第68条の3第7項 の規定に基づく建築物の用途地 域等に関する制限の適用除外に 係る認定の申請に対する審査	開発整備促進区 の区域における 建築物の用途地 域等に関する制 限の適用除外に 係る認定申請手 数料	32,000円
3 2	建築基準法第68条の4の規定 に基づく建築物の容積率に関す る制限の適用除外に係る認定の 申請に対する審査	建築あるでは、これのでは	32,000円

3 2 Ø 2	建築基準法第68条の5の2の 規定に基づく建築物の容積率に 関する特例の認定の申請に対す る審査	防災街区整備地 区計画の区域に おける建築物の 容積率に関する 特例認定申請手 数料	32,000円
3 3	建築基準法第68条の5の3第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	高度利用と都市 機能の更新計計を の区域の名 を の区域の名 のの を り の り り り り り り り り り り り り り り り	160,000円
3 4	建築基準法第68条の5の5第 1項の規定に基づく建築物の容 積率に関する制限の適用除外に 係る認定の申請に対する審査	区域の特性に応 の特さ、 が高 いた が を が を が を が を が を が る を き り る り る り る り る り る り る り る り る り る り	32,000円
3 5	建築基準法第68条の5の5第2項の規定に基づく建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	区域の特さ、でででは、ででででででででででででででででででででででででででできます。これでででででででででいる。これでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	32,000円

3 6	建築基準法第68条の5の6の 規定に基づく建築物の建蔽率に 関する特例の認定の申請に対す る審査	地区計画等の区 域内における建 築物の建蔽率に 関する特例に係 る認定申請手数 料	32,000円
3 7	建築基準法第68条の7第5項 の規定に基づく建築物の容積率 に関する特例の許可の申請に対 する審査	予定道路に係る 建築物の容積率 の特例許可申請 手数料	160,000円
3 8	建築基準法第85条第6項の規 定に基づく仮設興行場等の建築 の許可の申請に対する審査	仮設建築物建築 許可申請手数料	140,000円
3 8 Ø 2	建築基準法第85条第7項の規 定に基づく仮設興行場等の建築 の許可の申請に対する審査	仮設興行場等で 1年を超えて使 用する場合の建 築許可申請手数 料	160,000円
3 9	建築基準法第86条第1項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	総合的設計によ る一団地の建築 物の特例認定申 請手数料	建築物の数が1又 は2である場合に あっては85,000 円、建築物の数が 3以上である場合 にあっては85,000 円に2を超える建 築物の数に26,000 円を乗じて得た額 を加算した額
4 0	建築基準法第86条第2項の規 定に基づく2以上の建築物に関 する特例の認定の申請に対する 審査	既存建築物を前 提とした総合的 設計による建築 物の特例認定申 請手数料	建築物(建築等を 行わない既存建築 物を除く。以下こ の項及び42の項 において同じ。) の数が1である場 合 に あ っ て は

	T		T
			85,000円、建築物の数が2以上である場合にあっては 85,000円に1を超える建築物の数に 26,000円を乗じて 得た額を加算した 額
4 1	建築基準法第86条第3項の規定に基づく1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広い空地を一を し、かつ、の 模以上の が設計に がいまい がいまい がいまり がいる がい はい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい がい	建築物の数が1又 は2である場合に あっては220,000 円、建築物の数が 3以上では220,000 円に2を超える建 築物の数に26,000 円を乗じて得た額 を加算した額
4 2	建築基準法第86条第4項の規定に基づく2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査	広し規の区物総し建び率 が以りで前的設物等高 が上のでがよりでがいる。 がよりでがいるがある。 がいよりでがいるがある。 を一面地建しかよ例容特別 がいよりである。 を一面地建しかよりのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	建築物の数が1で は220,000円、 は220,000円、 物の数が2以ある場合に は220,000円に 超える建築物の に26,000円を でて を 数に 26,000円 た額 を た額
4 3	建築基準法第86条の2第1項 の規定に基づく建築物の認定の 申請に対する審査	建築物の認定申 請手数料	建築物(一敷地内認定建築物の外の内認定建築物の物地内の内認定建築物の増築を行う建築物の増築を行う建築物に限る。以下この項におび44の項にお

			いて同じ。)の数 が1である場合に あっては85,000 円、建築物の数が 2以上である場合 にあっては85,000 円に1を超える建 築物の数に26,000 円を乗じて得た額 を加算した額
4 4	建築基準法第86条の2第2項 の規定に基づく建築物の容積率 又は各部分の高さに関する特例 の許可の申請に対する審査	広い空地を有す る建築物の特例 及び建築物の容 積率、高さの特 例許可申請手数 料	建築物の数が1で ある場合にあって は220,000円、建築 物の数が2以上で ある場合にあって は220,000円に1を 超える建築物の に26,000円を乗じ て得た額を加算し た額
4 5	建築基準法第86条の2第3項の規定に基づく建築物の許可の申請に対する審査	建築物の許可申請手数料	建許新許等限にの合20,000年 物建工築う以て1あ円2に円物一物建下同でっ、以あに円物でであるは数にのが合220,000年 220,000年 26,0

4 6	建築基準法第86条の5第1項 の規定に基づく1又は2以上の 建築物の認定若しくは許可の取 消しの申請に対する審査	建築物の認定若	7,000円に現に存する建築物の数に 12,000円を乗じて 得た額を加算した 額
4 7	建築基準法第86条の6第2項の規定に基づく建築物の容積率、建蔽率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	一団関連の住宅をである。一世のは、一世のは、一世のでは、一世のは、一世のでは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世の	32,000円
4 8	建築基準法第86条の8第1項 の規定に基づく全体計画の認定 の申請に対する審査	既存の一の建築 物について2以 上の工事に分け て工事を行う場 合の全体計画に 関する認定手数 料	32,000円
4 9	建築基準法第86条の8第3項 の規定に基づく全体計画の変更 の認定の申請に対する審査		32,000円
5 0	建築基準法第87条の2第1項 の規定に基づく全体計画の認定 の申請に対する審査	既存の一の建築物について2以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合の全体計画に関する認定手数	32,000円

		料	
5 1	建築基準法第87条の2第2項 において準用する同法第86条 の8第3項の規定に基づく全体 計画の変更の認定の申請に対す る審査	既存の一の建築 物について2以 上の工事に分け て用途変更に伴 う工事を行う場 合の全体計画の 変更に関する認 定手数料	32, 000円
5 2	建築基準法第87条の3第6項 の規定に基づく一時的に他の用 途での使用の許可の申請に対す る審査	一時的に他の用 途での使用に関 する許可申請手 数料	140,000円
5 3	建築基準法第87条の3第7項 の規定に基づく一時的に他の用 途での使用の許可の申請に対す る審査	一時的に他の用 途での使用で1 年を超える場合 に関する許可申 請手数料	160,000円
5 4	建築基準法施行令(昭和25年政 令第338号)第131条の2第 2項又は第3項の規定に基づく 前面道路に係る認定の申請に対 する審査	前面道路とみな す道路等とする 場合に関する認 定申請手数料	32,000円
5 5	建築基準法施行令第137条の 12第6項の規定に基づく大規 模の修繕又は大規模の模様替に 係る認定の申請に対する審査	接道義務の既存 不適格認定申請 手数料	32,000円
5 6	建築基準法施行令第137条の 12第7項の規定に基づく大規 模の修繕又は大規模の模様替に 係る認定の申請に対する審査	道路内建築制限 の既存不適格認 定申請手数料	32,000円

別表イの表を次のように改める。

別表イ 建築物に関する確認申請手数料

床面積の合計	手数料の額
(1) (2) に掲げる場合以外の場合	
30平方メートル以内のもの	18,000円
	(構造計算書の添付を要しないものに
	あっては、17,000円)
30平方メートルを超え、100平方メートル	27,000円
以内のもの	(構造計算書の添付を要しないものに
	あっては、26,000円)
100平方メートルを超え、200平方メート	41,000円
ル以内のもの	(構造計算書の添付を要しないものに
	あっては、37,000円)
200平方メートルを超え、300平方メート	46,000円
ル以内のもの	(構造計算書の添付を要しないもの
	にあっては、40,000円)
300平方メートルを超え、500平方メート	55,000円
ル以内のもの	
500平方メートルを超え、1,000平方メー	96,000円
トル以内のもの	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メ	150,000円
ートル以内のもの	
2,000平方メートルを超え、5,000平方メ	240,000円
ートル以内のもの	
5,000平方メートルを超え、10,000平方メ	300,000円
ートル以内のもの	
10,000 平方メートルを超え、50,000 平方	470,000円
メートル以内のもの	
50,000平方メートルを超えるもの	790,000円
(2) 当該申請又は通知(建築物省エネ法	(1) に掲げる床面積の合計の区分に
第11条第6項に規定する適合判定通	応じて定める額に、次のア又はイに掲
知書又はその写しの提出がないものに	げる当該申請又は通知に係る建築物の
限る。)に係る建築物の建築が、同法	床面積の合計の区分に応じて、それぞ
第11条第1項ただし書の国土交通省	れ当該ア又はイに定める額を加算した
令で定める特定建築行為(建築物省エ	額

ネ法規則第2条第1項第1号に掲げる	
特定建築行為に限る。) 又は同法第1	
2条第2項ただし書の国土交通省令で	
定める特定建築行為(同号に掲げる特	
定建築行為に限る。)である場合	
ア 一戸建ての住宅	加算する額
200平方メートル未満のもの	16,000円
200平方メートル以上のもの	17,000円
イ 共同住宅又は長屋住宅	加算する額
300平方メートル未満のもの	27,000円
300平方メートル以上2,000平方メートル	40,000円
未満のもの	
2,000平方メートル以上5,000平方メート	62,000円
ル未満のもの	
5,000平方メートル以上10,000平方メート	79,000円
ル未満のもの	
10,000平方メートル以上25,000平方メー	161,000円
トル未満のもの	
25,000平方メートル以上50,000平方メー	293,000円
トル未満のもの	
50,000平方メートル以上のもの	558,000円

備考

- 1 床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積に ついて算定する。
 - (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。) 当該 建築に係る部分の床面積
 - (2) 確認を受け、又は適合すると認められた建築物の計画の変更(以下「計画の変更」という。)をして建築物を建築する場合(移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
 - (3) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその 用途を変更する場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替え 又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
 - (4) 計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
- 2 建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条 第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物が2以上ある場合における(2) の項の規定の適用については、(2)の項中「次の」とあるのは「当該申請又は通

知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」とする。

別表才の表を次のように改める。

別表オ 建築物に関する完了検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額
(1) (2) に掲げる場合以外の場合	
30平方メートル以内のもの	19,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以	29,000円
内のもの	
100平方メートルを超え、200平方メートル	36,000円
以内のもの	
200平方メートルを超え、300平方メートル	39,000円
以内のもの	
300平方メートルを超え、500平方メートル	47,000円
以内のもの	
500平方メートルを超え、1,000平方メート	66,000円
ル以内のもの	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メー	85,000円
トル以内のもの	
2,000平方メートルを超え、5,000平方メー	150,000円
トル以内のもの	
5,000平方メートルを超え、10,000平方メー	190,000円
トル以内のもの	
10,000平方メートルを超え、50,000平方メ	290,000円
ートル以内のもの	
50,000平方メートルを超えるもの	560,000円
(2) 当該申請又は通知に係る建築物が建築	(1) に掲げる床面積の合計の区分
物省エネ法第11条第1項に規定する要	に応じて定める額に、次のアからエ
確認特定建築行為又は同法第12条第2	までに掲げる当該申請又は通知に係
項に規定する要通知特定建築行為に係る	る建築物の床面積の合計の区分に応
建築物である場合	じて、それぞれ当該アからエまでに
	定める額を加算した額
ア 当該申請又は通知に係る建築物の全部	
が住宅の用途以外の用途に供するもので	加算する額
ある場合の床面積の合計	
300平方メートル未満のもの	9,400円
300平方メートル以上1,000平方メートル未	16,000円
満のもの	
1,000平方メートル以上2,000平方メートル	27,000円

未満のもの	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル	81,000円
未満のもの	
5,000平方メートル以上10,000平方メートル	127,000円
未満のもの	
10,000平方メートル以上25,000平方メート	161,000円
ル未満のもの	
25,000平方メートル以上50,000平方メート	201,000円
ル未満のもの	
50,000平方メートル以上	282,000円
イ 当該申請又は通知に係る建築物の全部	
が住宅の用途に供するもので一戸建ての	加算する額
住宅の場合の床面積の合計	
すべてのもの	4,700円
ウ 当該申請又は通知に係る建築物の全部	
が住宅の用途に供するもので共同住宅又	加算する額
は長屋住宅の場合の床面積の合計	
300平方メートル未満のもの	9,400円
300平方メートル以上2,000平方メートル未	20,000円
満のもの	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル	45,000円
未満のもの	
5,000平方メートル以上10,000平方メートル	81,000円
未満のもの	
10,000平方メートル以上25,000平方メート	129,000円
ル未満のもの	
25,000平方メートル以上50,000平方メート	196, 000円
ル未満のもの	207 200
50,000平方メートル以上のもの	297, 000円
エ 当該申請又は通知に係る建築物の一部	加算する額
が住宅の用途に供するものである場合	
	住宅の用途以外の用途に供する部分
	についてアに掲げる床面積の合計の
	区分に応じて定める額に、住宅の用
	途に供する部分についてイ又はウに
	掲げる床面積の合計の区分に応じて
	定める額を加算した額

備考

1 床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当

該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。

- 2 建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条 第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物が2以上ある場合における(2) の項の規定の適用については、(2)の項中「次の」とあるのは「当該申請又は通 知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」と する。
- 3 (2)の項の床面積の合計は、建築物の増築又は改築をする場合において、当該 増築又は改築をする部分の床面積について算定する。

別表カの表を次のように改める。

別表カ 特定工程に係る建築物に関する完了検査申請手数料

床面積の合計	手数料の額
(1) (2) に掲げる場合以外の場合	
30平方メートル以内のもの	16,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以	25,000円
内のもの	
100平方メートルを超え、200平方メートル	30,000円
以内のもの	
200平方メートルを超え、300平方メートル	35,000円
以内のもの	
300平方メートルを超え、500平方メートル	43,000円
以内のもの	
500平方メートルを超え、1,000平方メート	62,000円
ル以内のもの	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メー	79,000円
トル以内のもの	
2,000平方メートルを超え、5,000平方メー	140,000円
トル以内のもの	
5,000平方メートルを超え、10,000平方メー	180,000円
トル以内のもの	
10,000平方メートルを超え、50,000平方メ	280,000円
ートル以内のもの	
50,000平方メートルを超えるもの	550,000円
(2) 当該申請又は通知に係る建築物が建築	(1) に掲げる床面積の合計の区分
物省エネ法第11条第1項に規定する要	に応じて定める額に、次のアからエ
確認特定建築行為又は同法第12条第2	までに掲げる当該申請又は通知に係
項に規定する要通知特定建築行為に係る	る建築物の床面積の合計の区分に応
建築物である場合	じて、それぞれ当該アからエまでに

	定める額を加算した額	
ア 当該申請又は通知に係る建築物の全部		
が住宅の用途以外の用途に供するもので	加算する額	
ある場合の床面積の合計		
300平方メートル未満のもの		9,400円
300平方メートル以上1,000平方メートル未		16,000円
満のもの		
1,000平方メートル以上2,000平方メートル		27,000円
未満のもの		
2,000平方メートル以上5,000平方メートル		81,000円
未満のもの		
5,000平方メートル以上10,000平方メートル		127,000円
未満のもの		
10,000平方メートル以上25,000平方メート		161,000円
ル未満のもの		
25,000平方メートル以上50,000平方メート		201,000円
ル未満のもの		
50,000平方メートル以上		282,000円
イ 当該申請又は通知に係る建築物の全部		
が住宅の用途に供するもので一戸建ての	加算する額	
住宅の場合の床面積の合計		
すべてのもの		4,700円
ウ 当該申請又は通知に係る建築物の全部		
が住宅の用途に供するもので共同住宅又	加算する額	
は長屋住宅の場合の床面積の合計		
300平方メートル未満のもの		9,400円
300平方メートル以上2,000平方メートル未		20,000円
満のもの		
2,000平方メートル以上5,000平方メートル		45,000円
未満のもの		
5,000平方メートル以上10,000平方メートル		81,000円
未満のもの		
10,000平方メートル以上25,000平方メート		129,000円
ル未満のもの		
25,000平方メートル以上50,000平方メート		196,000円
ル未満のもの		
50,000平方メートル以上のもの		297,000円
エ 当該申請又は通知に係る建築物の一部	加算する額	
が住宅の用途に供するものである場合	,JI / U PA	

住宅の用途以外の用途に供する部分
についてアに掲げる床面積の合計の
区分に応じて定める額に、住宅の用
途に供する部分についてイ又はウに
掲げる床面積の合計の区分に応じて
定める額を加算した額

備考

- 1 床面積の合計は、建築物を建築した場合(移転した場合を除く。)にあっては当該建築に係る部分の床面積について算定し、建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替えをした場合にあっては当該移転、修繕又は模様替えに係る部分の床面積の2分の1について算定する。
- 2 建築物省エネ法第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は同法第12条 第2項に規定する要通知特定建築行為に係る建築物が2以上ある場合における(2) の項の規定の適用については、(2)の項中「次の」とあるのは「当該申請又は通 知に係る建築物ごとに次の」と、「係る建築物」とあるのは「係る建築物ごと」と する。
- 3 (2)の項の床面積の合計は、建築物の増築又は改築をする場合において、当該 増築又は改築をする部分の床面積について算定する。

別表キの表を次のように改める。

別表キ 建築物に関する中間検査申請手数料

中間検査を行う床面積の合計	手数料の額
30平方メートル以内のもの	16,000円
30平方メートルを超え、100平方メートル以内	24,000円
のもの	
100平方メートルを超え、200平方メートル以	33,000円
内のもの	
200平方メートルを超え、300平方メートル以	35,000円
内のもの	
300平方メートルを超え、500平方メートル以	41,000円
内のもの	
500平方メートルを超え、1,000平方メートル	60,000円
以内のもの	
1,000平方メートルを超え、2,000平方メート	77,000円
ル以内のもの	
2,000平方メートルを超え、5,000平方メート	130,000円
ル以内のもの	
5,000平方メートルを超え、10,000平方メート	170,000円
ル以内のもの	

10,000 平方メートルを超え、50,000 平方メー	270,000円
トル以内のもの	
50,000平方メートルを超えるもの	490,000円

別表の5の表を次のように改める。

5 審査、検査等に係る手数料(宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号) に基づくものに限る。)

事務の根拠法令	手数料の名称	手数料の額
宅地造成及び特定盛	宅地造成又は特定	(1) 盛土又は切土をする土地の面積が
土等規制法第18条	盛土等に関する工	3,000平方メートル以内のもの 4,000
第1項又は第37条	事の検査の申請に	円
第1項の規定に基づ	対する審査手数料	(2) 盛土又は切土をする土地の面積が
く宅地造成又は特定		3,000平方メートルを超え20,000平方
盛土等に関する工事		メートル以内のもの 6,000円
の検査の申請に対す		(3) 盛土又は切土をする土地の面積が
る審査		20,000平方メートルを超え40,000平方
		メートル以内のもの 12,000円
		(4) 盛土又は切土をする土地の面積が
		40,000平方メートルを超え70,000平方
		メートル以内のもの 24,000円
		(5) 盛土又は切土をする土地の面積が
		70,000平方メートルを超え100,000平
		方メートル以内のもの 42,000円
		(6) 盛土又は切土をする土地の面積が
		100,000平方メートルを超えるもの
		60,000円

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項の規定に基づく許可をした工事に係る変更許可の申請に対する審査手数料については、なお従前の例による。

長浜市国民健康保険条例の一部改正について

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市国民健康保険条例の一部を改正する条例

長浜市国民健康保険条例(平成18年長浜市条例第98号)の一部を次のように改正する。 第22条中「65万円」を「66万円」に改める。

第22条の10中「24万円」を「26万円」に改める。

第32条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第32条の4第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(保険料に関する経過措置)

2 この条例による改正後の第6章の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について 適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。 長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例の一部改正について

長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例の一部を改正する条例 を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例の一部を改正する 条例

長浜市児童発達支援センター及び長浜市こども療育センター条例(平成18年長浜市条例 第121号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改める。 第4条第2号中「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前9時から午後4時

45分まで」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一部改正について

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例(令和6年長浜市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

附則中「、第2条の規定は同年3月1日から」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

長浜市農業集落排水処理施設条例(平成18年長浜市条例第135号)の一部を次のように 改正する。

別表八条地区農業集落排水処理施設の項、泉国友郷地区農業集落排水処理施設の項、山本地区農業集落排水処理施設の項及び丁野・二俣地区農業集落排水処理施設の項を削る。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

長浜市市営住宅条例の一部改正について

長浜市市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市市営住宅条例の一部を改正する条例

長浜市市営住宅条例(平成18年長浜市条例第158号)の一部を次のように改正する。 別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

団地名	所在地
北新団地	神照町860番地24
新庄寺団地	新庄寺町167番地1ほか
八幡中山団地	八幡中山町422番地2
日の出団地	新栄町611番地
千草西団地	千草町311番地5ほか
千草東団地	東上坂町1205番地1ほか
常喜団地	常喜町300番地22
桜町第1団地	桜町321番地4
桜町第2団地	酢355番地2
桜町第3団地	桜町306番地1ほか
新旭町第1団地	新旭町158番地
新旭町第2団地	新旭町240番地
新旭町第4団地	新旭町267番地
西大井町団地	西大井町44番地ほか
柿ノ木団地	柿ノ木6番地ほか
長田町団地	長田町116番地40ほか
東柳野団地	高月町東柳野329番地1
栄町団地	木之本町木之本1756番地4ほか
宇根本団地	木之本町廣瀬332番地1ほか

城ヶ端団地	木之本町田部471番地1ほか
横田団地	木之本町木之本481番地2
高田団地	余呉町中之郷1540番地

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第35号

長浜市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

長浜市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のよう に制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

長浜市非常勤消防団員退職報償金の支給に関する条例(平成18年長浜市条例第177号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第2条関係)

退職報償金支給額表

	1			·			1
	勤務年数						
階級	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	の5年1711.
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000 円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000 円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団 長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及 び班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

ふるさと長浜寄附条例の一部改正について

ふるさと長浜寄附条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

ふるさと長浜寄附条例の一部を改正する条例

ふるさと長浜寄附条例(平成20年長浜市条例第30号)の一部を次のように改正する。 第2条中第6号を第7号とし、第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) こども若者が活躍する機会・場所・仕組みを創出する事業 第5条第1項各号を次のように改める。
- (1) 第2条第1号の事業 長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金
- (2) 第2条第2号の事業 長浜市子ども未来教育基金
- (3) 第2条第3号の事業 長浜市地域福祉基金
- (4) 第2条第4号及び第5号の事業 長浜市環境と社会経済の好循環創造基金
- (5) 第2条第6号の事業 長浜市文化芸術振興基金
- (6) 第2条第7号の事業 協働でつくる長浜まちづくり基金 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
 - (長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金条例の一部改正)
- 2 長浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進基金条例(平成27年長浜市条例第31号) の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。
 - (1) 予算で定める額
 - (2) 寄附金

議案第37号

長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部 を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正について

長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び地方公務員法の一部 を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例

(長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年長浜市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第7条第2項中「100分の3」を「100分の4」に改める。

第9条第1号中「通勤のため交通機関」の次に「又は有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)」を、「運賃」の次に「又は料金(以下この条において「運賃等」という。)」を加え、「(交通機関」を「(交通機関等」に、「交通機関を利用しない」を「交通機関等を利用しない」に改め、同条第3号中「交通機関」を「交通機関等」に、「運賃」を「運賃等」に改める。

第20条第1項中「第5条、第6条及び第8条」を「第5条及び第6条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第8条の規定は、地方公務員法第22条の5第1項又は第2項の規定により採用された職員には適用しない。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部 改正)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 (令和4年長浜市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「第5条、第6条及び第8条」を「第5条及び第6条」に改める。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中第6条第2項及び第7条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

議案第38号

長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制 定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年長浜市条例第33号)の一部 を次のように改正する。

第1条中「第4条」の次に「、第5条」を加える。

第9条を第10条とする。

第8条の見出し中「特定任期付企業職員に対する」を削り、同条に次の1項を加える。

3 病院事業職員給与条例第6条、第8条及び第19条の規定は、企業職員である任期付 短時間勤務職員には適用しない。

第8条を第9条とする。

第7条の見出し中「特定任期付職員に対する」を削り、同条に次の1項を加える。

3 給与条例第6条の4、第7条及び第8条の3の規定は、任期付短時間勤務職員(企業職員を除く。)には、適用しない。

第7条を第8条とする。

第6条第1項中「地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員(以下「企業職員」という。)」を「企業職員」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第2条及び第3条」を「第2条から第4条まで」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「前条第1項第1号」を「第3条第1項第1号」に、「事情により前条の規定」を「事情により同条の規定」に改め、「職員」の次に「及び前条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)」を、「場合で」の次に「第3条又は」を加え、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(短時間勤務職員の任期を定めた採用)

- 第4条 任命権者は、短時間勤務職員(法第2条第2項に規定する短時間勤務職員をいう。 以下同じ。)を前条第1項各号に掲げる業務のいずれかに従事させることが公務の能率 的運営を確保するために必要である場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用する ことができる。
- 2 任命権者は、前項の規定によるほか、住民に対して職員により直接提供されるサービスについて、その提供時間を延長し、若しくは繁忙時における提供体制を充実し、又はその延長した提供時間若しくは充実した提供体制を維持する必要がある場合において、短時間勤務職員を当該サービスに係る業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
- 3 任命権者は、前2項の規定によるほか、職員が次に掲げる承認(企業職員(地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和27年法律第289号)第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。)にあっては、これらに相当する承認その他の処分)を受けて勤務しない時間について短時間勤務職員を当該職員の業務に従事させることが当該業務を処理するため適当であると認める場合には、短時間勤務職員を任期を定めて採用することができる。
 - (1) 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年長浜市条例第30号)第15

条の規定による家庭支援休暇の承認

(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第1項の 規定による承認

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
 - (長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)
- 2 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成18年長浜市条例第30号)の一部を 次のように改正する。

第2条第4項中「採用された職員」の次に「及び長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年長浜市条例第33号)第4条の規定により任期を定めて採用された職員」を加える。

(長浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 3 長浜市職員の育児休業等に関する条例(平成18年長浜市条例第31号)の一部を次のように改正する。
 - 第2条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。
 - (4) 長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年長浜市条例第33号) 第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
 - 第2条の3第2号中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務職員」に改める。
 - 第15条第2号中「同じ。)を」を「「育児休業法第18条第1項の短時間勤務職員」 という。)を育児休業法第18条第1項の」に改める。
 - 第17条の表第9条第2項第2号の項を削る。
 - 第19条の見出し中「育児短時間勤務に伴う」を「育児休業法第18条第1項の」に 改め、同条中「規定は、」の次に「育児休業法第18条第1項の」を加える。
 - 第20条(見出しを含む。)中「育児短時間勤務に伴う」を「育児休業法第18条第1項の」に改め、同条の表第9条第2項第2号の項を削り、同表第16条の4第1項の項中「から第8条まで及び第8条の3」を「及び第7条」に改め、「、第8条」を削る。
 - 第21条第2号及び第22条第1項中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「短時間 勤務職員」に改める。

(長浜市職員の給与に関する条例の一部改正)

4 長浜市職員の給与に関する条例(平成18年長浜市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

10 長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年長浜市条例第33号) 第4条の規定により任期を定めて採用された職員(以下「一般職任期付短時間勤務職 員」という。)の給料月額は、前条及び第1項から第8項までの規定にかかわらず、 これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第4項の規定により定められた 当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額 (その額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額)とする。 第9条第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間」を「支給単位期間」に改める。

第12条第3項中「定年前再任用短時間勤務職員」の次に「及び一般職任期付短時間 勤務職員」を加える。

(長浜市職員退職手当条例の一部改正)

5 長浜市職員退職手当条例(平成18年長浜市条例第49号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項ただし書中「職員」の次に「及び長浜市一般職の任期付職員の採用等に 関する条例(平成24年長浜市条例第33号)第5条に規定する任期付短時間勤務職員」を 加える。 長浜市附属機関設置条例の一部改正について

長浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市附属機関設置条例の一部を改正する条例

長浜市附属機関設置条例(平成25年長浜市条例第27号)の一部を次のように改正する。 別表市長の部長浜市地域経営改革会議の項を削り、同部長浜市市民活動団体支援事業審 査会の項中「長浜市市民活動団体支援事業審査会」を「長浜市市民協働事業審査会」に、 「市民活動団体支援事業等」を「市民協働事業」に改め、同部長浜市要保護児童及びDV 被害者対策地域協議会の項中「長浜市要保護児童及びDV被害者対策地域協議会」を「長 浜市要保護児童並びにDV被害者及び困難女性支援対策地域協議会」に改め、「定める被 害者」の次に「及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号) に定める困難な問題を抱える女性」を加える。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第40号

長浜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

長浜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長浜市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る人員及び運営に関する基準を定める条例(平成27年長浜市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」 に、「以下同じ」を「以下「協議会」という」に改める。

第3条第2項中「前項の」を「第1項の」に、「地域包括支援センター運営協議会」を「協議会」に改め、同項の表おおむね1,000人未満の項及び同表おおむね1,000人以上2,000人未満の項中「前項」を「第1項各号」に改め、同表おおむね2,000人以上3,000人未満の項中「前項第1号」を「第1項第1号」に、「前項第2号又は第3号」を「同項第2号又は第3号」に改め、同条第2項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると 認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区 域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごと に同項各号に掲げる常勤の職員に応じ、当該各号に定める員数を当該複数の地域包括支 援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターが同項に規 定する基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。
- 3 前2項の場合において、常勤の職員の員数は、協議会が第1号被保険者の数及び地域 包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法 (当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおい て常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職 員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

長浜市公共下水道事業の設置等に関する条例(平成29年長浜市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「4,753.9~クタール」を「5,026.9~クタール」に改め、同条第4項中「10万6,830人」を「10万5,480人」に改め、同条第5項中「6万4,087立方メートル」を「6万3,466立方メートル」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例の一部改正について

長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例の一部を改正する条例

長浜市公共下水道等の利用者の負担に関する条例(令和3年長浜市条例第26号)の一部 を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条中「又は受益者負担金」を削り、同条を第5条とする。

第7条第2項を削り、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

字の区域及び名称の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、下記のとおり字の区域及び名称を変更することについて議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

		変更前	変見	更後
町	字	地番	町	字
室町	城居立	80、87、88の一部、88の1、89、89の1、90、90の1、	室町	
		91		
	四十村	96から98まで、98の1、98の2、99の1、99の2、100		
		の1から100の4まで、101の1から101の4まで、102、		
		103の1、103の2、104の1から104の3まで、105の1		
		から 105 の 3 まで		
	南今五郎	106の2、106の5から106の8まで、107の1、107の8、		
		$108 \mathcal{O} 1$, $109 \mathcal{O} 1$, $110 \mathcal{O} 1$, 111 , $112 \mathcal{O} 1$, $113 \mathcal{O} 1$		
	宮田	$115 \mathcal{O} 1$, 116 , $116 \mathcal{O} 1$, 117 , $118 \mathcal{O} 1$, 119 , $120 \mathcal{O} 1$,		
		121 の 3 から 121 の 5 まで、122 の 1、123 の 1、124 の 1、		
		124 Ø 9		
	東今五郎	125 の 1 から 125 の 6 まで、126 の 1 から 126 の 5 まで、		
		127、127の1から127の3まで、128、128の1から128		
		の5まで、129、129の1から129の4まで、130、130		
		の1から130の6まで、131の1から131の5まで、132、		
		132 の 1 から 132 の 4 まで、133 の 1 から 133 の 4 まで、		
		134、134の1から134の3まで		
	大町	135 の 1 から 135 の 3 まで、136 の 1、136 の 2、137 の 1、		
		$137 \mathcal{O} 2$, $138 \mathcal{O} 1$, $138 \mathcal{O} 2$, $139 \mathcal{O} 1$, $139 \mathcal{O} 2$, $140 \mathcal{O}$		
		1から140の3まで、141の1、141の2、142の1から		
		142 の 3 まで、143 の 1 から 143 の 3 まで、143 の 6、143		
		の8から143の11まで		
	中井戸	334、334の4、334の6から334の10まで、335、335		
		の 1 から 335 の 5 まで、336 の一部、336 の 1 から 336		
		の4まで、337の3の一部、337の4、337の5、338、338		
		の 3、338 の 4、339 の 1 から 339 の 5 まで、339 の 7、340		

	の1から340の5まで、341、341の1から341の3まで、342、342の1から342の4まで、343、343の1から343の5まで、344	
猫土	368 から 374 まで、374 の 1 から 374 の 3 まで、375 から	
	383 まで、385 から 390 まで、390 の 1、391、392、392	
	の 1、393 から 395 まで、395 の 1 から 395 の 3 まで	
薬師堂	401 Ø 5、402 Ø 5、403 Ø 4、404 Ø 5、405 Ø 5	

上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部は、変更後の 区域に編入する。 指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、令和2年議 案第65号及び令和4年議案第46号で議決を得て指定した湖北みずどりステーションの 指定管理者の指定に係る議決事項を次のとおり変更することにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 変更事項

指定期間

変更後 令和2年9月1日から令和8年3月31日まで

(変更前 令和2年9月1日から令和7年3月31日まで)

2 変更理由

湖北みずどりステーションの譲渡に向けた準備に伴い、指定期間を変更します。

指定管理者の指定に係る議決事項の一部変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、令和4年議案第124号で議決を得て指定した己高庵の指定管理者の指定に係る議決事項を次のとおり変更することにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 変更事項

指定期間

変更後 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(変更前 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで)

2 変更理由

己高庵の無償貸与に向けた準備に伴い、指定期間を変更します。

財産の譲渡について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、次のとおり財産を無償譲渡することにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 譲渡の相手方

長浜市木之本町木之本816番地1 認可地縁団体 木之本自治会 代表者 藤田 喜代降

2 譲渡する財産の表示

建物

所在 長浜市木之本町木之本字箱柳127番

構造 木造平屋建 延床面積 6.25 ㎡

土地

所在 長浜市木之本町木之本字箱柳123番

地目 畑

面積 300㎡

土地

所在 長浜市木之本町木之本字箱柳124番

地目 畑 面積 9 2 ㎡

土地

所在 長浜市木之本町木之本字箱柳129番

地目 畑

面積 224 ㎡

土地

所在 長浜市木之本町木之本字箱柳130番

地目 畑

面積 300 m²

土地

所在 長浜市木之本町木之本字箱柳144番

地目 畑

面積 115 m²

3 譲渡の目的

木之本自治会が墓地の利用に供するため。

財産の貸付けについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定に基づき、次のとおり財産を無償貸付けすることについて、議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 貸付けの相手方

長浜市野瀬町743番地 株式会社幸和介護 代表取締役 野瀬 真孝

2 財産の種類等

所在 長浜市野瀬町字芋ノ森743番1 外7筆

種類 建物

構造 鉄骨造 平屋建 延床面積 517.79㎡

3 貸付けの目的

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)を運営する上記相手方に貸し付けることで、地域における介護サービスの提供量を確保し、地域福祉の維持向上を図るため。

4 貸付けの期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

損害賠償の額を定めることついて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第13号の規定に基づき、次のとおり損害賠償の額を定めることにつき、議会の議決を求める。

令和7年2月21日提出

長浜市長 浅見 宣義

1 事件の概要

令和6年9月6日、長浜市永久寺町地先にて発生した車両同士の事故により、公用車 (リース車両)が全損したため、賃貸借契約の相手方に賠償金を支払うもの

2 相手方 草津市草津町1862番1 株式会社トヨタレンタリース滋賀 代表取締役 岩城 正憲

3 損害賠償の額 1,687,592円